

— 目 次 —

◎第6回臨時会

○7月12日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	議案第60号から議案第61号までの2議案一括議題	4
日程第4	質疑	11
日程第5	討論・採決	13

付議事件及び審議結果一覧

付 議 議 会	議 案 番 号	件 名	結 果	年 月 日
平成23年 第6回臨時会 (7月)	議案第60号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	7月12日
”	議案第61号	財産の取得について	原案可決	7月12日

◎第7回定例会

○9月9日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	19
日程第2	会期決定の件について	19
日程第3	議案第62号から議案第72号の11議案一括上程	20
日程第4	決算審査報告	22
日程第5	議案第73号から議案第83号までの11議案、諮問第1号、陳情第1号、 請願第1号から第2号までの2件及び意見書案第6号並びに報告第4号から 第5号までの2件一括上程	23

○9月13日（第2号）

日程第1	総括質疑	32
日程第2	常任委員会付託	35

日程第3 議案第83号、諮問第1号及び意見書案第6号の質疑・討論・採決 36

○9月26日（第3号）

日程第1 一般質問 40

 1番 池邊 美紀君 40

 3番 堀内 義郎君 60

 6番 指宿 秋廣君 69

 4番 内村 立吉君 83

 2番 佐澤 靖彦君 87

 7番 上西 祐子君 92

○9月27日（第4号）

日程第1 一般質問 108

 12番 桑畑 浩三君 108

 5番 福永 廣文君 120

 10番 池田 克子君 127

○9月28日（第5号）

日程第1 常任委員長報告 140

日程第2 質疑 149

日程第3 討論・採決（議案第62号から議案第82号、陳情第1号及び請願第1号から第2号） 151

追加日程第1 意見書（案）第7号から意見書（案）第8号上程 161

日程第4 議会運営委員会の視察研修報告 164

日程第5 常任委員会の閉会中の審査事項について 165

日程第6 議員派遣の件について 166

付議事件及び審議結果一覧

平成23年 第7回定例会 (9月)	議案第62号	平成22年度三股町一般会計歳入歳出 決算の認定について	原案認定	9月28日
-------------------------	--------	--------------------------------	------	-------

平成23年 第7回定例会 (9月)	議案第63号	平成22年度三股町国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月28日
〃	議案第64号	平成22年度三股町老人保健特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月28日
〃	議案第65号	平成22年度三股町後期高齢者医療保 険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案認定	9月28日
〃	議案第66号	平成22年度三股町介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	原案認定	9月28日
〃	議案第67号	平成22年度三股町介護保険サービ ス事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	原案認定	9月28日
〃	議案第68号	平成22年度三股町梶山地区農業集 落排水事業特別会計歳入歳出決算 の認定について	原案認定	9月28日
〃	議案第69号	平成22年度三股町宮村南部地区農 業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について	原案認定	9月28日
〃	議案第70号	平成22年度三股町公共下水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案認定	9月28日
〃	議案第71号	平成22年度三股町墓地公園事業特 別会計歳入歳出決算の認定につ いて	原案認定	9月28日
〃	議案第72号	平成22年度三股町水道事業会計決 算の認定及び剰余金の処分につ いて	原案認定 及び可決	9月28日
〃	議案第73号	三股町暴力団排除条例	原案可決	9月28日
〃	議案第74号	三股町水道事業設置等に関する条 例の一部を改正する条例	原案可決	9月28日
〃	議案第75号	平成23年度三股町一般会計補正予 算(第3号)	原案可決	9月28日
〃	議案第76号	平成23年度三股町国民健康保険特 別会計補正予算(第2号)	原案可決	9月28日

平成23年 第7回定例会 (9月)	議案第77号	平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	9月28日
〃	議案第78号	平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	9月28日
〃	議案第79号	平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	9月28日
〃	議案第80号	平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	9月28日
〃	議案第81号	平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	9月28日
〃	議案第82号	平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	9月28日
〃	議案第83号	工事請負契約の締結について	原案可決	9月13日
〃	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	適任	9月13日
〃	陳情第1号	上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい	継続審査	9月28日
〃	請願第1号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について	採択	9月28日
〃	請願第2号	地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書	採択	9月28日
〃	意見書案 第6号	30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書(案)	原案可決	9月13日
〃	意見書案 第7号	郵政改革法案の早期成立を求める意見書(案)	原案可決	9月28日
〃	意見書案 第8号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書(案)	原案可決	9月28日

”	報告第4号	平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について		
”	報告第5号	平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	池邊 美紀	1 入札、総合評価方式について	① 総合評価はどのような経緯で作成されたのか。また、どのような効果があるのか ② 建築物において町内施行業者が請け負える努力はなされているか	町 長
		2 企業誘致について	① ミツバの撤退はいつ知ったのか。その対応策は考えたのか。また、失業者対策、土地と建物を今後どのようにするのか ② 6月一般質問以降の改善点と企業誘致の具体的戦略を伺う	町 長
		3 アスリートタウン三股の施設設備について	① 陸上タータンの整備について6月一般質問以降の進捗状況を伺う ② スポーツ合宿所をどのように考えているか。公民館等既存の施設を利用した場合、何が足りないのか	町 長
		4 土地利用計画について	① 都城市と隣接する植木地区の農地を転用し、宅地化すべきと思うが、どのように考えているか ② 優良農地の確保も大事であるが、宅地化は三股町の人口の増加における重要な問題である。人口増加と宅地化を結びつけた方針はあるのか	町 長
		5 6月議会一般質問の進捗状況について	① 長田地区における過疎化対策 ② 今季のブルーベリーの状態と苗木購入の補助 ③ 地域活性化につながる南九州大学との連携	町 長

2	堀内 義郎	1 林業経営の安定強化について	<p>① 「第五次三股町総合計画」の基本計画に林業の振興が図られているが、その中に公共施設の木造化と民間施設の木材利用普及啓発とある。その内容について問う</p> <p>② 町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護、育成についてどんな取り組みを行っているか</p>	町 長
		2 霧島南部地区広域農道（都城盆地朝霧ロード）の通行について	<p>① 近年大型車の通行量が多く、広域農道としてより産業道路としての利用となっているが、道路の整備について伺う</p>	町 長
3	指宿 秋廣	1 東日本大震災に伴うがれき等の処分について	<p>① 不燃ごみ処分（原発汚染）に対し、国・県から要請の可否について問う</p> <p>② 汚染ごみは、受け入れ拒否をするべきと考えるが、基本姿勢を問う</p> <p>③ 可燃ごみ処分（原発汚染）に対し、国・県から調査における回答の相談等があったか問う</p> <p>④ 汚染ごみは、受け入れ拒否をするべきと考えるが、都城市に伝えて国・県に回答したか問う</p>	町 長
		2 国保保険料の納付率向上について	<p>① 納付率及び分納相談の件数の現状はどうなっているか</p> <p>② 納期回数の変更をすることはできないか</p>	町 長
		3 健康管理センターの運動器具整備について	<p>① 意見箱にどのような要望等があるのか</p> <p>② ルームランナーの整備をする考えはないか</p>	町 長
4	内村 立吉	1 学校給食について	<p>① 学校給食費未納者の数とその対応について伺う</p> <p>② 子ども手当が支給されるにあたって給食費未納分を差し引く考えはないか伺う</p>	教育長
		2 スポーツ振興について	<p>① スポーツ基本法が成立したが、本町はスポーツ振興について、今後の町としての具体的方針があるのか伺う</p> <p>② 三股町文化会館西側の広場を整備する予定はないか伺う</p>	町 長

5	佐澤 靖彦	1 宿泊施設問題について	<p>① 前回の一般質問の回答で「アスリートタウンみまたの創造」をスポーツ振興の基本理念として、合宿所の整備も必要と考えているとのことだったが、町としてどのような対策を考えているか</p> <p>② 宿泊のため地区分館の推進をしているとのことだが、旅館業法、また消防法をクリアしているのか</p> <p>③ 鹿児島県の宿泊施設を実際に訪問し、その中で勉強し、良い所を取り入れ、県内一の宿泊施設を目標に取り組めないか</p>	町 長 教育長 町 長
6	上西 祐子	1 エネルギー政策について	<p>① 福島原発事故は半年になるのにまだ終息されていない。町長は原発の是非に対してどのように考えるか</p> <p>② 本町の将来を考えて、自然エネルギーの開発、普及に取り組む考えはないか</p>	町 長
		2 高齢者福祉対策について	<p>① 改定介護保険法が6月に成立したが、介護サービスは主にどういったところが変わるのか</p> <p>② 一人暮らしの方、高齢者世帯だけの実態調査をされていると思うが、今後どのような施策を考えているのか</p> <p>③ 地域で高齢者が安心して暮らすために、支え合いが重要となってくるが、そのための具体的施策は考えているのか</p>	町 長
		3 健診事業について	<p>① この5年間の健診者数と医療費の動向を伺う</p> <p>② 健康診断を受けやすくするために、バスでの送り迎えをする考えはないか</p>	町 長
7	桑畑 浩三	1 放射能にどう対応するか	<p>① 三股町の汚染調査はしたのか</p> <p>② 学校、保育園の給食の対応はどのようにしているか</p> <p>③ 川内原発をどうとらえているか</p>	町 長
		2 救急医療センターの移転について	① 移転は不要だと思うが、なぜ移転が必要なのか問う	町 長
		3 クリーンセンターについて	① なぜストーカ炉方式なのか伺う	町 長

8	福永 廣文	1 第五次三股町総合計画について	<p>① 基本計画の中に豊かな自然環境の保全と活用とあるが、高才原の島津茶園を農事組合法人豊栄ガーデン生産組合へ売却することについては、町として情報はなかったのか</p> <p>② 森林の適切な保護管理と活用とあるが、現在中国人による水資源としての森林買収が各地で行われている。本町の現状について伺う</p>	町 長
		2 町営住宅の運営について	① 町営住宅の入居選定方法と今までの空き室、入居希望者数について伺う	町 長
		3 町道の整備について	① 餅原駅前の道路は舗装部分が一部で、道幅は広いが草地となっている。この草地を整備し駐車場として広く活用すべきではないか	町 長
9	池田 克子	1 災害及び防災対策について	<p>① 消防庁が調査した各市町村における「災害時要援護者の避難支援対策」が公表された。当町の平成23年3月30日現在の状況は整備途中との回答が多い。その理由について問う</p> <p>② 防災への具体的な取り組みとして①地域コミュニティとどう連携していくのか②老老、障害者等に対する救助はどうするのか③実践的訓練が全地域ごとに必要ではないか。これらについて伺う</p> <p>③ 防災無線が各地区に配備されているが、聞こえないとの苦情が多い。また、配備されていたが、現在なしの地区もある。防災無線のあり方を検討している自治体が多くなっている。当町は検討していないのか。全地区への配備と合わせて問う</p>	町 長
		2 高齢者の見守り対策について	<p>① 「一人暮らし世帯」が増えている。特に、高齢者への対策はとられているのか問う</p> <p>② 「一人暮らしの高齢者」への見守り強化について、民生委員以外とも連携を強化する取り組みについて考えはないか問う</p> <p>③ 「医療情報キット」の配布事業を推進できないか問う</p>	町 長

三股町告示第24号

平成23年第6回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月8日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年7月12日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成23年 第6回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成23年7月12日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年7月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第60号から議案第61号までの2議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第60号から議案第61号までの2議案一括議題
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君

書記 川野 浩君

書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君
産業振興課対策監	中原 昭一君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	岩松 健一君	教育課長	野元 祥一君
会計課長	重信 和人君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） ただいまから、平成23年第6回三股町議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番、内村君、7番、上西さんの2人を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） 議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る7月8日10時から委員会を開催し、本日招集されました平成23年第6回三股町議会臨時会の会期日程等について協議いたしました。

今期、臨時会に提案されます議案は、税条例の一部改正及び財産の取得の2件であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については本日1日限りとし、提案される議案第60号から61号までの2議案につきましては委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 会期についてお諮りします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとし、提案される議案第60号から第61号までの2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される議案第60号から第61号までの2議案については委員会の付託を省略し、全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 議案第60号から議案第61号までの2議案一括議題

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第60号から議案第61号までの2議案を一括して上程いたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。平成23年第6回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第60号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、第177回通常国会において、平成23年6月22日可決成立し、6月30日に公布、施行されたところであります。これに伴い、町税条例につきましても改正を行うもので、内容としましては、町民税における不申告等に対する罰則の強化ほか、寄附金税額控除の下限額の引き下げ、免税牛の頭数の引き下げ、株式等譲渡所得に係る町民税の特例ほかの適用期限の延長等について改正を行うものであります。

次に、議案第61号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、給食センターで調理・洗浄等に使用している小型貫流ボイラーが設置後10年を経過し、機械内部の腐食が進んでいること、かつ保守契約期間が終了していることから、新たに小型貫流ボイラーを購入、設置しようとするものであります。そこでプロポーザル方式による業者選定を行った結果、三浦工業株式会社宮崎営業所と1,433万2,500円で物品購入契約を締結しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） 補足説明があれば許します。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） それでは、補足説明をいたしたいと思います。

議案の第60号でございます。「三股町税条例の一部を改正する条例」でございます。事前に議案の改正のポイント、それから新旧対照表がお手元にあるかと思えます。それから、けさお配りしました三股町税条例の一部を改正する条例の概要についてというのをまとめましたので、その3点でまず説明をいたしたいと思えます。

まず、議案としての税条例の一部を改正する条例の文でございますけれども、下のほうにページが、1ページから通し番号で打ってございます。

まず、1ページには本則の改正でございまして、ここは申告をしない場合の罰則の強化あるいは寄附金控除の5,000円が2,000円になったことへのものが、改正が入っているところでございます。

それから、その次のページ、2ページでございますが、ここは主に免税牛の頭数の改正等が入っているところでございます。

それから3ページには、法律があるいは条例がそれぞれ変わったことによりまして、その条文の整理をするための改正でございまして、中身としては大きな変化はないところでございます。

それから4ページを見ていただきますと、4ページの上から4行目でございますが、附則平成20年4月30日条例第15号の改正、いわゆる改正附則の改正ということでございます。それから下のほうに5行目ぐらい下がりまして、附則平成22年3月31日条例第11号の改正、これもいわゆる改正附則の改正ということでございます。そして3行ほど下に、附則と施行期日という形となっております。ただ、この議案としての文章で中を進めますと、なかなかわかりづらいということがございますので、新旧対照表とけさ方配りしましたものを2つ照らし合わせながら、ちょっと中身を説明を申し上げたいと思えます。

それでは、新旧対照表は6ページでございます。6ページとけさ方配りしました概要についてを見ておいていただきたいと思えます。右のほうが改正で新しくなるものでございます。

まず、条文の改正でございますが、このけさ方配りしましたもの一番左のほうに、1、2、3、4、5と順番が打ってありますが、これは条文とは何ら関係はございませんのでよろしくお願いしたいと思います。

まず、1番の第26条第1項でございます。ここが罰則の強化ということでございまして、町民税の納税管理人不申告の場合の罰則でございます。納税義務者が三股町に在住していないような場合には、だれか納税管理人を三股町内から立てなければなりませんよというふうになっているところでございますが、そういった場合に、納税管理人を申告しなかった場合の過料でござい

ます。これが3万円から10万円になったということでございまして、新旧対照表の6ページの下のほうにございます町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料ということで、第26条はそういうことでございます。

続きまして、新旧対照表の7ページでございます。

上のほうから5行目ぐらいでしょうか、に寄附金税控除額というものがございます。第34条の7でございますが、これは地方公共団体あるいは日赤あるいは共同募金に、住民の方が寄附をされた場合に5,000円以上寄附をされた場合は、町民税から税額を控除しますよというふうになっているところでございますけれども、これを2,000円以上ということで変更になったところでございます。

それから、新旧対照表をあけていただきまして、8ページはありませんが、9ページ、9ページのちょうど真ん中辺に、町民税に係る不申告に係る過料。第36条の4でございますけれども、これは同じく申告をしない、町民税の不申告に対しての過料で、3万円から10万円に変更になるところでございます。それから、下から4行目ぐらい、退職所得申告書の不提出に関する過料、第53条の10でございますが、これにつきましても3万円から10万円。

あけていただきまして10ページでございます。

10ページの真ん中からちょっと下のほうに、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料というのがございます。第65条でございますけれども、ここにつきましても3万円が10万円以下の過料というふうに変更になるところでございます。それから四、五行下のほうに、固定資産に係る不申告に関する過料、第75条ですが、これも同じく申告しない者についての3万円が10万円になるものでございます。

それから、その次のページ、11ページでございますけれども、軽自動車税に係る不申告等に関する過料、第88条でございますが、これも3万円から10万円以下に過料が変更になるところでございます。

それから、その下のほうに町たばこ税。たばこ税に係る不申告に関する過料でございますが、第100条の2でございます。ここは、たばこ税の申告をしない者についての過料でございますが、ここは今まで過料はございませんでした。したがって、新しく新設でございます。したがって、10万円以下の過料ということになるところでございます。

それから、下のほうに特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料というのがございます。第133条でございますが、ここも納税管理人の申し出をしなかった場合の過料と、これが3万円から10万円ということでございます。

それから、あけていただきまして12ページでございます。

一番上のほうに特別土地保有税に係る不申告に関する過料というのがございます。第139条

の2でございますが、これにつきましては今まで過料はございませんでした。したがって、ここも新設でございますが、今回10万円以下の過料ということになるところでございます。

それから、ちょうど真ん中辺のところでございますが、ここからは附則、制定附則の改正でございます。

寄附金税額控除における特別控除額の特例ということでございます。ここが、先ほど申しましたように、寄附金の額が5,000円から2,000円以上が控除できますよと変わったことによりまして、その条文が変更になっております。したがって、ここではその変更がなされてるということでございます。

それから、その次のページ、13ページでございますけれども、第8条肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、いわゆる免税牛でございます。これにつきましては、まず2,000頭が1,500頭に変更になったということでございます。2,000頭まで免税優遇措置がとられておったわけでございますけれども、1,500頭までということに変更になったということでございます。それと、期間を24年度までの適用となっていたものを27年度までのということで、延長になったと。期間の延長ということでございます。

あけていただきまして、15ページでございます。

15ページが一番上のほうでございますけれども、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということでございまして、第10条の2、ここはいわゆる新築住宅に似た軽減があるわけでございますけれども、今回、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正が行われております。この改正の中で、いわゆる福祉サービスを提供する施設が、今まで適用になっていなかったわけでございますけれども、今回から適用になったことによる法文の改正、文言等が改正になっておりますので、その文言等の改正による改正でございます。

それから、ちょうど真ん中でございます。上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例、第16条の3がございまして。ここは、先ほどのいわゆる町条件についてあるいは地方税法について改正が行われたことによって、文言が変わってきております。その文言等の改正、いわゆる条文の整理をしたものでございまして、中身的には変わっていないということでございます。

その次のページもいわゆる土地の譲渡等に係る事業所得に係る町民税の課税の特例ということで、これも条文の整理でございます。

次のページの17ページ、上のほうに、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例、第17条、これも条文の整理でございます。下のほうから4行目、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例第18条、これも条文の訂正、それから、条文の整理でございます。

それから、18ページ、真ん中のところに株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、これも条文の整理。

次のページ、19ページ、上のほうに先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例第19条の8でございますが、これも条文の整理でございます。

次のページ、20ページでございます。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、これも同じく条文の整理でございます。

それから、その次のページ、21ページでございますけれども、21ページのちょうど真ん中あたりになろうかと思いますが、真ん中のちょっと下に、附則平成20年4月30日条例第15号というのがございます。これは第2条の10項でございますけれども、ここではいわゆる改正附則の改正ということでございます。ここではまず、10項では上場株式と配当所得の場合の所得割の率に係る期間の変更でございますが、これが23年12月31日までの適用になっておりましたものを、2年間延長になったということで25年12月31日までということでございます。

あけていただきまして、同じく上場株式等ですが、上から4行目、17項でございますが、ここは株式の譲渡所得の場合の期間の変更ということで、同じく平成23年12月31日までであったものを平成25年12月31日まで、変更になるものでございます。それから一番下のほうの下から2行目に22項がございます。これは条約適用の配当等の所得に係る期間の延長ということで、これも同じく2年間延長されたものでございます。

それから、その次のページ、23ページ、上から4行目でございますが、附則（平成22年3月31日条例第11号）、これの改正でございます。これは、第1条において、施行期日のところでございますけれども、まず第1条の第4号、ここで附則第19条3の改正規定及び次条第6項の規定ということでございますが、ここは、いわゆる非課税控除の上場株式等の譲渡所得によるものの計算の優遇措置でございますが、これが25年1月1日までにになっていたものを2年延長しまして、27年1月1日までに延長されたと。

それから、その下のほうの第2条ですけれども、第6項のところでございますが、これも同じく株式譲渡等の所得計算の特例でございますけれども、これも2年間延長になったということでございます。

そして、けさ配りましたこの下のほうに、そのほかが今回の施行期日ということでございまして、第1条でこの条例は公布の日から施行すると。第1号で罰則規定の改正については、公布の日から起算して2カ月を経過した日が施行日ですと。

それから、免税牛の関係の改正については、平成25年1月1日が施行期日ですよということでございます。

以上が、改正の主な中身でございます。以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 議案第61号「財産の取得について」の補足説明ですけれども、議案の後ろに小型貫流ボイラーの選定経緯が……。

○議長（山中 則夫君） ちょっとお待ちください。お願いします。

○教育課長（野元 祥一君） 議案の後ろに選定経緯というのと、あと関係資料ということでお配りしてあると思いますが、それに基づいて説明をします。

まず、選定経緯のほうですけれども、先般食器洗浄機、食缶洗浄機を購入しておりますが、そのときにも選定委員会を開催しましたけれども、今回も4回開催したところでございます。

その中で、（4）というところで業者の選定方法とありますが、この小型貫流ボイラーの導入に当たっては、ただ単に納入金額ということだけではなくて、補修の関係またランニングコスト、この辺を判断する必要があるということから、プロポーザル方式による選定を行ったところでございます。その選定方法、審査項目ということでは、（5）に掲げてあるチェック項目について審査を行ったということでございます。

裏のほうに、参加業者ということで3社でございました。審査結果として、表にあるとおりでございますけれど、下のほうに丸書き説明としてあります。

設定業者は見積もり価格としては2番目ということですが、保守管理の考え方とその内容、それから燃料消費量、それから10年間のランニングコストなど、総合的に評価した結果、点数、総合評点であるように他2社を大きく上回ったということでございます。

関係資料のほうを見ていただきたいと思います。

給食センターでは、このボイラーによる蒸気、これを調理、洗浄に使用しております。調理ということでは、給食センターで大きなかまを6個持っているわけですが、グランドケトルを含め4つのかまが蒸気で調理をするということになっております。ガスがまは焦げつくということから、蒸気を活用して調理をしているということでございます。また、洗浄についても食器洗浄、それから食缶の洗浄、それから乾燥機、真空冷却器、これの熱源ともなっております。

ちなみに蒸気消費量ということで言いますと、午前中に約1,300キログラム、午後が約1,700キログラムを使用するということになっております。

続いて、設備関係の比較表というところで、3社の比較が出ております。

この中で、上から4番目の相当蒸発量というのがあります。ナンテックについて1,600キログラム、加藤工機について1,500キログラム、それから三浦工業が1,200キログラムというふうになっております。蒸気の使用量ということを考えたときに、この三浦工業の1,200で十分という格好に、もちろんこれ2台一式という格好になっておりますから、三浦工業で十分な

わけです。加藤工機とナンテックというのは、1,200が普通車とすれば大型車、外車というような格好になるだろうと思います。そういう関係もあって、経緯の燃料消費量、1時間当たりのガス使用料という格好になりますが、ナンテックのほうが80.2、加藤工機が76、三浦工業が60.8という格好になります。これは当然ガス代に反映するという格好になります。

その表の一番下、設備電力ということで電気の関係がありますが、ここも9.1、7.9、4.45という格好で大きく違う。これも電気消費量にはね返ってくる、いう格好になります。

あと、いろんな機器があるんですけども、三浦工業についてはボイラーの専門メーカーということですので自社製品、それ以外については自社製品と他社の機器の併用という格好になっております。

ページをめくっていただきまして、今度はメンテナンススペースの関係でございます。

消防法と労働安全衛生法の関係で、ボイラーの設置については壁から基本的に45センチという確保があるわけですが、機械の大きさの関係があって、現在のボイラー室、そこに設置した場合に、ナンテックの関係、加藤工機の関係においてはこの45センチに満たないということから、もしこの2つのほうの導入ということになればボイラー室の改造、これもまた出てくるという格好になります。

続いて、次のページです。

保守管理の考え方、ランニングコストという格好であります。ボイラーは先ほど言いましたように調理、洗浄に使うということで、ボイラーがストップすると給食はストップせざるを得ないという格好になります。そういうことから、保守というのは極めて重要でございます。

まず、ナンテックの考え方ですけれども、修理等もすぐに対応するし、そんなに壊れるものではないことから保守契約は結ぶ必要はないということです。故障してから対応するというのではなくって故障を発生させない、いう考え方で給食センターは取り組む必要があるというところではあります。あと、加藤工機については、年4回とメールメンテナンスという格好になっております。三浦工業については、毎月の関係とPHSを利用したオンラインメンテナンスという格好がございます。

その次の下に補償内容というふうになっておりますが、三浦工業については、ボイラー本体と付帯設備の10年間保証、他の2社については、そこがなしということになっております。

それと保守契約料ですけれども、ナンテックについては基本的に保守契約は結ばないということではなしということでございますけれども、金額的な比較をするという意味合いで他の2社が金額が提示がされておりますので、下から5番目、定期自主検査ということで法的に義務づけられた部分で15万7,000円という提示をされておりますので、4回ということで、ここには3回分の金額を想定して書いてると。で、47万2,500円というのをここに表示しているところ

です。加藤工機と三浦工業についてはここに記載のとおりでございます。

それから、ボイラーについては、管の内部に専門用語でスケールと言われる水あか、カルシウム、マグネシウムなどの堆積物が付着するということから、これを定期的に取り除くという必要があります。そういう関係で薬品、それから塩等が必要になるわけですが、その経費について、ナンテック、加藤工機については、費用は必要になる。三浦工業については、保守契約の中に入っておるという格好になります。

それから、その下の表、消耗部品・修理という格好があります。機械の消耗は当然出てきます。それと故障した場合の修理の関係、それについてはナンテックと加藤工機についてはその都度請求、三浦工業についてはその分も保守契約の中に入っておるという格好になります。

そういうもろもろのものを計算したときに、10年間のコストという格好で、ナンテックについてはこの米印、900万を超える。加藤工機については1,000万を超える。それから三浦工業については600万円台という格好。で、もちろんこれには先ほど説明しましたガスの代金、それから電気の関係というのは入っておりません。それらを含めるとランニングコストという意味では、相当違ってくるということになると思います。

そういうことをもろもろに評価した表が、次のページにあると思います。そういうことを踏まえて、結果として三浦工業に決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

今臨時会に提案された2議案に対する質疑であります。なお、質疑は会議規則により同一の議題については、臨時会及び全体審議では5回を超えることができないとなっております。質疑の際は議案番号明示の上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 5番、福永。条文改正の2番目の34条の7について、ちょっとご質問いたします。

寄附金税額の控除を5,000円から2,000円に引き下げということは、年末の赤い羽根募金なんかで大体寄附を5,000円ぐらいしてるところが、これが控除が2,000円に引き下げということで、募金の額が下がるんじゃないかという、町民のためにとってはよろしいんですけども、募金を集める側からしたら募金の額が下がるんじゃないかなという気がするんですけども、この赤い羽根募金の回収は町長ですよ、そっちの立場から考えてどう判断されるのかと

いうこと1点と、2つよろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 議案番号明示の上ですので、1問ずつお願いします。

○議員（5番 福永 廣文君） それから、ただいまのボイラーの件ですけれども、予算額というのが2,374万という金額で、落札率が60%ということで、安いにこしたことはないんですけれども、最低予定価格というのがこの場合には全然設定されなくてやられたわけですか。その2点をお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 議案60号のほうの答弁をお願いします。税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 今回の改正になって、いろんな考え方があるのかなというふうに思います。今議員がおっしゃったことも一つにはあるのかなというふうに、考え方としてあるのかなと思います。いわゆる5,000円まで共同募金とか日赤とか行政に寄附していたものは、5,000円を上回ると上回った部分に対して税額が控除があるよということでございますので、これが2,000円になるということは、議員がおっしゃる、いわゆるもう税の控除は2,000円になるんだから、こんなもん今まで6,000円にしていたものを今度は4,000円にしようとかいう発想もあるのかなというふうに思います。

逆に、2,000円以上は控除があるからということ、控除があるんなら4,000円にしよう、今まではしなかったけど逆にしようという発想もあるのかなと思うと、さてどちらがどう傾くかというのは、なかなか難しいところかな。確かに両方の考えがあるんじゃないかな、しやすくなった、いわゆる税で控除を見てもらえるという金額が下がりましたので、しやすくなったという面と、逆に税の控除を受けようと思ってされていた人がいるとするならば、その人は逆に額が下がる可能性もあるわけです。ですから、両方の考えがあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 価格の関係ですけれども、まず、予算については業者のほうから見積もりをとって、それを踏まえて予算化したところ、それとの差が大きいという格好になるわけですけれども、ここ数年ボイラー業界の競争の激しさというのが反映されているというふうに思っています。ちなみに、11年前の平成12年に同じくこのボイラーを購入しているんですが、そのときは1,533万円で取得しておるということで、約100万円近く下がっておるという状況になります。最低制限価格については設けておりません。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論、採決を行います。

議案第60号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号「財産の取得について」を議題として、討論、採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決しました。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会をいたします。

午前10時40分休憩

〔全員協議会〕

午前10時50分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年

第6回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 内村 立吉

署名議員 上西 祐子

三股町告示第29号

平成23年第7回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月6日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成23年9月9日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○9月13日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○9月27日に応招した議員

○9月28日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成23年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第62号から議案第72号の11議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第73号から第83号までの11議案、諮問第1号、陳情第1号、請願第1号から第2号までの2件及び意見書案第6号並びに報告第4号から第5号までの2件一括上程
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第62号から議案第72号の11議案一括上程
日程第4 決算審査報告
日程第5 議案第73号から第83号までの11議案、諮問第1号、陳情第1号、請願第1号から第2号までの2件及び意見書案第6号並びに報告第4号から第5号までの2件一括上程
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

いました。その結果、本定例会の会期は、本日から9月28日までの20日間とすることに決定しました。日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので説明は省略いたします。

次に、本定例会にて提出される議案のうち、議案第83号及び諮問第1号並びに意見書案第6号につきましては、委員会付託を省略し、第5日目の9月13日に全体審議で処置することに決定しました。

なお、議案第83号にかかわる詳細な説明の全員協議会を本日、本会議終了後に、また20日の一般会計予算・決算常任委員会の審査終了後に、議会内部の運営協議又は調整のため、全員協議会を開催することに決定しました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの20日間とすることとし、今回提案される議案のうち、議案第83号及び諮問第1号並びに意見書案第6号につきましては委員会付託を省略し、第5日目の9月13日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第62号から議案第72号の11議案一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第62号から議案第72号の11議案を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

平成23年第7回三股町議会定例会に上程いたしました平成22年度の各会計の決算認定にかかわる各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第62号「平成22年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「平成22年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「平成22年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第67号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第68号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、

議案第69号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第70号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第71号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の10議案については、平成22年度の一般会計及び特別会計における決算認定にかかわる案件でありますので、一括してご説明を申し上げます。

平成22年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、「一般会計」において、歳入決算額97億1,584万2,548円、歳出決算額93億7,862万8,329円、翌年度繰越額2億8,221万9,819円、続きまして「国民健康保険特別会計」において、歳入決算額29億3,013万5,997円、歳出決算額26億2,871万6,845円、翌年度繰越額3億141万9,152円、「老人保健特別会計」において、歳入決算額202万3,184円、歳出決算額157万1,118円、翌年度繰越額45万2,066円、「後期高齢者医療保険特別会計」において、歳入決算額1億9,153万522円、歳出決算額1億8,933万1,055円、翌年度繰越額219万9,467円、「介護保険特別会計」において、歳入決算額17億3,027万160円、歳出決算額17億1,730万1,267円、翌年度繰越額1,296万8,893円、「介護保険サービス事業特別会計」において、歳入決算額1,373万3,296円、歳出決算額1,333万657円、翌年度繰越額40万2,639円、「梶山地区農業集落排水事業特別会計」において、歳入決算額4,197万199円、歳出決算額4,155万720円、翌年度繰越額41万9,299円、「宮村南部地区農業集落排水事業特別会計」において、歳入決算額3,547万3,524円、歳出決算額3,473万194円、翌年度繰越額74万3,330円、「公共下水道事業特別会計」において、歳入決算額2億9,004万9,126円、歳出決算額2億8,803万7,813円、翌年度繰越額201万1,313円、「墓地公園事業特別会計」において、歳入決算額274万8,328円、歳出決算額250万1,647円、翌年度繰越額24万6,681円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝申し上げます。次第であります。

次に、議案第72号「平成22年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」ご説明を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項及び同法第32条第2項の規定に基づき、議会の認定並びに議決を求めるものであります。

平成22年度は、配水管布設替工事、水中ポンプ取替工事、さく井工事及び施設稼働状況監視システム更新工事等に取り組み、中央地区及び長田地区への良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで、収入額が3億7,907万4,240円、支出額が3億2,851万7,506円となり、当年度純利益が5,055万6,734円となったところであり、前年度比5.2%の増収となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入額が1,425万4,000円、支出額が2億1,455万3,183円となり、差し引き不足額2億29万9,183円については、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補てんしたものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

なお、剰余金の処分につきましては、減債積立金へ2,000万円及び建設改良積立金へ3,100万円をそれぞれ積み立てるものであります。

以上、11件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて議会の承認、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか21の各種基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしく願います。

以上、11議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご認定並びにご承認くださるようお願いいたします。

以上で終わります。

日程第4. 決算審査報告

○議長（山中 則夫君） 日程第4、決算審査の報告を求めます。代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。申し訳ありません、朝から風邪を引いてまして、ちょっとお聞き苦しいとは思いますがよろしく願います。

平成22年度決算報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況報告書につきましては、7月7日、町長より審査依頼がありまして、監査委員2名において7月8日から7月29日までの22日間において、決算審査を行いました。また、水道事業会計の企業会計決算審査につきましては、5月31日町長から決算審査の依頼がありまして7月1日に審査を行いました。

決算書、事項別明細書及び証拠書類、諸帳簿等審査しました結果、いずれも正確に、適正に、処理されていると認められましたので、ご報告いたします。

また、財政健全化審査につきましても、8月の18日、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。報告書第4号、5号のとおり早期健全化率、経営健全化基準をそれぞれ下回っております。町の財政状況が健全であることを確認しましたので報告いたします。

なお、詳しいことにつきましては、意見書をご参照いただきますようお願いいたします。
報告を終わります。

**日程第5. 議案第73号から第83号までの11議案、諮問第1号、陳情第1号、請願第1号
から第2号までの2件及び意見書案第6号並びに報告第4号から第5号までの2件
一括上程**

○議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第73号から第83号までの11議案、諮問第1号、陳情第1号、請願第1号から第2号までの2件及び意見書案第6号並びに報告第4号から第5号までの2件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） それでは、各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第73号「三股町暴力団排除条例」についてご説明申し上げます。

本案については、暴力団の排除について新たに条例を制定するものであります。「暴力団による不当な行為の防止に関する法律」いわゆる暴力団対策法が平成3年に制定されましたが、近年の暴力団の対立抗争や全国各地へ暴力団事務所進出が懸念される中、多くの都道府県において条例が制定される状況になってきています。

県内でも、暴力団は、暴力団員による恐喝事件や生活保護不正受給に伴う公務執行妨害など、住民生活や企業、行政活動に対して重大な脅威となっており、県においては、本年3月に条例を公布し、本年8月1日から施行されました。

暴力団排除対策は、社会全体で取り組むことがその効果を発揮するものであり、住民に最も身近な自治体が連携して対策を講じていく必要がございます。本町においても、暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、並びに健全な社会経済活動の発展に寄与するために、近隣市町と足並みをそろえて本条例を制定するものです。

次に、議案第74号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

本案は、昨年度に変更認可の許可を受けて、本年度の当初予算に継続事業で計上しました、配水池の整備等を行うために、「三股町水道事業設置等に関する条例」第2条に規定しております経営の基本について、所要の改正を行うものであります。

すなわち、15年後の将来を予測しての計画給水人口を2万4,850人から2万6,200人に変更するものであります。また、この計画給水人口と今までの1人1日平均使用水量の実績と負荷率から算出いたします、計画1日最大給水量を1万4,783立米から1万1,000立米に

変更するものであります。

次に、議案第75号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国、県の補助内示、決定、及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等や入札残等について、所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額90億5,219万2,000円に歳入歳出それぞれ2億8,412万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,631万4,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、交付決定により増額を補正し、国庫支出金は、国庫補助金から県補助金に組み替えするとともに、安心・安全な学校づくり交付金ほか採択されなかった事業補助金を減額するものであります。

県支出金は、老人福祉費補助金を交付決定により増額補正し、安心子ども基金特別対策事業補助金及び森林整備加速化林業再生事業補助金等を追加補正するものであります。

財産収入については、町有地売払収入を増額補正し、繰入金は平成22年度特別会計決算に伴う精算返還金及び基金繰入金をそれぞれ増減補正するものであります。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を補正し、諸収入については、清掃費関係の都城市精算分等を増額補正するものであります。

町債については、弓道場建設に伴う補助金の増額による町債の減額補正等であります。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費については、災害備蓄倉庫整備事業を増額補正し、庁舎の空調機器購入の入札残ほか、県議会議員選挙費用を減額補正するものであります。

民生費については、災害時の要援護者台帳の整理ほか、地域子育て創生事業の電算システム開発や児童館等の備品購入費の増額補正であります。

衛生費については、新型インフルエンザワクチン接種国庫助成事業の廃止に伴う、季節型インフルエンザ事業への移行経費ほか、平成22年度衛生センター負担金の精算分等を増額補正するものであります。

農林水産業費は、畜産業費において、口蹄疫等予防対策経費の増額補正ほか、農道整備事業等の増額補正であります。

土木費は、道路維持補修費等を増額補正するほか、公園管理費を増額補正するものであります。

教育費は、三股小放課後児童クラブ室改修事業ほか、給食センター蒸気ボイラー購入事業の入札残等の減額補正であります。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1ほか、土地売却収入等を基金積み立てするものであります。

次に、議案第76号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額29億5,260万1,000円に歳入歳出それぞれ1,477万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,737万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、特定健診未受診者対策事業に伴う国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰越金を増額し、国民健康保険準備積立金からの繰入金を減額するものであります。

歳出につきましては、主なものとして、後期高齢者支援金等、特定検診未受診者対策事業に伴う保健事業費及び平成22年度国庫事業費精算による諸支出金を増額し、介護納付金を減額するものであります。

次に、議案第77号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1億9,867万9,000円に歳入歳出それぞれ232万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億99万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び平成22年度収支決算による繰越金を増額するものであり、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額するものであります。

次に、議案第78号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額17億6,616万6,000円に歳入歳出それぞれ2,104万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,721万円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとして、平成22年度の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金をそれぞれ増額するものであり、歳出につきましては、主なものとして、基金積立金、償還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第79号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2,085万円に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,126万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成22年度の実績に基づき繰越金を増額するものであり、歳出につきましては、一般会計への繰出金を増額するものであります。

次に、議案第80号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,334万円に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,336万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成22年度の決算に伴う繰越金を増額し、それに伴い、一般会計繰入金金を減額するものであります。歳出につきましては、職員の共済費に不足を生じたため2万5,000円を措置する補正であります。

次に、議案第81号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,444万6,000円に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,534万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金を74万2,000円、一般会計繰入金15万8,000円をそれぞれ増額するものであり、歳出につきましては、配水管の未布設地域への管渠布設工事費として90万円を措置する補正であります。

次に、議案第82号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億4,113万7,000円に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,143万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成22年度決算に伴う繰越金を201万円増額し、一般会計繰入金を170万8,000円減額するものであり、歳出につきましては、修繕料、委託料、人件費等を59万9,000円増額し、公債費の利子を29万7,000円減額するものであります。

次に、議案第83号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案については、県の森林整備加速化・林業再生事業補助金等を活用して三股町弓道場建設を施工しようとするものであります。

本建設の建設主体工事は、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、条件つき一般競争入札を去る9月2日に実施したものであります。入札の結果、マスジュウ・今村特定JVが1億383万993円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」ご説明申し上げます。

ご承知のように、人権擁護委員は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図るため設置されておりますが、この選任の手続は、町長が議会の意見を聞いて、その後、法務大臣に候補者を推薦し、同大臣が委嘱することになっております。

現在、本町の人権擁護委員として、要職にあられる岩崎健一郎氏の任期が平成23年12月31日付で満了となります。氏は1期3年間にわたり、常に自由人権思想の普及に努力されており、引き続き人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、11議案と諮問1件について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告2件を提出いたしております。

報告第4号「平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び報告第5号「平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の報告2件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 私のほうから、議案第83号「工事請負契約の締結について」補足説明を申し上げたいと思います。

今、町長のほうから、提案理由の中で申し上げましたとおり、弓道場の建設工事について入札の結果が出まして、契約という運びになりました。まず、入札の経過について、若干申し上げたいと思います。入札の進め方については、8月の12日に最初に入札審査会を実施いたしまして、今回の弓道場建設に係る基本方針それからJVの資格基準というものを、その時点で定めたところでございます。その基準に基づきまして、8月の15日に町内の業者の方に、こういったことで入札をいたしますということで、説明会を開催したところでございます。その翌日に、この建設工事に関しての公告を出しまして、8月の29日までの受付申請ということで行ったところでございます。その結果、8月の30日に入札審査会を開催いたしまして、参加資格者の審査を行っております。そしてその後、9月1日に（ ）（「スイッチが入ってない」と呼ぶ者あり）ということで、9月の2日に入札を実施したところでございます。仮契約については、9月の5日に仮契約をしたところであります。

内容については、お手元に、公告第71号ということで、この工事に関する公告が出されておりますので、それが配付されているんじゃないかと思いますが、これに沿って説明させていただきますと、まず、工事件名は三股町弓道場建設工事の建築主体工事でございます。それから、工期につきましては、平成23年9月の15日から（発言する者あり）（「全協で」と呼ぶ者あ

り)全協のほうで配るということだそうですので、そしたら全協のほうで説明をさせていただきたいと思います。若干、資格審査にかかわることについて、若干、お話をさせていただきたいんですが、前の共同企業体(「説明が長い」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)(「全員協議会で説明、そこで」と呼ぶ者あり)そしたら、この説明については全協でさせていただきたいと思います。(「全協で」と呼ぶ者あり)よろしくをお願いします。

○議長(山中 則夫君) 次に、請願第1号から請願第2号まで2件の趣旨説明を求めます。大久保君。

[8番 大久保義直君 登壇]

○議員(8番 大久保義直君) それでは、請願第1号から趣旨説明を申し上げます。

「郵政改革法案の早期成立に関する請願書について」趣旨説明をいたします。

郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に、山間地域において、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献しているところであります。

平成19年10月の郵政民営化法により分社化され、国民サービスの面で「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられています。このため郵政事業の経営形態を見直し、利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたり、全国において公平に利用できることを確保するため、国は、昨年4月に郵政改革法案を閣議決定し通常国会に提出いたしました。以後、秋の臨時国会、平成23年第177通常国会も去る8月31日に会期を終えて、衆院では本会議で郵政改革法案を継続審議と決め、未だ成立しない状態が続いています。このことは、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの維持が困難となることが予想されます。

よって、国において郵便・貯金・保険のサービスが、将来ともに郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く望むものであります。

以上、趣旨説明を申し上げましたが、ご審議の上、採択いただき、意見書を関係大臣に対し提出していただくよう、請願書を提出するものであります。

次に、請願第2号です。「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める請願書について」趣旨説明をいたします。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、地方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念されている。

もとより、地方自治体もこれまで工夫、努力によって消費者行政を充実させることは当然であり、本町としても、より一層の工夫、努力によって消費者行政を充実させることが、住民に対す

る責任であると考えられる。これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、地方自治体の意識や体制は、地方自治体間において格差も見られることから、現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員による人的体制強化等継続的かつ実効的な財政支援をお願いするものであります。

以上、趣旨説明を申し上げましたが、ご審議の上、採択いただき、意見書を関係大臣に対し提出していただくよう請願書を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 次に、意見書案第6号の趣旨説明を求めます。指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、意見書案第6号について趣旨の説明を行いたいと思います。

「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」であります。

平成23年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するため必要な義務教育標準法改正が成立しました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向けようやくスタートを切ることができました。

今回の義務教育条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講じる際の必要な安定した財源の確保を明記されました。今後、35人以下の着実な実行が重要です。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は重要です。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、平成24年度政府の予算編成において、下記5項目について実現をするよう強く要望するものであります。

地方自治法第99条の規定に基づき、関係大臣に意見書を提出することを提案理由の説明とし、皆様方のご審議の上、ご採択いただきますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時50分休憩

〔全員協議会〕

午前11時07分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時08分散会

議事日程(第2号)

平成23年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第83号、諮問第1号及び意見書案第6号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

日程第3 議案第83号、諮問第1号及び意見書案第6号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君(午前10時10分入室)

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	下沖 常美君
環境水道課長	岩松 健一君	教育課長	野元 祥一君
会計課長	重信 和人君		

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、指宿議員から意見書案第6号に係る訂正の申し出がありました。三股町会議規則第19条により会議の議題となった事件を訂正しようとするときは、議会の許可を得なければならないとなっております。

それでは、指宿議員に意見書案第6号の訂正の説明を求めます。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） おはようございます。

大変申し訳ございません。先日提案いたしました意見書案第6号「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」で、文中上から10段目ですけれども、教育予算についてGDPに占める教育予算の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で、日本は最下位となっています。また、というところまでを削除をお願いをしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。ただいま説明のあった部分の訂正を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第6号の訂正を許可することに決定しました。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑については、議案第62号から議案第72号の11議案までの決算の認定に対する質疑と、議案第73号から議案第83号までの11議案に対する質疑の2つに分けて行います。また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。くれぐれ

も一般質問のようにならないようにご注意願います。

なお、質疑は会議規則により、同一の議題について定例会では3回を超えることができないとなっております。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

それでは、まず議案第62号から議案第72号の11議案までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 7番、上西です。70号と72号、公共下水道歳入歳出決算の認定についてと水道会計の認定についてを質疑いたします。

公共下水道の件ですが、昨年4月から分担金をなくしましたが、それらの効果をお聞きしたいということ。

それから、水道の場合は未収金が大幅に減りましたが、昨年、一昨年よりも減っておりますが、この未収金の減に対して何か特別なことをなされたのかどうか、その2点をお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、お答えいたします。

下水道の件でございますが、受益者負担金を3年間免除するという制度を昨年度導入させていただきました。それで、ある程度接続戸数が例年になく伸びたというのも事実でございます。21年度と比較いたしますと、接続の率で9.3%の増加となりまして、収入といたしましては730万5,106円の増加となったところでございます。

1世帯加入していただきますと、年間大体3万円が収入増というふうが増えていきますので、1%増加しますと大体现状の接続可能状況では78万円ぐらいが、1%増加してきますと上がるということでございますので、今、各世帯を回って、戸別訪問でお願いをしておりますけども、説明を十分いたしましてまた加入のほうを促進していきたいというふうに思っているところでございます。

水道の未収金でございますが、水道の未収金につきましては、滞納されている方々には給水停止ということで措置を行ってきておりました。その給水停止の措置をやや厳しくいたしまして、いったん滞納のある方につきましては、毎月これだけは払っていただけませんかということで、滞納が減る額、現年度分を支払いつつ滞納も払っていくということで、どんどんその率が減る金額をご相談を申し上げまして、それに誓約書をつけまして、その誓約、毎月別途に払っていただくお金を納めていただけない方についても、給水停止という措置を毎月何回かやるという形をしておりますので、大分収納率のほうが上がってきている状況でございますので、今後もこれについては厳格にやっっていこうとは思っております。

ただし、高齢者の方々にひとり住まいとか、病気の方でひとり住まいとかいう方については、水をとめること自体がちょっと怖いときもございますので、そこ辺は十分勘案しながら進めてい

きたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。いいです、終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 議案の第62号です。一般会計の3ページ、4ページですけど、前年度等の比較の増減、これを見たときに、町税からほとんど減ですよ。その中で地方交付税と県の支出金、これがオーバーに増えてるんですけども、今後もこのような見通しがあるんでしょうか。どんな、そこ辺たいの事をちょっと伺いたいです。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 昨年度の決算において、地方交付税が大きく伸びてるところでございます。それから税等は下がっておりますけれども、今まで税におきましては、調定、この中ではちょっとわかりませんが、調定そのものが落ちてきているという状況でございます。いわゆる調定が落ちるといことは、住民の方の所得とか収入が減ってきていると、それに対して税をかけるということでございますので、そういう意味合いがございます。

それから、交付税につきましては、国が、いわゆる地方が疲弊しないようにということで、借金をしながら地方のほうに配分しているという状況がございます。したがって、国におきましては、過去小泉政権時代に700兆円あったものがもう1,000兆円に超えようとしているということで、なかなか減らないという状況がございます。それも地方には、しっかりとこう配分されているという状況がございます。

ただ、来年度におきましては、今後でございますけれども、見込みとしてはやはり東北の震災の影響は大きく影響してくるだろうというような県の担当者の意見でもございます。したがって、どのくらい影響してくるのかというのはなかなか読めませんが、今後は余り増える傾向ではないのかなというふうにはらんでいるところでございます。

それから、県につきましては、ちょっとここで全体的なもので県の支出金あるいは国庫の支出金、こういうものについては、大きな建設事業をやった場合にその年どっと大幅に増えてくるとい傾向がございます。例えば、町の体育館を造った時とか、大きな事業を、国庫補助事業をやりますと入ってきて、翌年度やらなければもうそこは全然入ってこないというところで、非常に高低が激しいところでございます。県につきましては、ちょっと中身を詳しくここで分析しておりませんが、恐らく3つの体育館の関係もございました。そのほかにも、いろんなものに影響しているのかなと、ちょっと見てませんが、そういったものがあるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 3番、堀内です。議案の62番ですけども、その中の一般会計歳入の中の資料の3ページ、4ページになりますけども、その中の町税、使用料及び手数料、諸収入ですか、その中で不納欠損額ていうのが出ているんですが、町税については1,000万円近く、督促とかしていると思うんですけども、そのあとの使用料及び手数料、諸収入については、これは不納欠損額でおさめるのか、それともまた回収するのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 資料の3ページですか。決算書。

○議員（3番 堀内 義郎君） 済みません、決算書です。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 決算書の3ページを見ますと、収入が全体的な載っておりますけれども、ここで不納欠損額と、総額で1,288万8,918円というものがございます。これは分担金・負担金あるいは使用料・手数料のところにも不納欠損額、あるいは町税のところにもありますが、この不納欠損については、いろんな理由で本人が亡くなったとか、そのほかいろいろな理由で、もう町として取ることができない、なってしまったというものが、不納欠損額として上がっているところでございます。したがって、不納欠損額のところは、もう一回不納欠損をやりますと、もう町に入ってくることはないということになるところでございます。理由は、この中には分担金・負担金のところでは保育料等も入ってるんですかね。それから、住宅使用料・手数料のところ、住宅とかありますが、町税のところは町税です。あるんですけども、そういったものはいろんな理由がございまして、法的に期限が過ぎたもの、あるいは本人が亡くなって徴収することができなくなってしまったものとか、そういったものがございます。それで不納欠損として上げたものは、来年度からもう入ってこないということになります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第62号から議案第72号までの11議案までの決算の認定に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第73号から第83号までの11議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第73号から第83号までの11議案に対する総括質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願ひします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょう中に事務局に提出くださるようお願ひします。

日程第3、議案第83号、諮問第1号及び意見書案第6号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第83号、諮問第1号及び意見書案第6号の質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は1つの議題で5回までといたします。

まず、議案第83号「工事請負契約の締結について」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第83号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号「人権擁護委員の推薦について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。諮問第1号は、原案を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は適任と可決されました。

次に、意見書案第6号「30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）」を議題として、質疑を行います。

意見書案第6号は、冒頭の訂正許可後の意見書であります。質疑ありませんか。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 現在、三股町内で35人以上のクラスというのが何カ所かあるんでしょうか。ちょっとお聞きしますけど。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） ただいまのご質問ですけれども、ちょっと資料を持ってきておりませんのではっきりしたことは言えませんが、西小を含めて35人以上の学級はあります。

○議員（5番 福永 廣文君） ない。

○教育課長（野元 祥一君） あります。

○議員（5番 福永 廣文君） ある。わかりました。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めます。

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は以上ですが、この後、各常任委員会に分かれましては、審査日程を協議の上、事務局に提出ください。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時20分散会

議事日程(第3号)

平成23年9月26日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君(午前10時12分入室)
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 岩松 健一君 教育課長 …………… 野元 祥一君
会計課長 …………… 重信 和人君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は11名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議を開く前に、町民保健課長のほうから、一般会計予算・決算常任委員会の中で出た質疑の答弁をしたいとのことですので、ここでお願いいたします。町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） 予算・決算委員会の中で、指宿議員のほうから指摘のありました健康管理センターのUSB差し込みのついた印刷機の件と、住民票等関係の定額小為替の件について報告いたします。

印刷機のUSB差し込みについては、USBが使用できないように9月22日差し込みを封鎖いたしました。

それと、定額小為替の件につきましてですが、郵便請求のうち定額小為替が何割ぐらいあるかということでありましたが、ほとんどが定額小為替であります。現金で来るのは1件か2件だということであります。

以上です。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1番 池邊 美紀君） 1番、池邊美紀です。

改めまして、皆さん、おはようございます。1年生議員として5カ月目であります。町民の皆さんから期待の声もありますが、辛らつな厳しい意見も耳にするようになりました。そういう声をありがたく拝聴しまして、先輩議員や町執行部とともに、よりよいふるさと三股町づくりに邁進しなければならない、そのように思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

しかしながら、9月の決算議会が始まりまして、行政用語、また、数字の深い理解をしなければならないと、そのようにつくづく感じております。同時に、行政がいろいろ見えてきますと、なぜこのような運営になっているのか疑問も出てきております。議場にも随分なれてきた感があ

りますので、今回も、町民と同じ目線、議員としての新しい視点で一般質問を行っていききたいという、そのように思います。

今回は、前回6月に引き続きの一般質問であります。

お手元の質問にあるように、6月議会で質問した進捗状況を伺う内容もご置います。こちらはあえて今回入れさせていただきました。

といいますのも、私は会社を経営しております。会社を経営しておりますと、民間経営においては何をすることもスピードというのを、重要な要件に、ファクターに入れます。スピード感というのは、民間の仕事でいえば人件費にかかわるわけです。つまり経費にかかわるので、スピード感を持って事業遂行を図ります。

また、事業開始が遅ければ、チャンス、機会を逃すということになりますので、開始期間を決めて、開始をできるだけ早目にするように努力するわけです。

行政運営と民間経営の大きな違いは、事業をいかに早く進めるか、つまり、現場責任者が人件費を重要視していないことであり、企画から事業開始まで時間をかけ過ぎることだというふうに思います。

行政側の言い分としましては、安直に行わずに、しっかり精査をして行うことや、もちろん予算の裏づけがなされないからということも、そのように言われますが、重要と感ずるのであれば、そのことについて調べるくらいの時間はありますし、選択肢としての方針を決定する会議ぐらいはできるはずでございます。

重要と感ずていないのであれば、行動を起こさなくて当たり前だと思いますが、少しでも重要と思うのであれば、担当者を決めて少しでも前に進める、そういう気概を感じたいという、思うところでございます。そのあたりも、今回の一般質問で見えてくるかなというふうに思っております。

それから、この場は議会という格式ある公式の場であります。町長や課長のところに行って、雑談のように質問するのと違い、議場で発言する、その一言には重みがあるというふうに認識をしております。

町議会議員が、町民を代表して一般質問を行うという、その重みを執行部の方々にはもっとも感ずていただきまして、できる、できないにかかわらず、スピード感を持った対応をしていただきたいと申します。簡単に言うと、できるなら前に進める、できないならできない理由を早目に示していただきたいということです。

決して、協議検討を重ねてまいりますとか、そういう行政用語、と言ってもいいかもしれませんが、そういう逃げ口上はなしにいただきまして、年内に示すとか、次回の議会までにお知らせしますなどと、前向きな答弁をいただきたいというふうに申します。

それでは質問に入らせていただきます。最初の質問をした後、続きは質問席にて行います。

まず、入札における総合評価方式についてであります。総合評価方式がどのような経緯で作成されたのか、また、どのような効果があるのか、町長にお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） ただいま池邊議員のほうから、質問の前提としましていろいろと行政への一つの問題提起をされたように感じます。

行政としてもスピード感を持って、一つ一つのことを着実に前に進めるという、そういう気概でやっておりますけれども、言われましたように予算的なもの、あるいはもっともいろいろな情報収集、いろんな形での、この、町民の、そして国民の税金を使うわけですから慎重にやるべき部分もございますので、やはり民間とは若干違う部分もございます。

そういうことも理解していただきまして、回答させていただきたいと思います。

ではまず、入札総合評価方式についてということで、①総合評価はどのような経緯で作成されたか、また、どのような効果があるのかというご質問でございます。

この総合評価方式は、平成17年4月に施行されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づきまして、価格以外の多様な要素をも考慮しまして、価格や品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにしたものでございます。

その背景としまして、厳しい財政事情のもと、公共投資が10年前の半分程度まで減少する中でその受注をめぐる価格競争が激化しまして、著しい低価格による入札が急増しました。その結果、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せなどによる、公共工事の品質低下が懸念されたことにあります。

なお、総合評価方式には「標準型」、「簡易型」、「特別簡易型」、「地域育成型」という種類がございまして、三股町では「特別簡易型」を採用していますが、その効果としまして、単に価格競争だけではなく、発注工事の品質確保を促進するとともに、町民の雇用、ボランティア活動、消防団加入などを評価項目に入れることにより、入札参加業者に対しまして本町での社会貢献度を促す効果もあるところでございます。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 関連しておりますので、続きまして建築物について、町内業者が請け負える努力がなされているのかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 建築物におきましての一般的な競争入札、一般的な工事におきましては、

条件つき一般競争入札というのを採用しております。

条件つきというのは、地域を三股町内に特定するという地域要件をやっておりますので、やはり地域内の町内の業者が入札に参加できるという環境をつくっているところでございます。

また、大規模な建設工事につきましては、特定建設業の許可業者に発注するというのが一般的であります。といいますのは、この大事な建設工事は、独立した各種専門工事の総合的な組み合わせによって成り立っている場合が多く、多様化した下請構図を有しておりますので、そういうことから、大規模な建設工事については特定建設業者の許可業者に発注するというのが一般的でございます。

しかしながら、町内にはこの特定建設業の許可者がいないために、町外の建設業者とJV（特定建設工事共同企業体）といいますけれども、それを組むことによって、建設工事の規模に関係なく、ほとんどすべての工事におきまして町内業者が請け負える仕組みっていうふうになっているところがございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。

ただ、私は、まだ不十分ではないかなというふうに思ったりします。まあ、あえて申しておきますが、私は別に建設業者と仲がいいわけでもありませんし、そのような業界から依頼があったわけでもございません。

今回の内容というのは、三股町の10年、20年のこれから、具体的に言いますと、15歳から64歳の生産人口で、65歳以上の高齢者を支える割合、本町について現在2.7人、10年後には1.9人、20年後には1.5人というふうに割合が低くなる予想が出ております。

生産人口が減るということは、成熟社会であり、町の財政としては自主財源が減るという予想になりますので、その意味においては地場企業の育成というのは税収確保につながる。まあ、行財政が難しくなるということは安易に予想できるので、そういった意味では地場企業の育成を行っていく。

それから、今作成中の、まあ、自治法と言われるまちづくり基本条例、これは議会基本条例と両輪と言われておりまして、行政主導のまちづくりから脱却して、行政、町民、議会がともに一緒になってまちづくりを進めていくという内容のものであります。現在、全国で盛んに条例制定の流れが起こっております。

現在、三股町もそれを作成制定する段階に来ておりまして、来月10月に町内で座談会が開催されます。その資料の中で、条例を制定する背景のこれからの課題、条例を制定する背景のこれからの課題という中において、限られた町内の資源、人、物、金を有効に使うシステムが必要と

しています。もう一回読みます。限られた町内の資源、人、物、金を有効に使うシステムが必要と書いてあります。

それは、町内の経済の循環、つまり会社の売り上げが上がれば税収も上がる、その税金を有効活用して、行政としては町外に流れないように、いかにシステムを構築するかということもその一つだというふうに思います。

もちろん、町内業者に請け負わせるために、以前のように、指名競争を増やせとか、随意契約をしろとか、そのようなことを言ってるわけではありませんで、まあ、一般競争入札においては他の業者の、ほかの地域の業者が落札するということは、十分考えられますので、これからは総合評価方式を活用して、さらなる町内業者の育成を図っていくべきだというふうに思います。

財源はもちろん税金、血税と言われるほどどうともありますから、無駄に使うことはしてはいけませんが、妥当な価格というのがあるはずでございます。県の落札率などを見ながら最低価格を決めていくべきだと、そのように思います。

ちなみに県の落札率は、19年が一番低くて83%、20年、21年と続いていきますと84%、88%、22年度が90%と、妥当な価格に少しずつ上げてきている状況があります。三股町はまだ90%を切ってる状況というようなことも聞いておりますので、そのあたりも妥当な価格にぜひ近づけていただきまして、地元の業者の活用をしていただきたい。

なぜ、そこで妥当な価格にしなければならないかというようなことです。先ほど血税と言いましたが、それで言えば安いほうがいいわけですけれども、なぜ妥当な価格にしなければならないか、それは、三股町の安心、安全なまちづくりにもかかわってくるからでございます。

つまり、台風や水害などの急を要する復旧や、近ごろで言うと、新燃岳の火山灰除去や、口蹄疫の消毒作業、鳥インフルエンザの消毒、まあ、そういった段階で、建設業者の依頼があったというふうに聞いております。

このように、町の安心、安全に対して機動力を発揮してくれるのも、地元の建設業界であります。

ほかの地域の業者では、もしもの場合に迅速に対応してくれない。地元業者であれば、自分たちのふるさとのために、ふるさとを愛する心を持って誠実に対応してくれるわけであります。

地元の業者を育てるというのも、成熟社会を見据えた方策であるというふうに考えております。

そこで町長にお尋ねですけれども、先ほど出ました塚原団地鉄筋コンクリート3階建ての件ですが、町内業者の単独での入札は可能でしょうか。不可能であれば、何が足りないのでしょうか。お答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたけれども、塚原団地につきましては、この大規模

な建設工事ということで、この特定建設業者じゃなければこの仕事自体が不可能ではなかろうか。つまり、下請いろいろ使えます。そして、専門業者も使えます。

その一つの要件、技術要件と、また財政的な要件もあるわけなんですけれども、そういう資本的にも人的にも能力のあるところが親になりまして、そして町内業者が子という形での組み合わせで、一つのこの事業をやっていくというスタイルで、本町の場合、大規模工事については取り組んでおりますけれども、この塚原団地についても同じような考え方で、この事業を執行したところでございます。

そして、また、町内業者が施工する、また、その下請関係についても、できるだけ、今言われましたように、地場産業の育成という観点から、地元の建設関係にかかわる事業所の活用をお願いするというような形での進め方をさせているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） そのとおりのわけですけれども、そこで、なぜ鉄筋コンクリートになったかという点が疑問になるわけです。

戸建ての木造建築であれば、町内業者が請け負います。三股町は、まあ、都市部と違って土地も安いわけです。鉄筋コンクリートであれば耐用年数は長いかもしれませんが、建築費用は高い。わかります。ほかの町では、できるだけ木造建築を行うということで進めているところもございます。

今後、鉄筋コンクリートの設計という場合には、ほかに木造の線はないかというようなこともご一考願えればというふうに思います。

これらの点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 塚原団地に限らず、やはり、これからの住宅、まあ、公共建築物もそうなんですけれど、木を使ったところの建物というのがこれからのスタイルといたしますか、施策として重要ではなかろうかというのを感じております。

この塚原団地につきましても、木ではできないのかいうのも何回か検討されたような記憶はございます。まあ、そういう中で、限られた敷地、そして、そこの中に、従来が100戸を超える住宅がございましたので、それに見合うところの住宅を建設するというのが、補充要件ではなかったのかなというふうに思いますので、やはり、そうなりますと、このコンクリートづくりにならずを得なかったのかなということで、担当課のほうでもいろんなところに行きまして、いろんな調査したようなふうに考えております。

今回はそういうことでございますが、今後、大規模でない住宅につきましても、そういう木というところも十分視点に入れながら検討すべきかなというふうには考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、次の質問に移りたいというふうに思います。

次に、企業誘致について町長に伺います。

誘致企業であったミツバの撤退はいつ知ったのでしょうか。その対応策は考えたのか、また、失業者対策、土地建物をどのようにするのかお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今市にありますミツバ、そちらのほうの撤退、また、今後についての質問でございますけれども、宮崎ミツバはですね、本町の誘致企業として昭和49年に立地しました旧ジデコを引き継ぎまして、自動車部品製造の宮崎工場として操業してまいりました。

今回の撤退につきましては、親会社である株式会社ミツバ、こちらのほうが関東のほうにあるわけなんです、今年の7月29日開催の取締役会において、子会社である株式会社宮崎ミツバ——今市の工場ですけれども——の撤退を決議されまして、同時に本町のほうを訪問されまして、通知されております。

撤退の理由としましては、株式会社ミツバのグループ経営効率の改善を目的とされたものであります。

本町では、通知の数カ月前にこの撤退の情報を入手したことから、今市の宮崎ミツバのほうの事業所を訪問しまして、その事実について照会を行った結果、本社では撤退の方向であるというふうにお話があったところであります。

従業員の雇用関係、跡地利用などについて、町としても非常に関心があるといえますか、非常に、この雇用関係については、やはり、この、配慮しなくちゃならんということから、町としても協力いたしますということでお話をしまして、今後の相談窓口を町の産業振興課の商工観光係ということでお伝えしたところでございます。

また、同年8月に跡地の土地利用について、会社の依頼を受けまして、都城土木事務所及び県建築住宅課等と協議を行うために、その内容を宮崎ミツバへ報告しております。

そしてまた、ことしになって、4月及び7月に土地利用の活用策と従業員の雇用対策についての聞き取りを行っているところでございます。

その内容は、雇用対策については、リクルート社の再就職支援サービスを利用するとともに、県の雇用安定センターやハローワークによる再就職説明会などを行ったということでもあります。

また、年金機構による説明会や、離職票の発行、失業保険受給説明会なども7月から8月にかけて実施されているようです。

土地建物に関しましては、年内に本社主導で更地にする計画であるというふうに伺っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 失業者対策も行っていただいているというふうなことでございますが、せっかくの誘致企業、時代の流れもあったかというふうに思いますけれども、今回の件は、これからの誘致企業対策というのを考えるきっかけにもなるというふうに思います。

誘致企業の撤退というのは、大きい企業ほど地域経済や住民生活に影響を与えますので、今後そのようなことがなければいいんですけども、もしそのようなことが起こった場合の検討も行っていくべきだというふうに思います。

続きまして、6月一般質問以降の改善点と誘致企業の具体的戦略を伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 6月一般質問以降ということでございますので、まあ、具体的な報告になろうかと思っておりますので、担当課長のほうで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは、6月定例会における一般質問以降の改善点というご質問ですので、こちらで回答させていただきます。

池邊議員から、6月においてご指摘のありました宮崎県のホームページからの、三股町へたどり着かないという点につきましては、現時点ではリンク機能が正常に起動しておりますし、また別途情報を追加しております。

企業誘致の具体的戦略ということですが、6月定例議会でも触れましたように、県の東京事務所、あるいは大阪事務所などの情報照会、また、在京三股会や近畿三股会などからの照会など、さまざまな手法をとっております。

本町では、蓼池地区に都市計画区域の用途地域として、工業専用地域、そして準工業地域が指定してあります。

しかしながら、空き地が点在するスプロール化も見受けられまして、1ヘクタール以上のまとまった土地の確保は困難になっていることから、既に立地しております企業の事業拡大であるとか、土地形状や面積などにマッチしました企業誘致も、視野に入れるべきであろうと考えておるところです。

先月は、既に本町の誘致企業である会社の事業拡大という情報を受けていましたために、他の市町村への流出を避けるために、三股工場への訪問、あるいは本社役員との懇談等重ねまして、本町での隣地の土地購入というのを実現化していただきました。

このように、企業誘致は情報の内容によって突発的に動くこともありますので、かねてより情報収集に力を入れているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 6月一般質問以降にずっと動いてくださっているということは、ホームページを確認したところ、ちゃんと動いてくださってるなというふうに思います。

6月の一般質問で、誘致企業対策は働く場の確保になり、ひいては三股町に住むということにつながるので、アイデアを絞って優遇措置を前面に出して、企業誘致活動がニュースになるように頑張ってもらいたいということ。

それから、幾つかの事例を挙げて、ホームページの改善をお願いしました。

また、都城市の事例も挙げて、都城市に負けないように頑張ってもらいたいというエールを送ったところでございます。

ぜひ企業誘致のほうを頑張ってもらいたいというふうに思います。

それから、町長に、これ、明確な答えをいただきたいというふうに思いますが、会社は、まあ、営業でいうなら営業目標を立てます。まあ、会社であれば、具体的に売り上げやら契約件数になるわけですが、その目標は、到達できる、できないにかかわらずあるわけですが、なぜその目標を掲げるかといいますと、それに向かって行動するためでございます。その目標に向かって組織を動かすために目標というのがあるわけです。

それを踏まえて町長にお尋ねします。町長、今年度とは言いません。今年度とは言いません。今回の任期中に、誘致する企業の数の目標を示していただきたいと。

まあ、途方もない、10社、20社ということを目指しているわけではありません。昭和41年から平成20年までに17社という誘致企業の数ですから、三股町において企業誘致というのはなかなか難しいということを知りて聞いております。

今、情報としてある企業を含めて何社以上という形でも構いません。そんなに簡単ではないことを理解しての上での質問であります。決して、担当者なり担当課にプレッシャーを与えるということではなく、町長としてどのような姿勢で挑むかという点を、町長の熱意を数値に出して、ぜひ町民に示していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 大変具体的な、シビアな質問でございますけれども、本町の企業誘致という考えた場合に、先ほど担当課長の方から若干話がありましたけれども、本町はまとまった工業専用用地というのがございませぬ。今現在ある工業専用地域の中の、要するに空き地、それか、または前の工業団地、そちらのほうのところの、やはり、同じような跡地に立地させる、立地に努力するという方向かなと、そうなったときに、やはり、その、大型な企業というのはなかなか難しい、そのような敷地形状を持っています。

だったら、新しく工業団地を造れよというようなお話になろうかと思えますけれども、まあ、周辺を見回しますと、前目、そして蓼池の、あのインターに近いところは畑地かんがい事業の受益地というようなことで、大変、こう、公的な縛りもございまして、なかなか専用の土地を造るというのは難しい状況でございます。

そして、また一つは、この、定住圏構想の中で、一つの町がすべてのものを賄うという考え方がなくて、中心地があって、そしてその周辺で、その役割分担していくという、この考え方に、我々は立つべきかなというふうに思いますが、まあ、そういう中では、我が町は要するに住環境をよくして住みよいまちづくりをします。

要するに、人口増を図っていきながら、人に優しいまちづくりと申しますか、そういうふうなところを目指すべきかなというところで、今、現在このまちづくりを進めているわけなんです、工業立地に関しましても、これも、働く場ということで大変重要でございますので、これにも配慮しながらやらなければならないと申しますが、先ほど言いました条件等もございまして、具体的に幾つかと言うと、この数字がまた一つひとり歩きしますので、なかなか、こう、答えられにくいなというふうに思いますが、まあ、今後いろいろと努力はいたしますので、そういうふうな情報収集含めてやっていきたいなと思いますが、具体的な数字はなかなか述べにくいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長、そんなに曖昧にしないで、それを追求して町長の政治生命が奪われるというようなことはありませんので、明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

町長の今の希望、町民の期待に応えるためにも、これからの担当課のモチベーションの上げることにもつながります。あくまで、今回の質問というのは、目標数値を聞いております。この場で、やっぱり、こう、明確にしないと士気が下がってしまうというふうに思いますが、ぜひ回答のほうお願いしたい。

町長は、施政方針の重点施策の一つに、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」というふうなことを掲げておられます。そのためにも、ぜひ数値のほう示していただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まだ具体的にそういうことについて十分検討したこともございませぬので、要するに、先ほど議員が言われるのは、要するにスピード感を持って、町としての一つの目標を持つ、そして、その目標に向かって、それを評価しながら次へのステップになっていくとい

う意味合いで、まあ、政治家として私の目標をつくるべきなんでしょうけれども、ちょっと時間をいただきまして、要するに町としてのこのエリアの中で、どういうものが可能なのか含めて検討させていただきまして、要するに、行政自体、それぞれの担当課もそうなんですけれども、一つの目標を持って、それに向かっての1年間の努力をする、そしてそれを評価して、そして、また次へのステップにするという、そういう繰り返しが非常に大事なかなというように思いますので、まあ、企業立地に関しても、ここで、例えば年1社は努力しますと言ってもいいんですけれども、しかし、それが何の根拠に基づくか、どういうふうな努力につながるのかということも考えますと、ちょっと慎重に、やはり、検討すべきかなということで、今、言われるような思いは十分伝わりましたので、そこのところだけきちっと検討させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 町長の苦しい立場というのも重々理解をしておりますけれども、ぜひこの場で、任期期間中に1社以上というふうな言葉でもいいですので、数値を一つ出しているというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 最低1社以上はやりたいから、まあ、目標としましては、年に1社ぐらいはやりたいなという気持ちでいるんですが、まあ、具体的に、こう、これから動くには十分わかりますので、在任中は1社以上は必ずしたいなというように思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

アスリートタウンみまたの施設整備についてですが、2番目の質問のところですね。2番目の質問に関しましては、今後の推移というのものもあるようですので、2番目の質問は削除をいたします。2番目の質問は削除をお願いします。

それでは、町長に陸上タータンの整備について進捗状況をお伺いいたします。

担当課のほうで6月以降、検討なり情報収集を行っていただければ、それもあわせてお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これも6月一般質問以降の進捗状況という具体的な内容でございますので、担当課長のほうに説明させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 6月の一般質問でありましたタータンの整備ということですが、まあ、事業費的には、やっぱり相当の事業費が要するというので、国、県等の補助事業という格好が必要になってくるんですけれども、どういう形で整備するのか、部分的に整備するのか、

その辺を時間をかけて検討したいということでの6月の答弁ということだったところです。

6月以降の進捗状況ということでは特にないわけですけれども、まあ、旭ヶ丘運動公園ということ言えば、陸上競技場だけの整備ということだけではなくて、今後の利用を公園全体としてのデザイン、多角的視点と総合的な整備の検討が求められているというところです。

したがいまして、陸上競技場のタータンについては、早急に整備するということは難しいところですが、応急的な整備、まあ、どういう整備があるかはちょっとわかりませんが、その辺について、陸上競技関係者の意見等もお伺いしながら、もし事業費的に安くて済むというものがあれば、前向きに検討したいというところです。

この秋にですね、そのタータンの整備等も踏まえて、県内、他県の施設等も担当のほうで調査したいというところで、今準備を進めているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 6月以降はあんまり情報収集行われていないというふうなことでございます。

ちょっと、6月の繰り返しになりますけれども、三股町は、アスリートタウンみまたというのを12年うたっております。それは、スポーツの町でもなく、元気な町三股でもない、アスリートタウンみまたであります。

アスリートというのは、一般的に高いレベルの競技者を指します。それを、町を挙げて行うということは、環境づくりを行わなければならないわけです。小学生、中学生から鍛えてアスリートを輩出する、そこには、よき指導者というのも必要ですが、設備の充実がなければ力を発揮できないわけです。

調べてみますと、非常に、三股町の近年のアスリートの輩出にはすばらしい結果が出ております。

中学生では、陸上競技で、今回の全国大会、ジュニアオリンピックに出場する高跳びの小永吉君、ハードルで徳留君、バレーのほうでは、中学校が九州大会に出場しておりまして、宮崎県選抜選手に轟木君が選ばれております。そのほか、バドミントン、テニス、女子ソフトボールも県大会で優勝し、九州大会に出場、剣道部に至っては、九州大会で活躍して全国大会に出場しております。

また、高校、大学においてもすごい活躍がありまして、野球のほうでは福岡国際大学付属高校の時吉選手、バレーのほうでは工業高校時代に全国優勝メンバーであった長友選手が大学のほうで活躍しております。剣道でも大坪選手が活躍しております。陸上の三段跳びインターハイ出場、我が息子、池邊君も頑張っているところでございます。

一般のアスリートのほうでも、自転車の下沖選手、それから黒木選手も活躍しておりますし、ボクシングの湯場選手も元チャンピオンということで頑張っておられます。

そのほか、三股にゆかりのあるアスリートはたくさんおります。本当に、アスリートタウンみただなというふうに思います。

これは、本人のたゆまぬ努力、指導者の熱意もあります。しかしながら、小学生時代から底上げがなされているから、この結果が出ているんだというふうに思います。

それらをかながみますと、私はアスリートタウンにふさわしい施設の充実が必要だというふうに考えますが、そこで、アスリートタウン施設基金などとして、基金の積み立ても考える必要があると思いますが、町長はそのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 本町で、きのう第13回の三股町南九州中学校駅伝競走大会ともございまして、県内外からたくさんの中学生在が来て、そして、三股町のアスリートというところのまちづくりというのを、皆さんで盛り上げていただいとるというような感じですね。

そういうことで、非常に、こう、いろんなスポーツの大会等が本町で催されて、その基盤づくりといいますか、そういうハード面、そしてソフト面、いろいろとやらなければならないこともたくさんあるなというのは感じているところでございます。

そういう中で、一歩ずつではございますけれども、今回の弓道場のほうの整備をいたします。やはり、相当な多額の費用ということで、まあ、これにつきましては県の補助事業等活用させて、そして、また定住自立圏というようなことで有利な起債事業等を導入しましての整備ということであります。

そういうことで、このハード面の整備につきましては、まあ、一つ一つ、こう、やっていく必要があるなというような感じですが、やはり、多額の費用ともありますので、まちづくりの中の一環として、どのようにこの予算配分していくかという点から、今、言われました基金の整備等含めて検討すべきではなかろうかというには考えます。

そういう意味合いで、このアスリートのまちづくりというのが一つの大きな柱でございますので、その整備関係については今後とも配慮していきたいというには考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

まあ、施設といいますと、陸上競技では全天候型のトラック、まあ、タータンと言われるものですけれども、そういったものの整備というのは、この都城地区においては本当はないわけですから、そこを叫ばれております。

前回申しましたように、旭ヶ丘運動公園全体をタータンにするということはかなりの建設費になります。そういう本格的なものではなく、まあ、練習用といいますか、町民がよくジョギングやウォーキングをしておりますが、そういう健康増進も考えて、旭ヶ丘運動公園のトラックの内側のほうに、今、植木公園のほうにあります、ラバー製の、ウォーキング皆さんされておりますけれども、ああいう程度のもので安価に抑えて、早急な対策というのをぜひ行っていただきたいというふうに思います。

といいますのは、やはり、小学生あたりが土のグラウンドで練習しても、なかなか、向こうの競技場に行って、スパイクを履いて走ると感覚が違ってタイムが出せなかったりというようなことです。早目にタイムが出て上位の味を味わうと、より練習に熱が入るわけでございます。そういったところも、なるべく早目に、スピード感を持って対処していただきたいと、そのように思います。

それでは、次に進んでまいります。

次に、土地利用計画について、都城市と隣接する植木地区の農地を転用し宅地化すべきと思いますが、どのように考えているか伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 植木地区の土地利用関係についてのご質問でございますけれども、植木地区は都市計画区域に入りまして、その用途地域としまして、第一種の低層住居専用地域、そして第一種の住居地域、住居区域、そして工業地域となっております、加えて農業振興地域の白地が南のほうにあるところでございます。

用途地域内及び農業振興地域内の白地内には、空き地が点在するスプロール化、つまり不規則な市街地拡大というのを、若干見受けられるところでございます。

ご質問の要旨のとおり、都城市と隣接する植木地区の農地が宅地に転用されることは、人口増に結びつくというふうには考えますけれども、市街地の拡大とか推進は、インフラ整備との密接な関係もございますので、秩序ある土地利用、開発が望ましいというふうに考えております。

植木地区の東に広がる農地は、優良農地と言われる第一種農地に該当しまして、農業振興地域からの除外及び転用は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律などにより、難しいものと考えます。

また、地区の東部及び南部に広がる農業振興地域の農用地は、畑地かんがい事業の受益地ということで、つい最近、この給水整備等の設置も終わったところでございます。

なお、農業振興地域の見直しにつきましては、おおむね5年をめどに実施しております。現在、本年度から来年度にかけて、各関係機関と連絡調整を行いながら見直し業務に取り組んでおりまして、平成25年3月に知事の同意を受けることで、新しい農業振興地域が確定することに

なっておりますけれども、先ほど言いました第一種の優良農地につきましては、除外は難しいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今回の質問は、一町民としての視点から質問をしておりますが、まあ、農地法の壁といいますか、第一種農地というのは優良農地とされていて、なかなか転用できないということも承知をしております。また、土地改良などの農業事業が行われれば、一定期間転用できないということも承知しております。

それであれば、第一種以外の農地で宅地転用できるということや、どこまでが宅地に転用できて、どこまでが転用できないのかというようなことを住民にお知らせするというのも重要だというふうに思います。

関連がありますので次の質問に移りますが、優良農地の確保も大事であります、宅地化は、三股町の人口増加における重要な問題でございます。

人口増加と宅地化を結びつけた方針があるのか、町長に伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 人口増加と宅地化を結びつけて、こういうふうにしますよという方針ではないんですが、本町の土地利用というものにつきましては、昨年度策定いたしました第四次国土利用計画（三股町計画）に沿って進めていくこととしておるところでございます。

農用地につきましては、農地が食糧供給の基盤ということでございまして、また、多面的な公益的機能をもたらす重要な資源ということから、本町の基幹産業である農畜産業の安定向上を図る観点から、農地の面的集積、優良農用地の確保に努めながら、農業の推進と農地の確保を図ってこうというふうに考えてます。

住宅につきましては、用途区域及び農用地区域の指定を受けてない、いわゆる白地化、白地の宅地化が進んでおりまして、地域によっては住宅地と農用地が混在する地域が発生しているところがあります。

その結果、畜産公害とか、害虫とか、農業用水への生活雑廃水の流入など、新たな課題も発生しているところがございます。

農地の宅地化への方向につきましては、農地転用基準に従いながら、人口減少時代を迎え、長期的な視点での宅地化の必要性、公共施設や生活関連機能に配慮した土地利用、既存住宅地や他の用途区分との整合性を考慮しまして、秩序ある土地利用、宅地開発を進める必要があるというふうに考えています。

先ほど言いましたように、第四次国土利用計画に沿ったまちづくり、それと、また、用途区域、

都市計画区域内の用途区域で用途指定がされておりますので、そちらのほうの用途に基づいたところのまちづくりというように考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） おっしゃられるように、白地の宅地化などで、無秩序に、こう、どんどん増えてきますと、基盤整備といいますか、インフラの整備が遅れていくというようなことにもなりますので、計画的な土地利用は必要でございます。

現在は、宮崎県内で宮崎市と三股町のみが人口増加しているというデータが先日出ておりましたが、三股町としては非常に喜ばしいことであります。

そこで、三股町を中心に居住分布というのを見てみますと、ご承知のとおり、東側にある日南市寄りの長田地区は過疎化が進んで、西側の都城市に近い植木地区の人口密度が高いという現状が三股町にはあります。

それは、三股中心に見たときでありますけれども、一方、都城市を中心として見た場合に、三股町に住む人が今増えておりますが、鷹尾地区もしくは都北地区なども、今後増加する傾向にあるというところですよ。

つまり、都城市から見た三股町の10、20年後を予想して、現段階から容易に宅地化できるようにすべきだというふうに思います。

それから、植木地区等長期的に見て、このままもし人口が増加するというようなことを仮定した場合、先ほどお話ありましたが、白地がどんどん宅地化になっていきますと、インフラの整備が遅れたり、細い道路が増えてしまって消防車が入れないと、そういうふうなことも考えられますので、ぜひ早目に手を打っていただきたいというふうに思います。

先ほどお話がありました第四次国土利用計画も示されておりますが、しっかり、こう、見てみますと、まあ、積極的に人口増を目指したような、そういった長期的な方向性を見出したのは、あんまり、こう、見えないわけです。

同様に、土地計画では住居専用地域、用途地域の拡大、線引きの見直しというのを、ぜひもう一回、しっかり討議をしていただきまして、人口増を見越した積極的な土地利用計画を考えていただきたいというふうに思います。

今回は、その具体的な例として植木地区を示しただけであります。町長は、これから何期町長をされるかわかりませんが、そういったことではなくて、自主、自立というのを明確に示している町長だからこそできる、独立した行政、三股町としての将来像、積極的な土地利用計画というのを、もっとはっきり描くべきだというふうに思いますけれども、その件について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 私は、この町長選のときに、三股町の町士の均衡ある発展というお話をさせていただきました。

やはり、植木地区、そしてまた、蓼池方面につきましては、ある程度、こう、自然な増加といえますか、自然増があるわけなんです、町士のバランスを考えたときに、この中央地区、そして、また、長田地域、このあたりも、やはり、活性化を図る必要があると、そのためには、やはり、それなりのインフラ整備等もしなくちゃならんという意味合いからすると、ちょっと、この都城寄りのほうの計画的な宅地化よりも、要するにこの中央地区の宅地化、あるいは過疎地域の宅地化、まあ、そういうところも視野に入れながら行政を進めるべきかなというふうに考えてます。

そういう意味合いで、今回宮村地区の宅地分譲やりましたけれども、きょう抽選があるみたいですが、ほとんど、20近くすべてが完売というような状況であります。

それなりに条件が整えば、やはり、人は住んでいただけるという意味合いからしますと、今後の考え方としましては、そういうバランスのとれた町士の発展ということを視野に入れながら仕事をさせていただきたいなというふうに思います。

ですから、いろいろと、それぞれの地域に課題はあるわけなんですけど、その辺を踏まえながら、その地域に合ったまちづくりをしていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは、次に進みたいと思います。

前回、6月議会からの進捗状況を伺います。

まず、長田地区の過疎化対策についてお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この長田地区の過疎対策につきまして、それから、ブルーベリーとか九州大学との連携、これもすべて、この6月議会の一般質問以後の具体的な進捗状況というような内容等でございますので、担当課長のほうで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、私のほうから。

まず最初に、長田地区における過疎対策についてお答えしたいと思います。

さきの6月議会で町長が答えましたように、この過疎対策につきましては、「長田地区過疎対策協議会」と連携しながら取り組むということをお答弁したと思います。

ということで、早速6月議会の終了後、7月の20日に長田地区の過疎対策協議会の4人の自治公民館長さんたちと意見交換を行ったところです。

当然、池邊議員もその協議、参加されておりますので、内容はご承知だとも思いますが、ご紹介

介したいと思います。

まず、長田地区対策協議会の平成23年度の当面の課題ということで、3つの提案があったところでは。

まず、1つ目が轟木農村広場の拡充と、地元産農畜産即売所の設置。

2つ目が県道33号線の歩道の整備。

それと、3つ目が町営住宅、1戸建て住宅の建設。

この3つについて、大きい要望があったところでは。

そこで、町といたしましては、まず県の事業であります、「いきいき集落」への登録をお勧めしたところでは。この「いきいき集落」というのは、この「いきいき集落」に登録することにより、元気な集落づくりなどの取り組みを始めるための経費を支援する事業。

あと、活性化のための補助事業等がありまして、これを利用することにより、先ほどありました農畜産即売所の設置も可能となるというような事業でございます。

ということで、本年度は、まず、この「いきいき集落」への登録を行っていただき、来年度へ向けて、これらの事業に取り組むために、また、町と協議していくということを確認しております。

それから、2つ目の県道33号歩道整備につきましては、都城市・三股町行政懇話会におきまして、8月10日に地元県議、8月12日には地元県議と一緒に知事のほうへ提言活動を行っております。

それから、轟木の農村広場の拡充と、町営住宅、1戸建て住宅の建設につきましてなんです、これにつきましては、やはり、先ほどから町長からありましたように財政状況とか、その他の事業の推進、またはこの事業を行うための有利な補助事業等も考慮しながら、ぜひ検討が必要ということで、今後、また検討していきたいと思っております。

さきの6月議会でも町長が述べましたように、過疎化解消につきましては、抜本的な解決策はありません。しかし、少しずつでも、この「長田地区過疎対策協議会」と協議しながら、根気よく取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 「いきいき集落」の申し込みを今後行っていくというふうなことですけれども、なぜ、その「いきいき集落」をもっと早目に行政側がわかっているか教えてくださったのかなあというふうな、地域としての声もあります。

「過疎化対策協議会」においては、今お話がありましたように、長田峡付近の整備とか、町としては苦しい予算の中で兼ね合いもありますので、できるだけお金のかからない方法はないか協

議されているというふうに思っております。

一方、「過疎化対策協議会」で話し合ったことをお伝えしますと、住民増加というのが根本的な問題でありますので、現在の長田住宅の周りの三股町が持つて土地ですね、公園もありますし、その横の空き地と空き家があるところがあるんですけども、そこには土地がありますので、ぜひそこに弾力的に、まず、3戸程度とりあえず造っていただきまして、それが埋まったらまた造るというような、大規模にたくさん造ると、また空きが増えたりすると問題になりますので、弾力的に少しずつ、こう、増やすというような、いっぺんにお金がかからないような、そういう方法を行ってほしいという協議会の見解も伝えておきたいというふうに思います。

いずれにせよ、スピード感を持って対処されているということで、非常に期待をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に進みます。

今季のブルーベリーの状況と苗木購入補助について伺います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 6月定例議会におけます一般質問の進捗状況という点からのことしのブルーベリーの状況、生育状況という点からお答えさせていただきます。

ことしのブルーベリーにつきましては、新燃岳の降灰に見舞われております。ただ、ブルーベリーは酸性土壌を好む特性がございますので、降灰による影響は大きくはなかったというふうに聞いておるところです。

しかし、降灰の影響かどうか、このあたりは不明でございますが、ことしは受粉を促す虫類が少なく、結果的に実が少なかったという報告も別途受けております。

ブルーベリーは、一般的に2年生の苗木を購入し移植するというところでございますが、その翌年には実をつけ、木が適度に伸びた5年生くらいからが果樹園として使用しやすいという報告もあります。

その苗木購入の補助につきましては、現在営農体系や出荷体系が確立されていない部分がございます、県の推奨果樹として指定はされておられません。ただ、確立されれば、苗木購入補助事業というのでも県のほうから示されるのではないかとというふうに考えているところです。

また、観光農園とか、あるいはジャムなど加工用の果樹など、地域の特産物として広がりを持つ計画等をお示しいただければ検討しやすいかというふうに思っておるところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） こちらも、今後、長田地区の「過疎化対策協議会」等で話し合われますけれども、長田地区の地域おこしとして、ブルーベリーの植栽希望者を募って、体験観光、

農産物販売、加工製造販売という目標を掲げて進めていきたいということでございます。

前回お伝えしましたとおり、苗木導入の段階で、これ、足踏みするということになるわけですから、その一方の手助けをぜひしていただきたいと。ぜひとも過疎化対策、地域活性化につなげていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に進みます。

次に、地域活性化につながる南九州大学との連携について伺います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 6月定例議会でおきましては、観光の研究という点でのご質問でもあったわけですが、前回お答えしましたように、町と観光協会が一体となって検討し、大学の知恵をかりる場を設けていくべきではないか、というふうにも考えているところです。

なお、産学官の取り組みとしまして、前回ご報告いたしました三股町地産地消推進協議会における商品開発という点につきましては、大学等技術移転促進法、TLO法と申しますが、このTLO法により設立されました「みやざきTLO」と連携いたしまして、循環型の商品開発を目指し、検討を進めております。

この「みやざきTLO」は、県内の6大学、1高専の参画で設立されておきまして、宮崎大学はもとより、南九州大学もメンバーとして登録されておきます。

今後は、「みやざきTLO」のコーディネーターとの検討により、その事業の特性に合った大学の教授等が紹介される仕組みになっており、既に宮崎大学、そして南九州大学の名前が挙がっているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 前回の、その、私の質問の意図があんまり、こう、伝わってなかったかなというふうに思いますので、もう一度はっきりと伝えておきたいというふうに思いますが、地域おこし、具体的には長田地域の農村地域の活用、それには、農産物の振興とか、グリーンツーリズム、体験観光なども含みますが、それを、三股町独自といいますか、三股町から発信できるものを、産学官もしくは、地域と大学との連携で行うべきだというふうに思います。

6月以降、まだアプローチされてないということもわかりましたんで、こういったことは、成功すれば大学として大きな成果として発表できますし、三股町としても地域の活性化は願うところでございますので、ぜひことし中にもアプローチをしていただきまして、次年度には三股町幾つかの研究フィールドとして、南九州大学に活用していただくように、アプローチをしていただきたいというふうに思います。

そのあたりのことについて、町長の見解と決意をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 質問の趣旨がよく伝わっていなかったように思いますが、この南九州大学の連携ということ、地域活性化とどう結びつけていくかということで、まあ、大学を大いに活用しながら、その研究フィールドとして三股町を取り上げていただくというような点からしまして、まだまだ、こう、アプローチがありませんので、まあ、それ以外にも、今回、南九州大学の活用という点では、税務財政のほうで、この、負担金補助の外部評価において、大学の先生をチーフという形での活用もさせていただいておりますし、また、子育て支援関係、そちらのほうでも大学の先生等を活用しながら、三股町の保育園等との連携等も図っているところでございます。

いろいろな分野で、活用は今後ともしていきたいと思っておりますので、今、言われました研究フィールドとしての部分というところを、また視点に置きながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 南九州大学としても、研究フィールドを探しているという情報もございまして、ぜひアプローチのほう早目に行っていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回は強い迫及ということは行いませんでしたが、スピード感を持って対処していただきたいという、そういう思いというのは伝わったというふうに確信をしております。

当局には、ぜひ、少しでも前に進めるという気持ちで、挑んでいただきたいというふうに思います。

逆に、私たち議員も人間ですから、至らない点や間違った言葉、言動というのはあるかもしれませんが、ぜひそのあたりは遠慮なく指摘していただきまして、よりよいふるさと三股町のために、三股町づくりのために進めていただきたいというふうに思います。

自戒を込めまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順位2番、堀内君。

〔3番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3番 堀内 義郎君） それでは、皆さん、こんにちは。3番、堀内です。

今回私は初めての一般質問となりますので、2点ほど準備させていただきました。要を得ないかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

木佐貫町長が町長に就任されて早くも1年になりますが、町長のマニフェストというべき、第五次三股町総合計画の中に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」とありますが、その中に、基本計画として林業経営の安定強化とあり、さらに、公共施設の木造化と、民間施設の木材利用普及啓発とありますが、その内容についてお伺いします。

あとの質問については、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 林業経営の安定強化についてということで、第五次三股町総合計画の基本計画に林業の振興が図られているが、その中に、公共施設の木造化と、民間施設の木材利用普及啓発とある。その内容について問うというご質問でございます。答弁させていただきます。

第五次三股町総合計画では、林業経営の安定強化を図るため、その施策の展開方向として、県産材需要拡大を図るための公共施設の木造化と、民間施設の木材利用普及啓発に努めるということとしております。

昨年5月に、「公共建築物等木材利用促進法」が公布され、10月に施行されています。

そして、平成23年度は、「森林・林業再生元年」とされ、我が国の10年後の木材自給率50%以上を目指す、「森林・林業再生プラン」が本年度からスタートしているところです。

その改革の方向の一つとして、国産材の効率的な加工、流通体制づくりと、木材利用の拡大を図ることとされており、国は今後、この改革の方向に沿って、新たな森林林業政策を進めていくというふうにしております。

本町では、国のこの「森林・林業再生プラン」に沿ったものとして、ことしの8月、先月でございますけれども、「三股町木材利用促進基本方針」をまとめました。

この方針につきましては、皆さん方のお手元に配付、以前したと思います。

この基本方針は、公共建築物等における木材利用の促進の意義、地域材利用の目標、地域材を推進すべき建築物、地域材の利用促進に向けた取り組み、その他地域材の利用を推進する上で必要な事項を定めているところでございます。

そして、それに従って普及に努めてまいろうというふうに考えてます。

そして、本年度建設されます三股町弓道場も、この基本方針に沿った公共建築物として県費の補助、「森林整備加速化・林業再生事業補助金」の対象となっているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ただいま答弁がございましたように、厳しさを増す森林林業の活性化を図るため木材利用推進法等が施行されましたが、森林林業の現状を説明しながらの質問となりますので、お願いします。

本町の森林は、林野率が約72%を占めます。豊かな森林資源に恵まれており、中でも民有林の人工率は73%を占めてる現状です。

改めていうまでもないんですけども、森林が有する機能としては、水源涵養や、土砂の流出防備などの公益的機能がありますが、戦後の拡大造林により、町内には植林された杉やヒノキがたくさんあります。人工林が伐期を迎えながら、輸入材に現実には頼り、さらに景気の低迷により木材は価格が年々下落し、人件費も今ままならない状況が続いております。

そのため、手入れの行き届かない山が増えていますが、そういったうっそうとした森林は台風や大雨の災害を発生しかねません。もはや、森林は公益的機能を発揮できずに、こちらでいう手入れされていない山は、いわゆる環境破壊を招いているという現状があります。

以前、意見書として、多分指宿議員だったと思うんですけども、厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求めるといふ、出した意見書が提出されたんですが、それにもかかわらず非常に厳しい現状がまだ続いていると感じております。

さらに、公共施設や民間施設においては建物の見えないところはどんなものを使っているかわかりません。まあ、円高や建築予算にもよりますが、特に内装材、まあ、こういった部屋ですね、これは、国産材なのか県産材なのか、あるいは外国産材なのか見分けがつかない場合もあります。

ちなみに、国産材の自給率は現在33%弱です。70%が外材ということで、そのうちのアメリカやカナダなどの米材が約18%占めております。

我が国、まあ、県は、木材資源が豊富なのに、わざわざ遠くの国から、物を使っているわけです。そうすると、遠方から取り寄せるものですから、二酸化炭素排出になるという、温暖化につながっております。

したがって、補助事業等によって、国産、県産材の利用を促進することにより、二酸化炭素の低下や、再生可能な資源の普及に努めて、いわゆる地元産を使う地産地消は、環境に優しく、しかも国土保全につながっていくことを再認識していただきたいと思っております。

その中で、先ほどもあったかもしれませんが、農林水産省の掲げる「森林・林業再生プラン」の基本概念として、我が国の社会構想をコンクリート社会から木の社会へ転換するとありまして、森林の多面的機能を持続的発揮を確保する林業、木材産業環境をベースとした成長戦略の中に位置づける、また、木材エネルギー利用拡大による低酸素社会への貢献とあり、その目指すべき姿として、先ほどもあったかもしれませんが、10年後の木材自給率を50%以上とすると

いうことに挙がっています。

県では、平成22年度に木材利用推進法が施行されて、いろいろ取り組みをしているんですけども、ここで、本町としては、10年間の基本構想の中で、このような数値目標を国や県が挙げてるんですけど、そういった取り組みは考えているのかお伺いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど回答しましたように、この「公共建築物木材利用促進法」が昨年5月公布して、10月施行ということでございます。

そして、ことしから「森林・林業再生プラン」がスタートしたということです。そして、本町においての弓道場等を踏まえて、「三股町木材利用促進基本方針」というのを定めたところでございます。また、10年後の目標というものについては、具体的なところの数値はまだ出していないところでございます。今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今後検討しますということですが、先ほども池邊議員からおっしゃられたとおり、具体的な数値的な目標、あるいは割合を出して取り組むのほうが、より効果があると思いますので、ぜひそういったことを考えて取り組んでいただきたいと思います。

できれば、町長が任期中のうちにしていただければいいかと思いますが、今回着工する弓道場においても、この前業者の説明があったわけですが、木材を使うということで、杉の集成材をたくさん使っているようです。

しかしながら、的場の上の桁、いわゆるスパンが、20メートルですか、あるので、米ヒバ、ツガですかね、輸入材使っているという説明がありました。

構造上の問題か、予算の問題かわからないんですけども、先ほども言ったように、わざわざ輸入材を使う必要があるのか、できれば杉の集成材でも間に合うんじゃないかと思ったんですけども、見えないところで何を使っているかわからないということで、木材利用推奨を進める上でも、施行業者等にも改めてそういった県産材を使うように促す体制をつくり、さらに、林業経営の安定強化については、木材価格の持ち直しや、重要拡大に尽きると思いますので、今後、県、国と町と協力して数値目標を設定する具体的な施策を施すことで、豊かな宮崎三股の伐期を迎えた杉、ヒノキを、これ以上使っていただきたいと思います。

これが、さらに、循環型社会、または温暖化、地場産業に貢献し、持続可能な森林経営や、循環型社会の形成につながると思っております。

2点目の質問ですが、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護、育成について、どのような取り組みを行っているのかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、回答させていただきます。

町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護、育成について、どんな取り組みを行っているかというお伺いですが、まず、町民と行政が一体となった取り組みの一つとしまして、三股町壮年連絡協議会によります『三股の山「恵の森」に木を植えよう』という植樹会がございます。

ことは、11月の日曜日に予定されておるところでございますが、これは、町有林伐採跡地に、町内に昔から自生する樹種を中心に植栽し、「恵の森」として町民の憩いの場を創造するとともに環境浄化を図りながら、永く後世に受け継いでゆくためにという目標を掲げ、ことしで3回目の植樹会となります。

また、企業との連携につきましては、宮崎県緑化推進機構を通じ、宮崎市内の民間企業が、長田の椎八重公園、北隣1ヘクタールに、10年間の長期契約で森林づくりに取り組んでおられます。

これは「循環の森」と名づけられ、広葉樹の植栽を行い、下草刈りや除伐を行うものであり、協力団体として本町と都城森林組合が参加しているところでございます。

ほかにも、小中学校での分収造林、緑の少年団活動など、学校、PTA、有志、などで森林の育成、緑の保護を行っています。

このような実績を受け、今後も本町では「ふるさとの森づくり事業」などを活用しながら、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護、育成を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほどのお話があったとおり、町有林についてはそういった取り組みをしているということで、私も、3年前ですか、最初植樹祭のときに参加していただきました。

そのときに、林業関係者、自治公民館の組織等が参加したんですけども、11月の雨の降る中だったんですけども、長田地区の町有林、参加して回ったんですけども、まあ、大淀川の源流域として、まあ、水源涵養のため、広葉樹を植えたかと思うんですけども、まあ、最初だったと思うんですけども、植林面積に対して苗木が余りにも密集し過ぎるかなということで、まあ、感じたわけで、最近苗木を、町、県ですか、県のほうで調整しながら、本数等は調整しているみたいですけども、その広葉樹を植えるのもいいんですけども、中には針葉樹も植えてもいいのかなと思ったりしてます。

というのは、病気とかが発生すると、広葉樹が種目で一種の病気、すぐにやられてしまうという、そういう心配があるかと思っておりますけども、そういった取り組みもしているということで、あ

と、長田の山もなんですけど、北海道では、中国などの大手外国資本による民有林の買い占めが増えていきます。まあ、いわゆるカーボン取引による乱開発の心配が出てきているんですけども、町有林の民有林で、特に長田地区は水源涵養とした森林が多いといいますか、町としては、今後このような外国資本による買い占めだの対策や規制とかは考えているかどうかお伺いしたいんですが。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 全国的に、そのような外国資本の水源地の確保というようなものが、情報として伝えられておるところでございます。北海道とか、あるいは東北のほうでしょうか、まあ、本町のほうでは今のところ聞いておりません。

ただ、土地、農地のこの売買につきましては、農地法という法律があるわけなんですけれども、山林等の売買につきましては国土利用計画法の部分だけしかないということで、そして、また、実態が外国資本なのかどうか、そのあたりもよくつかめない部分もありますので、十分、こう、注意しながら、その動きには配慮しなければならないわけなんですけれども、現在、本町の水源地でありますところの、この島津山林の跡地につきましては、総合農林というところが用地取得されましたけれども、そちらのほうは、この前も商工会のほうのコミュニティー室を借りながらお話があったところなんですけれども、森林経営について非常に、こう、熱心でございまして、スウェーデン方式の森林形態の山づくりをしようかなということで、外国の先生等も招きながら研究されているところでございますので、まあ、そういうところとも連携を深めながら、そういうふうな外国資本等の水源地の確保に至らないような取り組みはしていきたいと、まあ、連携をとっていきたいというふうに思います。

それとまた、本町のほうの山林のほとんどが保安林という、まあ、水源涵養保安林という指定も受けておりますので、それ以外の、この土地利用というのは非常に難しいというハードルもございまして、今後そういうふうな、ならないための方策はいろいろと勉強しなくてはならんだろうというふうには思っています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほどの島津山林の跡地を大手会社が買い取ったということで、私も研修会に参加させていただいたんですけども、やはり、今後どういったことになるかわかりませんので、まあ、水源涵養という、公益的な機能もありますし、その会社がもし手放した場合とか、そういったことも注視しながら、今後もこういう監視する体制をつくっていかないと、何がここも起こるかわからないし、もう、二酸化炭素とかそういう言葉は、もう常識問題になっておりますので、そういったことも対策をとっていただければいいかと思っております。

最後に、ことし3月から5月に沖水川が干上がりました。ちょうど選挙するときだったですけども、以前からの沖水川の水路が減ってきてるという話を聞きます。今回の渇水は、異常気象ばかりではなく、山の機能の低下、森林の保水力が落ちた結果が来てるんじゃないかと思っております。切ったら植える適地適材を促しながら、下刈りや間伐などの保育管理が適切に行えるように助成し、森林の公益的機能が発揮できるようにすることが必要であると考えております。

三股のイメージとして、「花と緑と水の町 みまた」と言われるように森の木々による緑と、森からわき出る水を象徴してるかと思っております。

西は、西側都城の母智丘の桜、東側は三股の上米公園の桜と言われるように、三股町は都城から眺めると緑の山々がよく見えます。いわゆる青い山脈が見えるわけで、これが、もし被害などで地肌が崩れていると、まあ、都城の人たちは三股には住みたくないという、災害が起こるがねということで、感じると思います。

できれば、秋には紅葉などの景観を注視しながら、魅力ある林業、そして活性化し、森林を適正に管理していくのが、住民に安全、安心、安らぎを提供し、住みやすいまちづくりに貢献すると考えておりますが、また、町民意向として、住みよいつとを感じる理由に、自然環境がよいというのが55%と、半数以上を占めたというデータが載っております。

2人に1人はそう感じていますので、今後も林業経営の安定化を図りながら、住民の住みやすいまちづくりに一層取り組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

もう1点目の質問ですけども、霧島南部地区広域農道（都城盆地朝霧ロード）の通行についてお伺いします。

近年、大型車の通行量が多く、農道としての利用より産業道路としての利用が多いと感じますが、道路の整備についてお伺いします。お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この広域農道についてでございますけれども、三股町の本路線は、昭和50年代の前半から農業用機械の通行、そして、農産物の輸送等を目的に農林水産省基準で設計、施工された道路であります。都市に対する環状道路、もしくはバイパスとしての機能も持っているところでございます。このため、大型車両の通行量が非常に多くなりまして、路面の損傷が激しく、年次的に改修工事を行っております。

これまでの実績について、これからの整備計画についてのほうは担当課長のほうで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） それでは、私のほうで広域農道の整備状況についてご説明いたしたいと思っております。

今、町長が申しましたように、昭和50年代から建設されております。農林水産省の基準ということで、当時の大型車交通量が、現在は約5倍程度多くなっているという状況になっております。そのために、路面の損傷が激しくなってきたというのも、一つの原因となっております。

そういうもので、年次的に整備を計画しておるわけですが、昨年まで都城盆地畑地かんがい事業により、国営の幹線管渠の敷設が終了しておりますので、その分は国と共同で路面の補修等も行ってきたわけですが、本年から国営事業所もなくなりまして、本町だけで整備していくということになっております。

実績としては、田上、梶山、それから谷地区を約1キロほど、もう現在舗装の打ちかえも行っております。

今後も、損傷が激しいということで、本年度も上米公園の、ちょうど、遊具広場、子どもの広場があるんですが、あの下を、今の現状で路盤、舗装から下のほうが安全かどうかということで、専門の業者のほうに調査を依頼しましたところ、一応現在の路盤で大丈夫だということで、ことしもその遊具広場あたりを約200メートル、それから樺山の前山池下付近を、ここも約200メートルを一応、舗装の打ちかえを計画しておりますので、随時年次的に整備をしていきたいなと思っております。

特に、住居地域の路面の激しいところを優先的にやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今、おっしゃられるとおり、通行量が非常に多い。その理由として、私、まあ、いろいろ考えたんですけども、いわゆる都城の安久町から広域農道が山田町を通っていますけども、町内においては、まあ、宮村の小鷺巣地区から梶山地区を通っていくんですけども、近年、高規格道路志布志道路ですか、あれが着工中で、今現在鹿児島曽於地区でとまっていると思いますが、そこからおりて、宮崎や高崎、あるいは日南とか北郷に向かうのに便利で通行量が増えたかと思っております。

特に、トレーラーとか大型車が日昼夜を問わず往来しますので、そのたび付近の住民は騒音とか振動に悩まされます。

例えば、ことし1月に新燃岳が噴火して、ドーンというような空振が来ましたよね。そういった感じで、夜中でも問わずに、日昼夜振動がすることがあり、時には目が覚めることがございました。

ひどいところによると、家の柱が少し傾き、サッシにすき間があいてるというふうがあります。

さらに、この広域農道は、私の記憶においては過去3回死亡事故が起きたと思っております。そのうち2件が自損事故であって、2件は谷地区青年の家の手前の、赤の点滅がある交差点のと

こ付近で発生していると思うんですけども、その付近に、まあ、注意として、死亡多発地帯とか、速度制限の40キロとはありますけれども、まあ、清流園の、こう、東側からずうっと行って上米公園ですね、そして長友ストアの所の道が、急斜というか、急勾配が多いものですから、で、また、カーブも多いんです、あそこは。そのために、路線に沿った住民は出入りに大変危険を伴うという状況でございます。

また、小学校の交通安全で、さっき言った交差点に立っていると、上米公園側からトラックが降りてきて、下り坂なものですから、スピードが出るわけですね。そこを、小学生が横断するということで、トラックも止めるに止められないということで、大変危険な状態でございます。

先ほども改修の話が出ましたが、農道の上米公園から谷の前山池というのがありますが、その、東、西側ですかね、西側の20メートルぐらいですか、の道が陥没して、歩道橋というか、横断歩道の標識が歩行者側に傾いてるんですよ。それも、修理するというところでございますけれども、そのため、この前ですか、ハンドルをとられて車が田んぼに転落したと聞いております。

最近では、先週、上米公園の下の民家がたくさんある広場の交差点で、交通事故がありましたよね。駅前から上米公園に行く道と広域農道の交差点でありましたけれども、それが、まあ、幸い命に別状はなくてよかったんですけども、その運転手の方が、まあ、よその車のナンバーで、よその方だったものですから、なかなか注意できないんです。道がカーブもあって。

地元の方だったら、もう何回か、こう、事故があるから注意するんですけど、まあ、そういうよその方はなかなか気づかないものですから、ああいったところも、また、いろいろ点滅信号をつけるなり、また、啓蒙するようなことを何かしていかなければならないと思っております。

広域農道を、地元の農家がトラクターとかの農耕車で走るんですが、そうすると、後ろからトレーラーとか大型車が追いついてくるんですよ。トラクターが、こう、よけようとするんですが、側溝にふたがないものですから、なかなか幅がよけられなくて、そのため、大型車が後ろから追いかけてきて、その後ろにまた数台渋滞するようなことも考えております。

まあ、地元の方が優先ということで、地元車優先という看板もないので、地元の方は大変危なく、肩身の狭い通行をしている現状です。

今後、パークゴルフ等の設備がもし増設されれば、町外の方の上米公園の利用や、広域農道の通行量が増えてきますので、町民の安全はもとより、よその方が三股に来られて、三股に来てよかったなという思えるような安全なまちづくりを行う上でも、ぜひ交通事故はこれ以上起こらないように、側溝のふたをするとか、舗装を含めた整備をより強く要望しながら、一般質問にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 発言順位3番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました3件について、まず、東日本大震災に伴う質問について行いたいと思います。

東日本大震災に伴う津波によって、多くの方々が今も自分の町に帰らずに生活をされておられます。

3・11以前の生活が一日も早く取り戻せることを日本中の国民が祈っていることは事実です。

しかし、政府は、福島第1発電所の事故を早く収束させたいとの一心から、放射性物質が人間に対して有毒とわかっているにもかかわらず、一日でも早く帰りたい住民の感情を逆にとり、土地の表土を5センチぐらいはぎ取るとセシウムが基準以下になって生活に支障がないなど、事故を限りなく矮小化して、地域住民、日本国民、世界各国の人々をだまそうとしているとしか考えられません。

そもそも、3・11後の原子力発電所の水素爆発のときでさえ、直ちに人体に影響はありませんと繰り返し、官房長官、東京電力、原子力保安院等が発表した「直ちに影響があるとは、広島、長崎の原爆のような生死に関係があるとき」としか考えていたとかとしか思われません。そのような政府が、放射能物質を全国の各最終処分場に埋却処分を考えておるとしても不思議ではありません。

きょうの新聞にも、10万ベクレル超の焼却灰も管理型最終処分場に埋め立てることを検討すると書いてあります。

そこで、お伺いをいたします。本町に国、県から最終処分に対する要請があったのか質問をし、以後、質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 東日本大震災に伴う瓦れきの処分についてということでご質問でございます。

不燃ごみ処分（原発汚染）に対し、国、県からの要請の可否について問うということでございますが、この不燃ごみ処分（原発汚染）に対し、国、県からの要請の可否についてということですが、国、県からの、放射能に汚染した不燃ごみの処分に対しての要請はございません。

今回あったのは、東日本大震災より生じた災害廃棄物の広域処理にかかわる調査であり、これに対し、次のように回答しましたので、ちょっと内容等が細かい部分がございますので、担当課長のほうからこの経緯及び内容の説明をいたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから経緯と内容を説明させていただきます。

4月11日付で県の環境森林部循環社会推進課長から各市町村の廃棄物行政主管課長及び関係一部事務組合事務局長あてに「東日本大震災により生じた廃棄物の受け入れ処理のご協力及び同廃棄物の広域処理体制の構築についての（依頼）」の事務連絡があったところでございます。

この県からの依頼文書には、環境省災害廃棄物対策特別本部からの平成23年4月8日付、事務連絡文書、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）」が添付されておまして、市町村等に受け入れ可能な災害廃棄物についての調査依頼があったところでございます。

調査結果につきましては、被災自治体の災害廃棄物処理対策協議会の場での情報提供や環境省が主体となってニーズとのマッチングを行うことにより、全国規模での広域処理体制の構築を図るために利用するとの説明がされておりました。

そこで、本町の最終処分場の今後の容積を考えますと、不燃ごみは受け入れがたいのでありますが、調査の段階であるということから、1日処理可能量100トン、年間最大受け入れ可能量7,000トンの不燃ごみを受け入れることができると回答したところでございます。

なお、この文書による廃棄物は、津波による塩分と土砂が付着していること、可能な限り分別は実施するが、多種多様なものが混在しているとの説明でありました。

その後、5月6日の環境省からのメールを受けて、県の環境森林部循環社会推進課から5月9日に本町へ調査依頼のメールが参りました。各自治体から回答があった4月11日分の調査結果を被災自治体へ情報提供することに同意するか否かを問うものでございました。本町では、正式に受け入れるには状況を見極める必要があることから、回答を保留するという事で回答いたしております。

なお、その際の文書には、同意された場合は、その内容が公表される可能性があることと、会津地方を除く福島県内の災害廃棄物は、今回の広域処理受け入れ対象とはしない旨の記載がなされておりました。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） あえて不燃としたのは、三股町にその実権があるから、あえて不燃としたわけですけども、今回のその不燃は、放射能の、国は基準を設けてますよね、だんだん大きく、最初は100があったら500ですか、どんどん許容量を増やしている。そうなる、例えばそれを、全然被曝していないものと被曝したものをまぜれば落ちますね。要するに、被曝しているところが多くて、先ほど、ちょっと言ったように表土もはぐという話をやっているわけですから、そうなる、莫大な土が出てくるんだろうと思います。もちろん、今答弁があった、塩分も入ったということになるんでしょうけども、そういう形の中で、被曝しているものが全国

に拡散するのではないかなと物すごい不安感を持って、今これ質問をしているわけですし、三股町が今、7,000トンの受け入れが可能ですよ。まあ、数字上なのか何かわかりませんが、回答したということになると、それを受け入れてくれと。国からの補助幾らあるんですか、まあ、多分国から入ってくるんだらうと思います。国庫補助もらってつくってるわけですから。そういうときに三股町は、今、この可否の、ありましたよということですから、先ほどちょっとだけ聞き取れなかったのは末尾ですね、末尾。保留をしていますと。それを公表していいかということがありま……受け入れとすれば、そこまで聞き取れました。その後がちょっと聞き取れなかったのも、もう1回、その以後のところだけ、答弁してもらおうとありがたいですが。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、5月6日の環境省のメールの内容だと思うんですけども、その文書には、情報提供に同意された場合は、その内容が公表される可能性があるということと、あと、会津地方を除く福島県内の災害廃棄物は、今回の広域処理受け入れ対象とはしないという旨の記載がされていました。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これ、次の2番の同一というふうに思って書いておりますので、受け入れを拒否、要するに、もちろん、新燃も全国の皆さんから浄財もいただきながら、応援もいただきながら乗り切ったという感謝の気持ちあるんですけども、しかし、要するに、この瓦れき、あえて不燃だけですね——可燃は後で言いますけども——を、町は、本質的にどうされようと言うことで保留をされたのか、その基本スタンスはどうされようとしているのか、再度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問は、2番との関連で回答してよろしいでしょうか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） はい。

○町長（木佐貫辰生君） これにつきましては、この瓦れきとかごみの受け入れについての町の基本的なスタンスということですけども、県内の市町村と同じく、被災地を支援したいという気持ちはあるところでありますけれども、本町の一般廃棄物処分場、クリーンヒル三股ですが、そちらのほうの施設の規模、現状を見ていただければおわかりになるかと思いますが、それから判断すると、実質、受け入れは困難ではなかろうかというふうに考えています。

ましてや、放射能に汚染された瓦れきやごみについては、県内の市のほうで既に議会等での答弁等もございますけれども、住民感情、そしてまた、安全安心な住民生活、環境を守るという立場からして、受け入れはできないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、先ほど登壇のときに申し上げましたように、直ちに影響がないというレベルの放射能に汚染されているというレベルのものであれば、風評被害をひっきりめて大変なことになるのではないのかなというふうに思いますので、要するに原子力発電所でできて、そこでできたものについて、必ず処分まで考えて国はつくったはずです。まさか、トイレのない高級マンションという例えがあるように、こういうことが想定外だということは許されないわけです。そういうことからいうと、国が責任を持って、これ、どうにかするべきだろうと思います。ぜひともこれについては、以後、調査があったということですが、調査があったことも今からも踏まえて、議会にもお知らせを願いたいと思っています。

なぜかなれば、今、調査があったということ、私は、可燃ごみの想定の中で議会、都城市議会で問題になっているので、ひょっとしたら燃やしたら灰が出るなど、灰が出たらそれは大変だなどということから、三股町に権限がある不燃について質問をしたわけです。ぜひともおわかりを願いたいと思います。

次に、関連ありますから、同じく、大震災に伴う瓦れきということで、今度は可燃という立場で質問をさせていただきます。

可燃ごみは、もちろん三股町としては、都城市に委託するという立場から大変弱いことはわかっています。しかし、新燃岳の降灰でわかったように、向こうのほうで燃やすごみに、煙突から出てくるものについて、大体4キロから5キロぐらいで落ちてくるというふうに言われています。そうすると、三股町にまともに落ちてくるんです。今のストーカー式の焼却炉でいうと、ダイオキシンも100%とることができないものですから、多分、放射能も汚染が低い、低レベルとはいえ、多分、受け取れということに、多分、国は言ってくるでしょうから、三股町として、ならば、都城市に何か話をされたのか。都城市は受け入れられますよと回答しましたと都城市議会で回答してました、担当課長が市議会議員に対して。その回答するとき、三股町に何か相談があったのかどうかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問です。都城市とのやりとりについてのご質問でございますので、担当課長のほうに説明させます。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで回答させていただきますが、③の国、県からの調査における回答の相談等のほうから……

○議員（6番 指宿 秋廣君） はい、それだけでいい。

○環境水道課長（岩松 健一君） それを回答させていただきます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） はい。

○環境水道課長（岩松 健一君） 可燃ごみ処分（原発汚染）に対して、国、県からの調査における回答の相談等があったかを問うてありますが、これも、①の質問と同様でございますが、原発汚染の可燃ごみの処分の調査はございませんでした。瓦れきの受け入れに関する調査は、4月11日付文書で依頼が参りましたが、その際は、国、県からの相談はございませんでした。しかし、5月9日付の情報公開へ同意するか否かの文書のときは、福島県のごみを受け入れると表明しました川崎市において、住民からの不安の声が上がっているようですので、回答には十分留意する必要があるとの情報をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） したら、2番、3番のところで、少しあれだったんで、4番の、したら、一緒に質問をしたいと思います。

都城市が受け入れると回答したときに、三股町に相談がありましたか、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） 都城市が受け入れるというときに相談があったかどうかということでございますが、その際はございませんでした。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは、ゆゆしき問題……。先ほどちょっと言いましたよね。煙突から出たのが西風に乗って、新燃岳のときと同じように降ってくるんです。煙は風上には絶対行かないんで、風下に行きます。そうすると、三股町は、少なくとも何で相談しないのかと、何で相談せずに回答したのかと。これは絶対クレーム言うべきです。でないと、先ほど言ったように、今度は、燃やしたごみも受け取ってくれて言いかねないんですね、1番に帰っちゃいますけど。灰ですよ、灰。要するに、汚染がゼロのものっていうのは、選別難しいですよ、向こうでも。同じ自治体でも、汚染している、避難をなさいと言われていたところと違うところもあります。それを一緒に搬出されてきたらもうわかりません。はかったらもう大分レベルが落ちてます。これは、再度、これは、担当課長でなく、町長にでしようけども、これについての意思、都城に対する町としての意見は言うべきだと思うんですが再度答弁お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この可燃ごみ関係の受け入れというのを聞きまして、私もびっくりしまして、即、市長に直接電話を申し上げまして、やはり、これは都城だけの問題ではなくて、この圏域、そしてまた宮崎県の問題を含めたところであるというようなことから、やはり、十分連携をとって対応してくださいと、対応すべきじゃないかというような申し入れをしております。で

すから、市長のほうも、そういう態度決定は、また、そのときに新聞に載る以前でございました。ちょうど、議会のほうで答弁する前でございました。それにつきましては、十分、町のほうにも、住民感情等もありますので、そしてまた、住民を預かる安全安心の行政の立場からも相談をいたしますというお話は受けてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは、しゃべっていいのかどうかわかりませんが、週刊誌ですっぽ抜かれましたよね、AERAやったですかね。（「AERA」と呼ぶ者あり）もう、こんだけ回答してるということでありましたね。それが出てから、三股町に来たのか、出る前だったのか、それは微妙ですけども、私が一番釈然としないのは、都城市と三股町はそんなに、まあ寄生虫じゃないでしょうから、少なくとも人として扱われるとすれば、三股町の町民が、少なくともこれが、一事が万事ではないのかなと思ってのんです。例えば、焼却場を向こうに持っていくにしても、山田町に持っていくにしても、三股町はついてくればいいと、別にその、市長が町長に話すことはない、せめて係長ぐらいでいいやろうと、何かそういうふうに見えるんです。見えるんです。この問題をすべてにおいて取り上げてもらって、以後、今、市役所の担当課長は市議会に汚染ごみにかかわるものについては受け入れませんと言いました。どれぐらいが汚染ごみなのか聞いていらっしゃいますか。教えてください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 聞いてません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 聞いてないということは、要するに、混ぜられたらわかりませんということです。国は、何回も言いますが、汚染ごみを抱えてどうしようもない。そしたら考える方法は1つですね、希釈する以外にない。ほかの震災に遭われたところの土地も、それから灰も、出てきているものについて倍数を増して、これなら人体に直ちに影響がないですよということで受け入れをさせるのではないのかな。

で、最初に、津波の被災ということで受け入れた自治体が、今、被曝してるということで、処分に物すごい困って、今、仮置きされてます。山ほど積まれてます。これも、処分せないかんです。まさか海に捨てるわけにはいかんです。海洋投棄で大きな問題になる。そうすると、日本列島被曝国になると私は思ってるんです。都城市を敵対しろと言ってるんじゃないんですが、都城市が三股町を、ともにパートナーと思ってもらえれば、もう少し三股町に対するこういう重要な案件についての相談はあるように、あの、再度、担当課を通じてでもいいし、首長と話すときでも、交通安全のときでもよかったと思いますよ。二、三日前ケーブルにのってましたけども。肩

を並べられるときに、やっぱりこの問題が、今から先、大きな問題になっていくんだらうと思います。

半減期が30年ですか。消えるまでは、万単位の年が過ぎるわけです。そういうことをもう一回考えてもらって、新聞、それからインターネットを調べると、もう言ってることばらばらというか、何がどう錯綜してるかわからんぐらいインターネットには、東電の「東」は盗むという字を書く人たちがまでいてありますが、新聞紙上でもこういうふうに出ています。海洋汚染の話。「今、サンマを食ったら、だれもおらんぞ」ってある人が言ってました。要するに、どこで水揚げされたかが問題な、海の魚はですね。あなたは被曝してますか、どこを通過してきましたか、聞くわけいかなので。三陸の沖でとれた魚も漁船使って宮崎に来ると宮崎産です、最終的には。宮崎産で走っていくんです。だから、そういうことを考えると、くどいようですけども、町長にクレームではなくて、再度これに対する決意をお願いをしておきたいと思いますが、再度言葉をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この新聞等で、都城市で、汚染瓦れきについては、受け入れないという話で議会で答弁されたということでございますが、汚染瓦れきというのは、要するに汚染の程度ではなくて、汚染されてないというような意味に解釈したわけなんですけれども、ただ、先ほど言われましたように、その希釈、いろんな形でそれがまじってる、いろんな問題等もあろうかと思っておりますので、十分そのことは都城市のほうとも話をさしていただきたいと。そしてまた、このいろんな、都城とは、やはり隣町で、隣市で、この連携をとりながらやっていかなくちゃならない部分が多々あるわけなんですけれども、十分、そういう意思疎通、連携も含めては、相談、そしてまた、意思決定の場合にはこちらのほうに報告、またその前の相談等、実施されるように、それぞれのレベルでお話し合いさしていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これで、1問目は終わるんですけども、再度、念には念を押してお願いをしておきます。

要するに、放射能に汚染されていないというのは何を指すのか。数値的なものは何なのか。そういうところをまず、不燃、可燃分けて担当課を通じて、不燃の場合はどうなんだとか、三股町のあそこの最終処分場も、2期工事を、それはすればいいじゃないですか。国が言ってきたら断れませんよ。2期工事の予定があるんだから。だから、今の最終処分場の管理型は、2期工事はもっと大きいところを埋め立てる予定がもともとあるわけですから。そしたら、国が補助金出すからやれと、例えばですよ、10割補助でやるからやれって言われたら、そういうところまで踏み込んだ検討をしてもらうことを強く要望をしておきたいと思います。

1 問目はこれで終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで食事のために1時20分まで休憩いたします。

午後0時07分休憩

午後1時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました2件目について質問を申し上げます。

国保税、あえて国保料と書かしていただきました。知らないわけではなくて、あえてしたということなので、ご承知おき願いたいと思います。

国保の収納の現在の状況、それから分納、納税相談で分納をされる人がいらっしゃると思えますけれども、それについて現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 納付率及び分納相談の件数の現状はどうなっているかというご質問でございますが、平成22年度の国民健康保険税の納付率は、現年課税分については90.53%、過年度分が19.56%で、合わせて74.12%となっています。また、平成22年度末の国保税滞納者数は578名で、1億7,600万円の滞納額というふうになっているところです。

平成22年度の方納相談の件数は、分割により自主的に納付している人が約100件、徴収員による分割納付の人が147件、差し押さえによる強制分割徴収が28件というふうになっています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、もう少し踏み込んで、22年度と比べて23年度の現時点での分納及び納付率についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 23年度の時点ということではございましてけれども、申し訳ありませんが現時点では、今、把握しておりません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 年度を書いていなかったんですけれども、納付率及び分納相談の件数の現状はどうなっているかとかこう書いているんです、現状。平成22年度は決算状況で出てきてるんです。現状といえば現在じゃないんですかね。教えてください。じゃなきゃ休憩。

○議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 大変申し訳ありません。

現状というふうになっておりましたけども、決算上の現状ちゅうようなふうに勘違いをしてとらえたところでございます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 休憩。休憩。

○議長（山中 則夫君） 質問は出来ない。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 休憩。

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。まだ帰って来ていないのではかの項目でよろしいか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 現状報告がないので、次に進みづらいんですけど、それはあとから追加するとして、2番目の丸の2、納期回数を変更することは出来ないか。ということをお聞きしております。担当課長はいないんですが、町長でわかる範囲内で結構ですのでお知らせください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 納期回数の変更ですね、これについての質問ですけど、現在、国保税については7月から翌年2月までの8期という納付制度になっているところでございます。県内の市町村におけるこの納付の状況を見ますと、8期による納付が、13団体、10期による納付が12団体、12期による1団体というふうになっています。納期を増やす方法としまして、4月から6月に仮徴収を行い、最終納期を翌年3月に設定し、納期を12期にする方法。

2つ目が6月本算定を行い、最終納期を翌年3月に設定し、納期を10期にする方法。

従来どおり7月本算定を行い、最終納期を翌年3月に設定し、納期を9期にする、3つの方法が考えられます。

本町では今、8期ですけども、それをもうちょっと増やす言う形では、ただいま申し上げました3つの方法が考えられます。

仮に納期を仮徴収を含む12期とした場合、1期当たりの納付額が抑えられ納めやすくなりますが、仮徴収を行うと、4月1日以降資格喪失を喪失した世帯にも一旦は国保税を納入していただき本課税後に還付することとなったり、仮徴収時の所得と本算定時の所得に大きな差があった場合、税額が大きく違い誤解や混乱を招く可能性が考えられます。

この仮徴収する方法については、既に実施している市町村からも同様な問題点が指摘されているところでもあります。

次に納期を10期とした場合であります、12期の納付と同様1期当たりの納付額が抑えられ納めやすくなりますが、6月本算定となるため、税率の条例改正を3月中に行う必要が出てまいります。

3番目の方法として、従来どおり、7月の本算定を行い、最終納期を3月に設定し、納期を9期とした場合でありますけれども、これについても1期当たりの納付額が抑えられ納めやすくなりますが、反面、3月の転入転出の納付期を迎え、納付のマイナス面も考えられるところでもあります。

これらのことから、納期については、当分、納税相談をしていく中で、分納による納期の変更に応じてまいりたいと思っておりますが、納期の変更が可能か否かについては、今後、十分検討してまいりたいというふうに思います。

ほかのところから出て、本町が出来ないということもないでしょうから、これについて十分検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 団体名を言われましたけども、例えば、都城市は何期かご存じですか。今、三股町が隣接しているところは、都城市、宮崎市、日南市です。宮崎市は調べてこなかったんですが、都城市も日南市も10期ですよ。それから、唯一、近くで残っている高原町も10期です。そうであれば、ほかの団体が、先ほどの町長の答弁でもあったように、何月に徴収するかは、それはまた別な次元の話として、定例議会で納期を決めなければいけないと、こう決まっているわけではないので、例えば、臨時議会を開くということも1つの選択肢としてある中で、この10期、せめて10期です。12期というのは物すごく、まあ、流れで言うと、4月、5月の納期が来るということになるんだらうと思っておりますから、せめて、6月から3月までの10期をしていただきたいな。

先ほどの答弁の中で、納付相談と言われました。もちろん、納めたいから納付相談に見えるんですけども、納付相談というのは、自分が納める金額を割ってくださいって頭下げにこないかんと感じる感覚があられるんですね、町民の皆さんに。要するに、納付相談があったときにすると同じぐらいにしてやっておけば、少なくとも期数が納める側も少しいいのかな。

ついでに、ついでたらおかしいですけど、今、軽減が3段階ありますね。最高税がありますね。軽減がある方は、もちろん、苦しいとかどうかは別にして、それだけの恩恵があるわけです。最高税額を突破している人は、それだけですから、あと扶養者が1人増えようが5人増えようが、

もうそれ以上は増えないわけですから、特典があるわけです。何もあれもない、必死に納めなくてはいけない人が、納付率が低いということで、税を確保するために1割増しの税金を払わないかんわけですよ1割増し。90%だったら、90%の収入を確保するためには、1割みんなが多く払って、そのお金を担保してやるという国保税の考え方からいって、せめて、町としては、周りの自治体もやっていることだし、これについて10期というふうに。もちろん職員の手が要るから、職員増という話が多分出てくるとは思います。と思いますが、きょうの新聞に書いてあるように、議会で専属の茶を出すぐらいの自治体もあるわけだから、県議会ですけど。そこまでは言わないんで、せめて、そういうことを、論議を、なぜ出来ないのか、なぜ10期が出来ないのか。もちろん昔は、6期ぐらいだったですかね。それから8期に増えてきています。ほかの固定資産税、それから軽自動車税との絡みもありますが、これだけ国保税が高くなっていくと、国保税だけでも独立して多くに割ってやるということをしなないとどうにもならないのかなというふうに思っています。

今、幾らですか、最高税額、77万ぐらいですか、確かそのぐらいだったと思います。そしてそれを8で割んなさいちゅうようなこと、ま、1回10万弱ですか、そういう金を納めなければならないわけで、少しですね、納める人たちの側に立った話をさせていただきたいと思います。

もし、あれやれば、考えなりを答弁願いたいと思います。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。町長。

○町長（木佐貫辰生君） 宮崎市、都城市、そして日南、言われるように10回でやっております。

先ほど回答しましたけれども、10回でやるといった場合には、その条例改正をいつの時期にやるかということもあります。

先ほど、3月というような回答をさせていただきましたけれども、臨時議会なのか、それとまた、国保審議会、そちらのほうの兼ね合いもございますので、ご提案は十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） それでは、税務財政課長。

○税務財政課長（原田 順一君） 大変申し訳ございませんでした。

現状ということでございますけども、今現在の現状なのか、質問を受けたときの現状なのか、それはわかりませんが、今、現状と言われるとちょっとできませんので、一応、（発言する者あり）8月の末の段階で答えさせていただきたいと思います。

自主的に納付してる件数が81件、それから徴収員による分割納付の人が133件、それから差し押さえ、強制的に差し押さえして分割徴収している人が23件でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これ、課長に要望ですけれども、現状と書いて、納付率及び分納相談とか、ずうっと書いて現状って書いてるので、本旨わからないときには、議会事務局にでも聞いていただいて、何を言わんとしているのか、その下の分納を見れば大体流れというのはわかると思いますので、お願いをしておきたいと思います。

できれば、平成22年度に比して、今時期8月末でもいいんですけども、どう推移してますよというぐらいは教えていただけるともっと別な視点からしゃべることができたのかなというふうに思いますので、これは要望ですがお願いをしておきます。

先ほどの8期、9期、10期の話をしました。どこが何をしてるのかっちゅうのは、自分で勝手に丸をつけてきました。後で差し上げますので。これ、まあ、ネット調べればすぐ出てくる話で、できるだけ、納税者の皆さん、町民の皆さんに納めやすいシステムというのをとってほしいなというふうに思いますので、事務が煩雑になるというのは百も承知の上で、収納率がもろにかぶってくる、これを基礎を10期にしたから、12期にしたから即上がるという趣旨でも、もんでもないと、百も承知の上で申し上げておりますので、この期数の話はお願いをしておきたいなと思います。でないと、ここにいらっしゃる執行部の人たちはみんな、社会保険、共済ですけども、国民健康保険は資産割があるんですよ。世帯割があった上に、1人当たりがあった上に、固定資産幾ら持ってるかというそれ割りがあって、社会保険、共済なんかは所得割しかないわけですよ、そういうことからいうとぱんぱんぱんと上がってしまうという税の体系にあって、昔、農家の人たちがいっぱい入っている、所得が上がらない中で、これを算定したという経緯があるんだろうと思います。

例えば、免税牛、牛の話だって、免税牛、これだけは所得に入れて計算をすとかですね、要するに、いかに上げるかということに必死になってやってはいます。そうすると、納めるところが大変厳しいということに、逆に言うとなっていくわけで、国からの制度が悪いんだっちゅやそんだけのことですけども、そこら辺を目をつけてお願いしたいと思います。

昔、県の職員がこう言いました。「国民健康保険はどうしたらつぶれると思いますか」。担当者が何っちゅったかちゅったら、「このままほっとけば勝手につぶれます」。当たり前ですね、納められんごつなってしまうからですね。だから、国民皆保険という形の一番人支え、他方優先という形でほかに保険が入ったらそっちに行ってくださいというふうに割り振って、最後のとりでの国民健康保険を守るために、執行部一同考えてほしいなというふうに思いますので、次には、臨時議会を開いてでもやることができないかっちゅうところまで論議した上で、10回という論議もしてほしいと思いますので、これについては終わりたいと思います。よろしく願いをします。

さて、健康管理センターの運動器具の整備についてという形で触れておきました。これは、前

にも1回出したんですけども、まず、あそこの利用するところに意見箱というのがあります。我々は、知る由もないし見る由もないので、どういう件数がどうあるのかなというのも教えてほしいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健康管理センターの運動器具の整備についてのまず、意見箱についてのご質問でございますけれども、平成22年4月から12月まで設置したところでございます。この間に寄せられた意見は、「懸垂器、（ぶら下がり健康器）を導入してほしい」、「ランニングマシンの廃棄後は新型が入るのか」と、新しい器具の導入や買い替えを要望するもの。また、「自転車のディスプレイが見えにくい」といった修理をお願いするもの。「使用できる日を増やして欲しい」と、「冬にも夜間利用ができるようにして欲しい」などの利用条件の変更を求める意見などがあつたところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この健康管理センターもつくって大分長くなりますので、最初に来たときには、国民健康保険を窓口にして、国からの100%補助で出来上がったもので、器具もそうですね。この中で日にちがたつと、なかなか老朽化する。これ、もう、当たり前のことですけれども、自転車も三股町を回っていくように地図上で上がっています。そこら辺、そういうのが、その時の健康管理センターにできるだけ足を運んでほしいという意図からそういう風に造ったというのもあるんですが、今はもう、健康管理センターといたら、三股町の住民の方はほとんどご存じだろうという想定からいって、そういうグレードの高いものは必要ないんでしょうけれども、少なくとも、今ある器具の更新というのもしてもらったほうがいいのかなということで、意見というのはどういふのがありますかというふうにお聞きをしました。

それを踏まえて、町長の答弁にもありましたがルームランナーですね、ランニングマシーンです。これについてお答えを願いたいと思います。今後、これについての整備という形は考えられているかどうかお答えをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ②のほうですね。ルームランナーの整備をする考えはないかというご質問でございますけど、私の政策目標の一つに、「スポーツ・文化わくわくプロジェクト、アスリートタウンのまちづくり」というのがございます。また、三股町の総合計画の中にも、「生涯スポーツの振興」を謳っているところです。

この観点から、町民一人ひとりが健康で、年齢や体力に応じたスポーツの普及、振興に取り組みたいというふう考えています。

健管センターには、健診ホールに14の運動器具が設置してありますが、ランニングマシンは修理不能ということで、平成21年度に撤去をいたしました。ランニングマシン以外の器具も設置してから約18年経過し、老朽化が進んでいる状況であり、修理するか破棄するかなどの問題も出てきているところです。

私は、健康づくりの観点から、これらの運動器具を廃止するのはいかがなものかと思っております。ただ、健康管理センターの本来の業務に支障を及ぼさない範囲で、運動器具を配置しなければならないことから、必要とされる運動器具の整備については、現場の声、先ほどの意見箱もございましたけれども、そういう状況を踏まえまして、町内の有識者で構成します「三股町健康づくり推進協議会」に諮って、維持管理していくことが良いのではないかとこのように考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） あえて、いっぱいある中で、ルームランナーってしたのは、特に性別で言うと女性です。夜間、なかなか歩くというのは厳しいっていうこともあって、ないんですかって帰られる人が結構多いんだそうです。多分、ここまで質問に入れておけばよかったんですけども、多分、年度ごとに利用者が減っていったのではないのかなというふうに思って、それはそういう、壊れるぐらい使う、器具は使わなければ全然壊れんわけですから、壊れるぐらい使ったという逆転の発想からいうと、それこそまず、修理すべきではないのかなというふうに思っておりますんで、そういう、これをしてほしいとかっていうのは、直接あったかなかったかはお聞きをしたいと思います。お答えをお願いします。直接これについての要望ありました。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） 直接だれだれからというのは聞いておりませんが、そのほかの意見がありまして、故障の機器は取替え、取り払い、新しい機器を入れてほしいとかですね、器具を増やしてください。ランニングマシンを続けて、そして新しい器具が増えるとありがたいです。加圧式トレーニングに興味がありますというような意見が入っております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これについて、早急にやっぱり、今、朝早く、夜遅く外を歩いていらっしゃる人がいっぱいいらっしゃいます。健康管理センターそのものが、そういうスポーツジムを想定していないことだけは確かなんですけども、しかしあれを造ったときに、あの健康管理センターできたときに、あの健康器具が国が認めて、こういうのはいいでしょということで導入できた代物というのと、逆に言うと国も認めた代物ということなんで、あそこのフロアいっぱい健康器具を置けとかってそういうことは一切申してないんで、隅っこに、健康診断がないときに利用できる、夜間に利用できるというようなためにも、来やすい健康管理センター、もともと

は町立病院があったときに、その附属機関としてできた健康管理センターではありますが、今無くなったわけで、後、であればどうそれを位置づけていくかということが大きい問題だと思います。

最後に、町長、この問題について、もう平成24年度が始まろうとします、予算の段階で言うと。要するに、少なくとも何ぼかの器具について検討したいって、要するに全てっていう意味じゃないんですが、今、言うのは。ルームランナーについては、導入について検討したいぐらいの答弁をお願いをしたいと思いますがいかがですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 運動器具の整備につきましては、現場の健管センターの職員とも話しておりまして、周辺の配置であったら、この日常の健康診断等含めたところには影響がないというか、そのようなお話でございました。それで、町としましてといたしますか、先ほど答弁しましたように、アスリートあるいは健康づくりの観点というところから、これにつきましては、今、担当課長のほうに、来年度に向けての取り組みをお願いするというところで指示をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） まとめとして、この問題に限らず、また町民の声に耳を傾けていただいて、スムーズに町政ができることをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 発言順位4番、内村君。

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 皆さん、こんにちは。

3月に東日本大地震が起きましてから、6カ月ちょっとが経過するわけですけども、大地震、大津波、原発事故と、見えないものとの戦い、そして、9月の前半、半ばと台風12号、15号によります被害者の皆さんにお見舞いを申し上げます。一日でも早い被災地の皆さんの復旧復興ができますことをお祈りする次第であります。

そしてまた、9月の決算におきまして、町の財政状況等、行政用語を通じていろんなことが見えてきました。今回、町民の代弁者としての三股町の未来像を築くという6月議会に続きまして、2回目の質問ということで2つのことに大まかに質問をさせていただきます。

質問席にて質問させていただきます。

まず、学校給食費の質問いたします。保育料も同じようなことですので、保育料に関しまして

も重ねて質問をさせていただきます。

現政権が諸施策の1つに位置づけしております子ども手当が今年度から始まりました。8月に子ども手当の制度のあり方について、協議三党合意ということで特別措置法案を閣議で決定ということでもあります。現時点での検討状況を踏まえたものであり、今後、自治体からのご意見等踏まえ、修正することもあり得るということです。子供たちの夢をつぶされるのならば、大人の責任、政治の責任、経済的困窮家庭の支援をぜひこれから考えていただきたいと思います。それで、経済的困窮状態とかかわる給食費、保育料を兼ねてこの問題に質問いたします。

ほとんど納めている滞納家庭はわずかにすぎない。多くの家庭は苦しくても一生懸命納めている。事情はわからないが、苦しいなどの、経済的に苦しいのだろうが滞納している。滞納の徴収が大変で、学校現場と教育委員会も苦勞はしていると思います。学級担任は、子供にお金のことは許せない部分もあると思います。さまざまな対策をしていますが、払える余裕があるのに払っていない家庭の対応を含めて、状況をどう考えているか伺いたいです。年間して、何人ぐらいの人が払ってないか伺いたいです。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それでは、うちのほうで給食についてお答えいたします。

未納の状況等についてですが、学校給食費については、払える能力があるのに払わないケースが増えております。今、ご質問のあったとおりであります。

給食費の未納問題は、全国的に社会問題になっているところであります。国、県の調査によりますと、未納者の割合は、全国、県内とも児童生徒数の約1%という状況であります。

本町においては、平成22年度で申しますと、全小中学校で未納者は8人です。全部の中の0.3%にすぎません。未納金額は20万7,522円、全体の割合にして0.17%と、全国、県と比較しますと非常に低い値を示しております。

これは、給食費の徴収をPTAで行っていること、また、未納対策として、22年度に未納対策マニュアルの見直しを行ったこと、そして、全小中学校の教頭、PTA代表者で未納対策委員会を設置し、全学校で未納対策に取り組んできたことが、こういう結果が出ていることだろうというふうに考えております。

なお、悪質な未納者2人に対しましては、現在、裁判所に支払督促の申し立てを行っているところであります。

未納対策については、よろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） このことにつきましては、なかなか難しい問題であると思います。地域の子供会の方に聞きましたところ、徴収を、以前は、会長さんが拾って回っておったという

ことです。今は、各家庭が会長さんに持って行ってらっしゃるというような話も聞きました。

それで、まあ、なかなか難しい状況ですけども、なかなか子ども対策等々やっているわけですけども、子ども手当が支給されるに当たって、未納分を差し引くような検討はなされてないんでしょうか。これの分に対して、未納分を差し引くというような状況の話も聞いているわけですけども、ここへんたいのところを伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（田中 久光君） それぞれが子ども手当のことで全国的にいろいろ出ておりますが、本町の給食費の未納状況は、全国的に、今、申しましたとおり非常に低いです。その最大の原因、先ほど申しましたとおり、徴収の仕方がPTA組織を中心に行っているからだと考えております。

法改正によりまして、子ども手当から給食費が差し引けることとなりますが、給食費を子ども手当から差し引くことは、このPTAによる徴収方法を変更することになってきます。この、国の施策は、二転三転している現状のところでは、徴収方法を変更することは大きな不安があります。

また、未納者に限った対応としても、給食費を差し引くには、本人の同意が必要になります。未納するような人から本当に同意が得られるかどうか、また、電算システムの改修もやらないといけませんから、費用対効果の面から課題も多いのではないかというふうに思っておるところでございます。

以上のことから、現時点では、給食費の差し引きは考えておりませんが、保育料などの関係も今後出てきます。そういうことでは、今後、このことは十分検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 給食は、教育課程の一部だと思っております。これからも取り組んでほしいと思っております。一日でも早く解決、実現することを願っております。

続きまして、スポーツ振興について質問させていただきます。

本町は、スポーツの町というぐらいのスポーツの盛んなところであります。今は、数多くのスポーツ少年団等もあり、子供育成等つながっていると思われまます。「アスリートタウンみまた」とも言われておりまして、発展させれば地域の振興にもつながると思うのであります。

ことしの6月に、スポーツ基本法成立50年ぶり改正成立、国の責務で施策推進ということが宮日新聞に載っておりました。

今後は、基本法を土台にして、具体的な実行をしていくために、スポーツ計画の策定にいるスポーツを生かした地域再生や、新たなスポーツ文化の確立を目指す。スポーツ町新設を目指して、

検討必要な措置を講ずるとあります。時代の変化に応じたプロ生涯者の大勝したトップ選手の国際競争力向上と全国の地域クラブの支援の2本柱に掲げる。国が財政面や税制優遇の措置を講じるとあります。

必要性をもちこんだ競技団体に、組織運営の透明性を求め、改めてスポーツが国民生活の上で欠かせない大切なものであると認識が高まった。このことについて、町の具体的な方針があるのか伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 本町のスポーツ振興についてのご質問ですけれども、昨年度、本町でスポーツ振興基本計画というものを策定しまして、その中で具体的な方針を定めたところでございます。

本計画では、スポーツの振興に当たって、子供から高齢者まで、町民の誰もがそれぞれの体力や年齢、身体、目的に応じて、身近な地域で、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すことを基本理念に、本町が目指す将来像を「みんなで築く生涯スポーツのまち、アスリートタウンみまたの創造」として掲げているところでございます。

具体的な方針としましては、①としまして、生涯健康スポーツ活動の推進、②としまして、スポーツ施設の整備充実、③としまして、スポーツ推進体制の整備と競技力向上の支援、④としまして、スポーツによるまちの活力づくりの推進という4つの方向性を示した上で、その具体的な取り組みをまとめているところでございます。

なお、今後の推進体制としては、庁内の職員で構成するスポーツ振興基本計画進行管理検討委員会で、計画の進行管理を含む評価及び未達成事業の問題点とその対策についての検討を行い、その結果を社会体育、社会教育関係団体の代表者、学識経験者などで構成する「スポーツ振興計画評価等検証委員会」に報告しまして、審議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） その中で、今、健康増進とか運動する人が結構増えておるわけですけども、三股町といたしまして、都城の陸上競技場とか、運動されに行かれる方がいらっしゃるわけですね。その中で、文化センター西側のところを整備されるような構想はないか、そういうことをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 文化会館西側の広場（ふれあい中央広場）ですが——につきましては、現在、ふるさと祭りや商工会のイベント、この前、焼き肉カーニバルございました。また、ことしから、10月の末ですけれども、クラシックカーフェスティバルの会場としても使われますが、さまざまなイベントに利用されております。

昨日も、先ほど言いましたけれども、第13回の三股町の南九州中学校駅伝競争大会の1つの会場の控えというようなところでも活用されたところでございます。

また、普段は、中学校の部活動にも利用しております。

しかしながら、排水路の整備も不十分で、大雨が降ると水が引かず、イベントの利用にも支障をきたすという状態であるところです。

これまで、この広場の整備につきましては、総合体育館をつくるとか、温泉施設とか、弓道場などの構想等が出、いろいろと検討されたところでございますが、現在の利用状況を考えますと、多目的広場としての整備が一番いいのではないかというふうに考えています。

つきましては、町単独事業としてではなくて、補助金、交付金事業など、有利な事業を選択し、広場としての整備に今後取り組みたいということで考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 人が集まることによって、活気が満ちてくるかと思っております。そうすることによって地域の活性化につながっていく、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 発言順位5番、佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 皆さん、こんにちは。5番、佐澤です。よろしく願いいたします。

前回は質問しました合宿施設問題について、どうしても必要性があると考え、今回もこの問題について質問することとしていきたいと思っております。

この夏休みを迎えて、見たところが、特に中学生の部活でいろいろなチームが三股に合宿、また、ノンプロも合宿ということで来られてるみたいで、その監督さん、いろんな方の話を聞くと、会場は三股ですけど、宿泊は、全部、都城だということで聞きまして、やはり、この9月の議会も、ひとつ質問していきたいなと考えて、今回、また、宿泊施設の問題についてということで、「アスリートタウンみまたの創造」ということで、前回、回答いただきまして、先ほどからずっ

とこの「アスリートタウンみまた」っていう言葉が出てきておりますけど、そのスポーツ振興の基本理念と、合宿所の整備も必要だと考えてのことから町として、この対策をどう考えるか質問していきたいと思います。

あと、次からの質問は、質問席のほうで行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 合宿所の整備についての質問でございますけども、これは、6月議会のときに慎重に検討していくというふうに回答したところでございますけれども、再度、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 合宿所については、町民のアンケート調査結果を踏まえ、また、利用実績や今後の推移を見きわめた上で検討する必要があるということです。

合宿所を新たに整備するということになりますと、当然に大規模な事業費が必要ということもございますし、特に、一番の課題となるのが、その後の維持費の問題ということになります。新たに施設を建設するというばかりではなくて、現在ある遊休施設の活用、また、農業体験型民宿なんかも行われておりますけれども、そういう類似した民泊型の合宿、こういうことについても検討していく必要があるというふうに思っております。

前回の一般質問で、町長のほうから回答されたところですが、本町では、「アスリートタウンみまたの創造」をスポーツ振興の基本理念に掲げ、合宿所の整備は、その手段の一つとして期待されていると考えるというところです。合宿所の必要性ということについては、十分認識されてるというところです。

今後、財源や維持管理費の問題、また、立地場所、1年を通した利用のあり方、それから町の経済効果につながるシステムづくり、こういうことについて、関係者、専門家の意見をお伺いしながら、検討していきたいということでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ありがとうございます。

今、課長の言葉の中で言われた合宿所の新たな建設っていうのは、莫大な費用がかかるということをおっしゃって、それはわかります。その後の、やっぱり維持費が一番大きな重要になってくるのではないかなと考えております。それをするのも、今、課長の言葉の中にありました、今、既存にある建物、この再利用、休んでる建物があればそこを再利用して、建設費をかけずに、あとは維持費。維持費のほうも、いろんなところの町、市がやっていると行くと、最初は行政が建てますけど、その後は、第三セクターみたいな形で、スポーツ振興局とか、スポーツ振興セ

ンターとか、そういう民間の企業がかなり参入して経営のほうをうまくやっているというようなことを聞きます。

この前も、鹿児島島の伊集院のほうに行ってきました、そこでも、伊集院の総合運動公園ですか、その前に宿泊施設、温泉施設、全部あるわけですけど、その管理を日章学園の学校ですかね、が維持管理してるということで、それを通じて年間の利用がかなり多いと、温泉については一般客が、町民は安くで入れるっていう形で運営をしているっていうのを聞いております。そういう形もとれるのではないかなと思って、また、今後そういうのもひとつ頭に入れて検討して、この合宿所がやはりすばらしいのができるように、一つ一つやっていくのがいいのかなと。

もう、質問したからすぐ答えを出してくれではなくて、やはりいいもの、本当のものをつくるには、時間がかかると思います。やはり、年数をかけてでも、すばらしい合宿所ができるように頑張ってもらいたいと思います。

あと、次の2番目の質問なんですけど、この、宿泊所の地区分館の推進ということで書いてありますけど、これは6月の定例議会のときに私が質問して、内容的に了解とっておきまして、これ、私のほうのミスで出してしまったという形ですので、次、3番の、先ほども言いました宮崎県の宿泊施設を実際に訪問して、私も行ったんですけど、その中で、良いところ、勉強して一番すばらしいのを取り入れて、県内で一番の宿泊施設をできないかどうかという、取り組めないかということ町長のほうに答弁してもらいたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 議員におかれましては、いろんな施設を実際に見ておられるようで、いろいろと見識あるみたいですが、このスポーツ合宿所を整備を本格的にやっていくという場合には、そうして宿泊施設を実際に視察し、よいところを取り入れていくということは非常に重要だろうというように考えてます。

ただ、現時点では、先ほど教育課長が回答しましたように、合宿所の建設ありきというのではなくて、いろんな遊休施設の活用、民泊型などの合宿など、同様の効果をもたらす施策についても検討していく必要があるというふうに思ってます。

また、自治体間で人口や財政規模、スポーツ合宿の状況等もいろいろ違うわけありますので、町の将来を考えますと、身の丈に合った施設の整備ということが重要であろうというふうに思います。

宿泊機能を充実することによってもたらされる経済効果、そしてまた、先ほどありましたけれども、公設民営方式とですね、NPOの活用など、その維持管理費などの経費の問題、そしてまた費用対効果、こういうものを十分調査しまして、今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 十分検討してということで、一つ前に進んだのかなと思っており
ます。

その先ほど言いました既存の建物という形で言いましたけど、その中でも、今、勝岡温泉ですか、あそこも今、営業されてると思うんですけど、そういうところの活用とか、あそこは温泉の泉質も物凄くいいということで、昔からの人が言われてるように、治療、特に合宿なんかで来られると、温泉に入って治療して、そこで体調を整えて、次の試合に臨むというような形で、そういうところも検討しながら見てはどうかになっていうところもあります。

この前も中学校の体育祭ですか、これを最初から最後までずっと見さしてもらって、昼の休憩の後の部活動紹介ですか、これがすばらしいチームばかりで、見たところ、優勝旗が全部、部員数持ってるチームもあるというようなところで、やはり、県内でもこういう学校はもうほとんどないんじゃないかと、独占でやってるような形で、すばらしい指導者、生徒、保護者、これが一つになってつくり上げてるのではないかなと思っております。それをするためにも、底上げするためにもやはり、いろんな強いチームを三股に呼んで、ほかの対外試合を三股でやる。それするためにも、やはり総合的な設備っていうのがあるんですけど、その中で、私がきのう、おとといですか、金、土で、今、都城にバスケットのプロチームができて、それで、運転で、金曜日の日は、福岡のうきは市のうきはアリーナというところに行ってきました。

これは、天井なんか、ほとんど木で、丸太んぼでできてるような体育館で、かなり大きくて、ここは宿泊施設はないんですけど、もう本当、畑の真ん中にできてるっていうような、総事業費まではちょっと聞いてこれなかったんですけど、その次の日は、大分県の別府で試合がありまして、べっぷアリーナですか、ここは、総事業費が57億かかったということで、相当、バレーコートが6面、バスケが3面、4面ですか、とれるっていうばかでっかいべっぷアリーナ。こういうのも1つあれば、すべての対外試合をここでこなせるかなっていうような、これが本当の、本当のものを造ろうと思えば、こういうのが必要ではないかなとか思っているんですけど、その人口に合った、2万5,000人の人口に合った建物が必要かな、それ以上にもってきてもどうかと、これが100万も人口がおれば、こういうのは必要だと、埼玉アリーナとかですね、ああいうふうな大きいのが要るんでしょうけど、こういうのも、私はあちこち行きますので、こういうのがあればパンフレット等をいろいろ持ってきて、今のところで、また教育長なんかとですね、教育長と課長のほうにもいろんな形で見てもらって視察でも行ければなというような形で考えております。

それと、この前の6月のときにも言いました、夏にも、塩野義製薬が来られたということで、かなりの、1週間ぐらいおられたんですかね。それを、なんか、今度2月にもあるということで、

多分、皆様方はご存じじゃないと思いますので、産業振興課長のほうからそのひとつ告知のほうを、それにちなんで、何かイベント等でも打てればなという形で思っておりますけどよろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ただ今、佐澤議員のご意見の中にありましたように、7月には中旬に、塩野義製菓が本町の旭ヶ丘運動公園でキャンプを張っております。

また、今、私どものほうで受けてる情報でございますが、2月の10日から25日まで2週間ほどになりますが、塩野義製菓と四国の伊予銀行が合同でキャンプを張るという情報を得ております。四国は愛媛県松山市の伊予銀行です。大阪の塩野義製菓、両方とも女子ソフトボール部でございますが、日本リーグの1軍に加盟しているソフトボール部ということであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） ありがとうございます。

あと、イベント等もそれに踏まえて、例えば、三股中の女子ソフト、東高校の女子ソフト、東高校の女子ソフトは結構レベルが高いということを聞いております。三股中学校の女子ソフトも、この前の県大会で勝ちまして、九州大会佐賀県に行ってきております。そういうところでも、ほかの学校のソフトのチームがあれば、一緒に呼んで、そこでまたイベント等をして、皆さんに告知して、こういう、三股にはソフトボール場もあるんだよというので告知しながら、あそこでイベントをして、町民の人たちがやっぱり集まってこれる場が必要かなと思っております。

最後にですけど、これ質問でも何でもないんですけど、この前、べっぷアリーナに行きまして、ちょっと時間がありまして、新聞を読んでまして、大分合同新聞ですか。これで、22日の日ですかね、中学校の部活動輸送費、九重町が全額負担という形で、というのが。これは、大分で野球部が2件、マイクロバスの事故があったと思うんですけど、この前は、その九重町の高校が、監督さんが助手席に乗っておられて、トレーラーに突っ込んで亡くなったというところで、レンタカーでもいけない、親の送迎、これは、なおさら危ないということで、町のほうが年間90万を、何か予算を組んで、必要なところに、申請をすれば、町のほうから、タクシーなり、バスなり、専門の業者に頼むというようなことで、やってるといふ新聞記事が出まして。これまた、後でしたいと思いますんで、そういうのもひとつ頭に入れながら、やはり、事故を起こしてからでは何もならないということもありますので、それをどうにかして、やっぱり親の負担も少なく、子供にはやっぱり強くなってもらう。というのがですね、三股町をとりあえず、三股町というのを売ってもらうのが一番大事かなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

.....
○議長（山中 則夫君） ここで、2時35分まで休憩いたします。

午後2時26分休憩

.....
午後2時35分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

発言順位6番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） 最後になります。きょうの最後になると思うんですが、（発言する者あり）すいません。（「議長が決めるんです」と呼ぶ者あり）通告に従いまして質問してまいります。

最初のエネルギー政策について、質問いたします。

東京電力福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま続けてよいのかという重大な問題を突きつけています。そして、原発からの撤退と、自然エネルギーへの大胆な転換への世界的な流れは、この事故を契機にさらに大きくなっています。日本国内でも、各紙の世論調査で原発の縮小、廃止を求める声が過半数を占めるようになってきました。歴代政府が推進してきた原発依存のエネルギー政策をこのまま進めていいのか、抜本的な政策転換が必要ではないのか、今こそ、国民的討論と合意形成が求められているのではないのでしょうか。

日本で原発の稼働が開始されたのは、1960年代でしたが、我が党は、現在の原発技術は未完成で、危険なものだとして建設に当初から反対してきました。その後も、大事な局面ごとに、政府や電力業界の振りまく安全神話のうそを追及し、原発の持つ重大な危険性と、それを管理監督する政府の無責任さを具体的にただしてきました。

原発は、未完成の技術であり、安全な原発などあり得ません。ひとたび重大な事故が起これば、世代を超え、地域を越えて放射能被害をもたらす、社会と人々に致命的な惨事をもたらします。原発と共存することはできないと考えますが、町長は原発の是非についてどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

私は、原発からの撤退を国に求めていくこととあわせて、自然エネルギーの本格的導入に向けた取り組みが行われる必要があると考えます。

日本の自然エネルギーは、大きな可能性を持っています。宮崎県でも、平成16年3月に策定された宮崎県新エネルギービジョンをもとに、さまざまな取り組みが行われています。県内では、8つの自治体が新エネルギービジョン策定をつくって取り組んでおります。

本町でも、恵まれた日照条件、山林、畜産業からのバイオマス資源、水資源など、自然エネルギー資源に恵まれております。5年、10年先を見通して、今から、三股町エネルギービジョン策定を検討し、普及、開発に取り組むことを考えてもよいのではないのでしょうか。町長のお考えを聞かせてください。

あとは、質問席から質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） エネルギー政策について、福島原発事故の事故は半年になるが、まだ終息されていない。この原発の是非についてどう考えるかというご質問でございますが、今回の福島原発事故につきましては、避難指示は広範囲にわたりまして、多くの住民が長期にわたり、避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化しており、地域住民の不安は、想像を絶するものであるというふうに思っております。また、一刻も早い事態の終息を願うとともに、今回の事態に至った原因や経緯について詳細な調査が行われ、原発の安全基準の見直しが行われるべきであると考えます。

現在、原子力発電が国内電力需要の約3割を賄っています。今すぐに、すべての原子力発電所の稼働を停止することは、国内の経済活動、また、私たちの暮らしに大きな影響を与えることから、その安全性を確保しつつ、太陽光や風力、バイオマスの発電のような自然再生可能エネルギーを軸とした新しいエネルギー政策を推進し、将来的には、原子力発電に依存しないエネルギー体制を目指すべきであるというふうに考えてます。

つまり、脱原発依存の方向にエネルギー政策を転換すべきだというふうに考えているところでございます。

次に、本町の将来を考えて、自然エネルギーの開発、普及に取り組む考えはないかというご質問でございますが、現在、自然エネルギーといえは、太陽光発電、風力発電に注目、関心が高まっておりますが、そのほかにも、バイオマスエネルギーや太陽熱の利用、それから地熱、それから小規模水力発電などが実用段階に達しているというふうに聞いております。火力発電に比べると地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギーはほぼ無限であります。

しかしながら、この自然エネルギーは気象条件により、稼働率が低く、出力も不安定なのが欠点とされており、国では、大胆な技術革新により、2020年代の早期に、総電力に占める自然エネルギーの割合を20%に拡大することを打ち出したところでございます。

また、ソフトバンクが「自然エネルギー協議会」を立ち上げ、地方自治体と組み、一般家庭5,000世帯分の消費量に相当する約2万キロワットの大規模な太陽光発電所（メガソーラー）を全国で10カ所程度設置するという計画も打ち上げました。今後、さらなる技術開発と

施設の大規模化によって、さっき申しました欠点を徐々に克服されていくことを期待しております。

自然エネルギーの開発普及は、官民挙げて実現すべき課題であり、町としましても、現在、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っておるところでございますが、国の新たなエネルギー政策の動向を見極めながら、公共施設等への設置を含め、効率的かつ効果的な再生可能エネルギーの利用促進に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 1番議員とか、それから堀内議員なんかも、過疎対策の企業誘致だとか、木材振興とか、そういうふうなことおっしゃいましたが、本町でもたくさん森林があるし、間伐材等、今、木材の価格も安くて、間伐材なんかも放置されているというふうな状況です。私は、なぜこういう質問をしたかといいますと、やはり、うちの隣にも、原発で被害で、福島市に住んでらっしゃる人が帰ってきてらっしゃるんです。被害地まあ東北なんですけど、今まで原発問題にはちょっと私、まあ、川内原発はありますけど、そんなに深刻に考えていなかったんですけど、この原発事故が起こってから、この三、四カ月、原発の学習をする中で、本当に、使用済み核燃料が年間1,000トン発生して、その再処理する技術もないと。数万年以上、人間の生活環境から隔離しなければならないというふうなことを学んで、人類は、原子力を完全に制御する技術を持ってないというふうなことを知ってから、やはり、日本にある現在の電力供給能力の10倍の自然エネルギーですね。太陽光、水力発電、地熱、風力、環境省が発表しているだけでも20億キロワットあると。我々はその、今、原発を廃止せよと言ってるわけじゃなくて、やはり準備がありますから、5年、10年かかるわけで、その間に、今、総発電量の25%を占める原発をゼロにしていくように持って行って、自然エネルギーへの移しかえをすべきじゃないかというふうなことを訴えているわけです。

やはり、調べてみたところ、日本全国に57市区町村が自然エネルギー対策をやっているわけです。そのうちの26の自治体が100%自然エネルギーに、もうなっていると。その自治体は、食料自給率も100%だというふうなことなんです。だから、調べていくと、木材加工工場を整備し、木材の残材なんかを利用した製品づくりとかエネルギー化を進めたり、家畜ふん尿とか、作物の残されたものを、その、そういうふうなもので農業バイオマス、太陽光とか、北海道なんかは、雪とか氷なんかの熱とか、そういうふうなことをやって、この小さな自治体に取り組むいろんな、小規模でエネルギーをつくることを考えていけば、仕事興しになるというふうなことなんです。

だから、私は、この三股の、この自然を考えた場合に、やはり、そういうクリーンエネルギー

から低炭素社会ですか、温室効果ガスをなくすとかいうふうな形で、やはり、今のところ採算がとれないわけです。この民間なんかやっても。やはり、自治体が一緒に、大学教授とか、地域の人とか、産業会の人たちとか、そういうふうなことをやれないのか、やはり、研究して普及することは、今から大事になってくるんじゃないかなというふうに考えますけど、そういうふうなことに對して、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この原発事故を踏まえて、これからの再生可能エネルギー、自然エネルギーへの依存度というのは、高まっていくのは確かだろうというふうに思いますけれども、実際の、この数日間の新しい政権の姿を見てみますと、また、先祖返りするんじゃないかなというようなそういうふうなこういう雰囲気、流れもございます。

そういうのを見てみますと、やはり、この今回、再生可能エネルギー法案が通りましたけれども、そこでの開発、買取制度、そのあたりがどういう程度にコスト設定されるのか、そういうもの十分影響が大きくなるんだと思いますけれども、しかしやはり、この原発が及ぼした影響というのは、大変大きな問題でございますので、これやっぱし風化させないという意味では、自然エネルギーにシフトすべきというふうな考え方でいきます。そういう意味合いでは、今、言われた太陽光はもちろんでございますけれども、小水力発電とか、あるいは本町ではやはり、この山、宮崎県は特にそうですけれども、杉日本一というようなことで、そのバイオマスエネルギー関係、県のほうもこのバイオマス関係について力を入れようという、まあ、畜産県でもございますので、そういうお話も聞いてますので、そういうところが、町としては導入できるのかを含めていろいろと研究検討をさせていただきたいなというふうに思います。

そして、先ほど言いましたような、そういう公共施設の設置等、国の動向もこれから十分見ながら、いろんな施策は出てくるんじゃないかなと思いますので、アンテナ高くしながら、町としてのエネルギー政策を進めていきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 新エネルギービジョンの策定は、本町はまだしてないんですが、今、県で、日南、小林、日向、都農、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町、この8つが、新エネルギービジョン策定をされてるわけです。そして、平成15年度と平成21年度と比較したときに、太陽光発電が4.6倍になっているんです。それから、太陽熱利用、それからバイオマス発電も3,499キロワットから13万8,810キロワット、小規模水力発電も4,015キロワットから5,585キロワット、これ県の資料を取り寄せたんですが、こういうふうに進んできてるわけです。

だから、何か、そういうふうな、小さな自治体なんかもやってるわけですから、その気になっ

て、やっぱり時間がかかるのはわかり……時間がかかるんです。だから、そういう目標に向かってやれないのかなという検討とか、それから、企業誘致もなかなか難しいんですけど、自分たちで、この三股にある資源を利用した仕事興しを、みんなで何かこう検討していくことをしてもいいのじゃないかなというふうに私は思うんですが、そういう計画とか、そういうふうな話し合いとかするお気持ちはありませんか。（発言する者あり）

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 新エネルギービジョンについて、各町、市町村で取り組んでいるところあるということですが、町のほうでも環境基本計画です、そちらのほうを今つくろうということ、また、環境基本条例ですけども、環境の一端というのは、やっぱりエネルギーとの関連が非常に深いんじゃないかなと思います。

五ヶ瀬のほうがテレビで報道されましたけれども、いろんなエコ社会をつくるためのいろんな取り組み、太陽光含めてありますけれども、本町でも、そういうふうな長期的、あるいは中長期的な視点でのこのエネルギー政策というのは重要ではなかろうかというふうに考えてます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、これからの子供たちに渡す三股町を考えた場合に、食糧もちろんですが、エネルギーも再生可能なエネルギーをつくるっていうふうな観点で、して取り組んでほしいなと思うんです。

例えば、本町の決算資料を見たときに、庁舎内の電気料は784万7,000円、し尿処理費の電気料が2,100万、清掃工場が230万、これが、電気料だけで3,000万円以上払ってるわけです。

これは、学校は入れてませんので、学校入れるともっと大きくなると思うんですが、この、仮に3,000万円の電気料は九電に払ってるわけですが、この3,000万円の電気を自然エネルギーで作り出すことができれば、お金は3,000万円出したとしても、この3,000万円は町内で回るわけです。仕事興し、いろいろな含めてです。だから、そういうふうな観点で考えてほしいし、私、うちなんかも十何年前に、太陽光発電してるんですが、今、現在、1年間の電気料は、ガス代も全部含めて、二、三万しかないわけです。だから、最初の初期投資がそりゃ大きいから、元を取り出すには20年近くかかるんですけど、今からの時代、みんなが自然エネルギーに向かって太陽光とかそういうふうなことに関心がいけば、太陽光の設置費用というのは、量産が進めば、今の半額ぐらいになるんじゃないかといわれてるわけです。

だから、長野県の飯田市というところは、信用金庫と市と一緒に協働して、初期投資をゼロにすることをやっているわけです。その9年間は、太陽光設置者が、月賦で、ローンで1万

9,000円ずつ信用金庫に払うと、10年目からはもう個人のものになるというふうな形で、取り付けやすくしてるらしいんですけど、全国にいろいろそういう自然エネルギーを取り入れて、町おこしをしているところはたくさんあるんです。

だから、そういうふうなところなんかも、いろいろ調査研究して、これからの三股町の町づくり、仕事興し、そういうふうなことを考える上で、自然エネルギーへの普及、開発を取り組んでもいいのではないかというふうなことを、私はぜひ、町長の政策としても検討して行ってほしいなというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、2番目の質問に移ります。高齢者福祉対策に移ります。

介護保険が実施されて11年になりますが、特養ホームの入所待機者は42万人に上り、1割の利用料負担でサービス利用率は4割です。

介護を社会的に支えることを目的に発足した制度でしたが、保険あって介護なしというべき問題が表面化しております。

厚労省は、介護保険が10年を経過したことにより、ことし6月改定介護法を成立させました。今回の改定は、高過ぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定、利用限度額によって利用できる介護が制限される問題点の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものです。

今回の改定では、市町村は、介護予防、日常生活支援、総合事業を創設することができることになるとあります。問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険サービスではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も、料金設定も、すべて市町村任せになるということです。本町の場合、総合事業を創設するのか、もし、受け入れた場合、介護サービスがどのように変わるのかお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問は、今度、改定介護保険法の改正に伴う制度内容の説明も兼ねておりますので、担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） ご質問にお答えいたします。

介護保険制度は、施行後12年目を迎えておりまして、高齢者の暮らしを支える制度として定着しておりまして、今回、平成24年度からの制度見直しに伴い、法改正が行われたところでございます。

内容につきましては、高齢者が住みなれた地域で、自立した生活が営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進するものであり、改正の主なものとしたしましては、在宅での単身、重度の

要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回、随時対応型訪問介護、看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員による、たんの吸引等の実施、また、小規模多機能型居宅介護と訪問介護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型サービスが創設されたところでございます。

今、上西議員の質問にもございました総合事業というところも、今回の改正された一部でございませうけれども、こちらの事業、それぞれの事業につきましては、現在、介護予防の中、そして、高齢者の一般事業の中で、既に対応している事業でございませう。これを今後、介護保険の一事業として位置づけるかどうかは、うちだけではなくて、やはり、他市町村との動向を見ながらということで、新たなサービスというわけではなくて、このサービスをどこの事業で実施するかというだけの問題でありますので、財政的などところもございませうので、慎重に検討していきたいというふうにご考慮しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今度の介護認定の内容を見たときに、配食とか見守りとか、そういうふうなことは、総合的に支給されているというふうにありますけど、運営などを、やはり、本町は包括支援センターのこの事業がすごく進んでると思うんです。地域支援事業が、介護給付費の3%以内と制限されてるというふうなことで、いろんな、今まで、要支援とかいうふうな方たちが介護頼んだときに、この3%の枠内であれする場合に、そのボランティアとかそういうふうなことに任されるような気配があるというふうなことを聞いているもんですから、そこら辺をやはり、本当に介護サービスで介護が受けられるのかどうか、そのあたりはまだ、本町では、来年度からのあれなんですけど、検討はされてはいないんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 今、言われたとおり、介護保険の給付費の3%枠で地域支援事業という形になっておりますので、うちのほうもできるだけこれを活用して、一般事業からこちらのほうの介護保険事業のほうで対応できるような形で、現在まで取り組んでいるところでございませう。

先ほどの総合事業という形で、この事業を進めて持ってくるとなると、恐らく3%超してしまうのかなというのも懸念されるところでありますので、先ほども言いましたけれども、できるだけ、見守り等も含めて対応できるところは対応していく、その3%を超すようであれば、何らかの形で、町の一般事業のほうで対応していこうということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、やはり本町は、子育てしやすい町、福祉の町づくりという

ふうなことをスローガンとして掲げておられるわけですから、その包括支援センターの職員は、一生懸命、本当、介護にならないために一生懸命されてますので、そこら辺は、国の3%以内だからというふうな形で、しゃくし定規にとらえるんじゃないくて、この一般財源からの、そういう高齢者対策というふうなことを予算化して、介護のほうも充実、国の言いなりじゃなくて、ボランティアであれずとかじゃなくて、やってほしいというふうなことを思うんです。

それともう1つは、一番問題になってるのが、医療行為が、ヘルパーさんとかたん吸入とかそういう、本来は、看護師さんしか医療従事者じゃないとできないような処置も、ヘルパーさんとかそういう人たちができるようになるというふうな内容らしいんですけど、それはどうなんですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 改正の中では、たんの吸引、それから経管栄養という医療行為に、現在は、医師と看護師職員のみが実施が可能ということになってるんですけども、今回の改正の中で、介護福祉士、そして、研修を受けたヘルパーについて、このような医療行為ができるように改正されたというところがございますけれども、すべてがそうなんですけれども、こういうサービスが新たにできたときに、どれぐらいの利用者が実際いらっしゃるのか、それから、サービス提供事業者のほうも、どれぐらいの事業所が名乗り上げて、こういう、まあ、医療行為まで手をつけていかれるのかというところは、今後は、こう見守りながら、ちょっと対応していかなくちゃいけないのかなとは思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 医療行為というのは、本当にこう、人の命にもかかわるわけで、事故につながったときには、大変な状態になりますので、そのあたりを、もしそういうふうなことが来たときには、慎重に配慮していただきたいと思います。

それと、現在、ひとり暮らしの方、高齢者世帯だけの実態調査をされてると思うんですが、そのあたり、今、すべてが終わってるわけじゃないと思うんですが、そのあたりどれぐらいいらっしゃるかって、それを今度は受けて、どのような施策を、次、展開されようとしていらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 災害発生時に、地域や関係機関が協力して、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者だけの世帯を迅速かつ的確に避難支援できるよう、ことし3月に「三股町災害時要援護者避難支援プラン」を策定したところであります。

このプランをもとに、今年度に入りまして、6月から対象世帯の訪問調査を開始いたしまして、8月までに第5地区、第4地区、第3地区を終了いたしまして、現在、第6地区を調査

しているところであります。今年度までに、町内全域の訪問調査を終わらせようという計画です。

今回の調査におきましては、災害時における避難支援に関する状況だけではなくて、地デジの対応状況、それから火災報知機の設置状況、車の運転状況等もあわせて調査しているところであります。今後、さまざまな施策に反映できるようにしているところでございます。

今後は、調査結果をもとに、当初の目的であります避難支援体制を整備するとともに、平常時の見守り、相談体制や、必要とされる生活支援策を、地域と一体となって取り組んでいく計画がありまして、今回の総合事業もそうなんですけれども、どれだけのニーズがあるのかというのをおあわせて、今調べてまとめてるところでございます。

どれだけをとられると、5地区が142世帯を回りました。142ですね。4地区が180世帯、そして3地区が137世帯を調査に回ったところでございます。

今後、おひとり世帯だけでもなんなんですが、支援が必要で、そして通常というか、支援が受けられない地域の人とか、家族の支援がないという人たちを、今から絞り込んでいきますので、訪問したのは、それぞれの地域、今の説明した件数でありまして、例えば、火災報知機を例に挙げますと、火災報知機の場合は、142世帯のうち106軒が火災報知機の設置済みだという高い地域もございまして、逆に137軒中49軒しかないところもあると、こういうところを、町全体で安全安心して暮らせる地域づくりを対象といたしまして、どう取り組むかというのを今後、検討していかなくちゃいけないと、もちろん地デジのほうも、まだ見れない状況の家庭が何軒か、数軒ございます。

福祉のほうの施策にもあるんですけれども、子供さんのほうを今、待ってらっしゃる人もいらっしゃいますし、テレビは見ないと言われる方もいらっしゃりたいで、こういう形で、今後また、地デジに対してもどういう対策をとっていかうかというのを地域政策のほうと対応していかうというような形を考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） いろいろ、ひとり暮らしとか、高齢者だけの実態調査というのをされると、いろんなことが見えてきて、そして、どういう対策をとらないといけないのかがわかってくると思うんです。ぜひ、こういう調査の結果を受けて、福祉対策を進めていってほしいということを要望しておきたいと思っております。

それと、ひとり暮らしの方の連絡、これ、毎回言ってますが、連絡先とか、そういう情報、いろいろな複雑な面があるんですが、やはり、何らかの形で、何かがあったときに、だれに連絡していいのか、かかりつけの医者とか、そういうふうなことを、民生委員さんが見てもわかるような形で、していってほしいなって思うんですが、そのあたりも検討されてますでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 池田議員が高齢者の見守り対策についてというところで質問されている中で、医療情報キットの配付事業を推進できないかというところで、回答を準備しておりますけれども、そういう、今言われたような情報を、例えば、家の冷蔵庫の中に入れとって、もしものときがあったときに、救急隊員がそれを、必ずその家にはそこにありますよというところで、かかりつけのお医者さん、既往症とか、今飲んでる、服用している薬とか、そういうのが、情報がそこに入っているというシステムだというやつなんですけれども、これにつきましては——（発言する者あり）（笑声）答えていいものかどうかいう——一応、県の事業でということで、県のほうが考えてらっしゃるみたいなものですから、三股町単独としては、今は、まあ、名乗り上げたんですけれども、県の事業で対応ということで、今年度、県が県社協を通じて事業されるということで確認しております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、そのようなことも、本当に、自分自身が経験したことがあるものですから、そのあたりはぜひ、やっていってほしいなと思うんです。

それと、地域で高齢者が安心して暮らすために、支え合いとかいうふうなことが重要となってきてます。

そして、昨年も私、大牟田市に行ったときの報告で、認知症予防なんかでの取り組みを報告してもらいましたが、歩いていけるようなところで、空き家を利用して、寄り合い、触れ合い交流会が、したらいいんじゃないかなというふうなことも言ったんですが、そういう、ある東原の方なんですけど、自分の近所も、本当に、連れ合いが亡くなって、ひとり暮らしが多くなったと。自分は、救急処置のあれもできると。だから、そういう地域の支え合いのために、そういう人材、何ちゅうんですか、ボランティアで、自分もそういう呼びかけがあればするのにというふうな人もいらっしゃるわけです。だから、今、自治会なんかの加入も減ったり、いろいろ問題が、特に、ひとり暮らしになったら、もう自治会をやめるとかいうふうな方も、中にはいらっしゃるものから、そのあたりをもっと何かこう、実態調査なんかするときに、やはり、やっぱり一番、支え合い、つながり、きずな、そういうふうなことの大事さを、必要だっというふうなことをわかってもらうように、何かこう、具体的施策はどんなふうにご考えておられるのか伺いたいんですが。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 近年、ひとり暮らしの高齢者、そして高齢者だけの世帯というのが増えておりまして、しかも、親族や地域との交流が希薄になるというような、いわゆる無縁社会が広がりつつあるわけです。先ほど説明しましたように、ひとり暮らしの高齢者への訪問調査を、現在、実施しているところでありますけれども、本町においても何らかの支援が必要である高齢者世

帯が年々増えているというのが現実であります。

このような中、国におきましては、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせることができるよう、地域の見守り体制や、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的に、今年度、「地域支え合い体制づくり事業」が創設されておるのでございます。

この事業は、地域の支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備及び見守り活動チームの人材育成を柱としておりまして、今年度、本町では、災害時要援護者の支援のためのシステム整備、先ほど課長がシステムの説明しましたが、その9月補正のほうに取り組むものです。このシステム構築については、委員会のほうで説明があったと思います。そちらのほうに取り組みます。

今後もこの事業を活用しながら、地域や社会福祉法人、そしてボランティア団体等と一体となった地域での見守り、支え合う豊かな、温かな地域社会の構築を目指していくというように考えています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、空き家なんかも活用したりして、寄り合いをできるようなことも、何か、ボランティアを募集したりしながら、その地域地域で、やっていってほしいなと思うんです。

私の知ってる人が、都城で公民館長されていますけど、公民館に1カ月に1回、地域のお年寄りが集まって、お茶飲み会をしてるらしいんです。だから、まあ、最初は、そういうふうな、まあ、この前敬老会でも思ったんですけど、出てくる方はまあいいんですけど、出てこれ、来ない人を、どう出てこれるようにするのか、そのあたりをみんなで話し合って、何か楽しく集まれるような、気軽に会っておしゃべりをできるような、そういうふうなことをやっぱ考えていくべきじゃないかなと思うんです。

そのあたりもぜひ考えて、施策を進めていってほしいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

健診事業なんですけど、健康を保つためには、早期発見、早期治療が大切で、本町は、集団健診になってるものですから、私たちよそから移り住んだ者にとっては、よい制度だなと思っております。

ただ、以前、各地区の公民館で行われていた集団健診が、一部を除いて健管センターで行われるようになりました。今、3地区、5地区、6地区だけが、地区分館で健診を行って、あとの1、2、4、7、8、9の地区が健管センターで行うようになったわけですが、やはり8地区、9地区の方で、やっぱり年配者とか車に乗れない方々が、健診が受けづらいという声がたくさん出されております。

20年度から、その特定健診ですか、そういうふうに移って、4年前からこの集団健診が健管センターで行われるようになったんですが、19年度、5年前です、このあたりと比べて医療費の動向、そういうふうなのはどういうふうに変ったのか、そのあたりを質問いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 健診事業ですね、こちらのほうの5年間の受診者数と医療費の動向ということでございますので、これについては、詳細な数字ということになりますので、担当課長のほうで答弁させます。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（山元 宏一君） この5年間の診療者数と医療費の動向についての質問ですが、平成19年度までは国民健康保険と老人保健の制度がありまして、平成20年からは、今度は、国民健康保険と、老人にかわりまして後期高齢者医療制度となっております。

単純に比較できない状況にありますので、国保について説明していきます。

まず、健診対象者数及び受診者数であります。平成18年度の対象者数が8,000人です。受診者数4,005人です。19年度、対象者数は8,000人の受診者数、3,936人、この2年間につきましては、社会保険の被保険者、被扶養者も健診の対象になっております。

次に、20年度からは、国保だけになりますけど、対象者数が4,492人、受診者数が2,155人、21年度、対象者数が4,362人、受診者数が2,100人、22年度対象者数は4,350人、受診者数が1,932人となっております。これは、受診者数については、年々減少傾向にあります。

続きまして、医療費の動向であります。平成18年度が16億4,600万円、19年度が17億7,300万円、20年度が17億2,400万円、21年度が17億5,000万円、22年度につきましては、17億4,300万円であります。増減を繰り返している状況にあります。

医療費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の合計で、療養給付費、医療費、高額療養費が含まれております。

続きまして、これに対する受診率です、これについて申し上げます。

18年度は50.06%、19年度が49.20%、20年度が47.97%、21年度が48.14%、22年度が44.41%となっており、21年度で対20年度比ですが、若干、上昇しておりますが、全体的には減少傾向にあります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 特定健診になって、高齢者とか医療機関にも行けるふうにはなっ

てきてるんですが、やはり、集団健診のほうが受けやすいし、そして、前の、うちは8区なんです
すが、8区公民館であるときは、車に乗れない人も自転車だとか歩いて行かれてたんです。親し
いお友達とか、車に乗れる人がいらっしゃる人は連れて行ってもらったりして行くんですが、な
かなか、そのあたりが連絡がうまくいかんと。だれも連れて行ってくれる人がおらんから行かん
とかいうふうになるわけで、そこら辺を考えたとき、例えば、くいまーるが走ってるわけですか
ら、くいまーるを利用するように呼びかけるとか、そして、この地域は、くいまーるの時間は、
バス停はここで何時何分ですよとか、それで健診は何時までありますよとかいうふうな情報を、
そういうふうなことも大事じゃないかなと思うんです。もし、その、もう今、地区分館でできな
いんだっただけです、どうしても、何か、健管センターじゃないと、聞いたところによると、地
区分館でやったときに、ブレーカーが落ちて大変やったとかいうふうなことを聞いたもんですか
ら、夏の暑いときにするから冷房がきかないとかいろいろあって、健管センターにしたんだとい
うふうな説明を受けましたが、そのあたり、もう一つ何か工夫ができるんじゃないかな、本町は
40%台だから、まだ、ほかの市町村に比べたら、健診率は、少しは、都城あたりと比べたら高
いと思うんです。だけど、国の予定では60%になってますでしょう。

だから、その60%にするに、どういうふうな手だてをしたらいいのか、そのあたり話し合い
をされたことはないのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ②の健康診断を受けやすくするために、バスの送迎、それなんかの考え
はないかということですが、三股町では、国民健康保険の特定健診、40歳から74歳以下と、
後期高齢者75歳以上の健康診査は、同じ日にやっているところです。

健診場所については、先ほどご説明ありましたが、3地区、5地区、6地区については地元、
そして1地区、2地区、それから4地区、7地区、8、9地区については、健康管理センターと
いうふうを実施しております。

三股町の平成22年度の健診率は、国保の特定健診で44.41%、後期高齢者の健康診査で
24.14%の状況であります。平成21年度国保の県平均受診率は、28.6%、後期高齢者は
16.23%であり、これと比較して、場合としては、余り低い状況ではないわけなんですけれ
ども、しかし、国民健康保険や社会保険では、40歳から74歳までの加入者に、糖尿病等の生
活習慣病に着目した特定健康診断及び特定保健指導の実施が義務づけられ、これに従いまして、
本町では、平成20年度から24年度までの5カ年を1期とする「特定健康診査等実施計画」を
決めました。

この計画では、平成24年度までに、特定健康診査実施率を65%、特定保健指導実施率を
45%としまして、これを目標としまして、メタボリックシンドロームに該当する人及び予備軍

と判定される人を10%減少させることを目標に掲げています。

なかなか、どの市町村でも、この目標に向けて努力はしてるんですけど、なかなかこの受診率を上げるという大変難しいといいますが、厳しいところがございますが、質問が質問でありますので、健康診断を受けやすくするために、バスの送り迎えをする考えはないかということですが、くいまーるといってお話もありましたけれども、以前は、公民館のほうでやってた部分もございまして、公民館から健康管理センターのほうに、このバスの送迎、役場の車を使ったそういうふうな取り組みはどうかなというのも一つの案ではないかなということで、関係課のほうでもいろいろと協議をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

そういうことで、この特定健診、これ、非常に重要な健診でございますので、国のほうでもこの医療費の削減という大きな目標のためになるし、事前の予防、そして結果に基づいたところの保健指導、これ非常に大事だというふうに言われておりますので、ぜひ健診率を上げるための努力をしたいというふうに思います。

ご指摘のもう1つの案ということで、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後になりますが、健診の委託料が約1,300万円ぐらい委託費を払ってますよね。だから、やはり1,300万も健診事業につぎ込んでるわけですから、これは、国保財政になってるわけで、だから、そういうふうなことからすれば、いかに、保健婦さんたちも含めて、地域の方々にその健康、教育っていうんですか、健診をしていくか、私なんかは、医療班会教室っていうのに入って、何か月に1回、茶の間で健康チェックで、血圧等、尿健診とかしてるわけです。そういうふうなことも含めて、いろんな予防をする、自分の健康を守るという意味から、皆さんに大事さをわかってもらって、ぜひとも医療費、だれも好きこのんで病気になりたい人はいないわけですから、早目の健診をして、みんなが健康で、そして長生きして、町が本当に福祉の町、三股っていうふうなことで、なるように努力して行ってほしいと思います。

終わります。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問は、これにて終了します。

残りの一般質問は、あす行うこととします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時35分散会

平成23年 第7回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成23年9月27日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成23年9月27日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 上村 陽一君	書記 川野 浩君
	書記 谷口 光君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	石崎 敬三君
教育長	田中 久光君	総務課長兼町民室長	渡邊 知昌君
地域政策室長	西村 尚彦君	税務財政課長	原田 順一君
町民保健課長	山元 宏一君	福祉課長	大脇 哲朗君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 下沖 常美君
環境水道課長 …………… 岩松 健一君 教育課長 …………… 野元 祥一君
会計課長 …………… 重信 和人君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

26日に引き続き、発言順位7番、桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） 一般質問を行いたいと思います。

福島原発が事故を起こして半年経ちましたが、いまだに全く終息しておりません。で、終息しないどころか、もうどうしようもない状態じゃないでしょうか、福島原発は。もう、燃料棒がメルトスルーして、それを取り出す技術もなければ、しかも、聞くところによると、福島原発の敷地に亀裂が生じて、それで水蒸気が噴き上げているという状況だと。しかも、その1万シーベルトの地点が何カ所もあって、寄りつくこともできないと。7,000シーベルトで人が即死するわけですから、1万シーベルトという途方もない高い数値の地点が何カ所もあるという状況だということなんです。

政府と東電は、福島原発事故を小さく見せよう、小さく見せようと、マスコミも報道しない、そういう状況であります。しかし、もうすぐ北風が変わります。当然、この盆地にも放射能が、今も来てますけども、さらに来ることになるだろうというふうに考えます。

で、町長に対して質問したいと思います。放射能にどう対応するのか、それから、救急医療センターの移転について、また、もう既にクリーンセンターについては、発表の段階ですが、一応聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま桑畑議員のほうから、この質問事項について、その趣旨説明がございましたが、その中で質問の要旨ということでそれぞれございますの

で、そちらに沿って回答させていただきたいと思います。

まず、放射能にどう対応するかということでございますが、その中の①三股町の汚染調査はしたかということでございます。三股町での汚染調査はしておりません。といいますのも、文部科学省が、東北地方太平洋沖地震の発生8日後の3月19日から、そのホームページにおいて、全国47都道府県の水道水のモニタリング結果を毎日公表しているところでございます。宮崎県においても、宮崎市の水道水の結果でございますけれども、それによると、放射性ヨウ素、そして放射性セシウム134、137、それぞれが毎日不検出でございました。

また、大淀川の水を利用している宮崎市の水道水で、不検出ということでありましたので、本町では地下水を利用しておりますが、さらに安全であろうというふうに理解をしているところでございます。新聞では、23年、ことしの5月6日に採取しました都城市の荒茶でセシウム134と、セシウム137が検出されたという報道ございましたが、これも厚生労働省が示した暫定規制値に比べると220分の1以下であり、飲用しても健康に影響がないという報道でありました。

また、水道水、お茶以外でも、県が実施しております環境中の放射能検査で、降下物、大気浮遊じん、土壌、牛乳など、それぞれ安全が確認されておりますので、本町においては独自の放射能検査は行っておりません。

ただいまお話がありましたように、今後風の向き、いろいろと変わってくる、またこの福島原発の終息の状況がどうなのか、その辺りによっては、指摘のあるような検査必要になる可能性もございますけど、今のところ独自の検査機関持っておりませんので、県なんかがこのモニタリング何かを調査しておりますので、その辺を踏まえながら、町としての対応をまた考えて行きたいというふうに思っております。

②の、学校・保育園の給食の対応はどうしているかというのでございますが、これについては、それぞれ担当課長のほうから回答させます。その後につきましては、自席のほうで回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今、町長が、三股町は調べてないということだけでも、大体国のいうことを、国が、枝野官房長官があれだけの事故をやったときに直ちに「人体に影響はない」とか、メルtdownを起こしている、最初に起こしているのを知りながら国民に隠して、だましていたわけです。それで、何も、水道水を調べたら何も出ないからいいということじゃないと。放射能ちゅうのは、空中被曝もあります。空気からの外部被曝。呼吸からの内部被曝、それから、食糧、食べるものによつての内部被曝、水、その他あると思いますが、大まかに言ったら4つです。その4つについて調べんというのはおかしいと思います。国のいうことを信用できな

い、県は国のいいなりである。それを信じて、ただ三股2万5,000人の住民の命を守る長が責任がある。長がしっかりしなきゃ、住民の生命が守れんわけですよ。だから、実際に三股町内のシーベルトは幾つか、各地点、ずっと調べて、各地区。何シーベルトあるのか、そのぐらいは当然調べなくてはだめじゃないですか。どう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） いわゆる念には念を入れるというようなことは、非常に重要ではなからうかというふうに思いますけれども。各地域の、文科省が出しているこのインターネットで見ますと、それぞれの地域の中心的な町の数値が出ております。そういうのをこう見ますと、人体に影響するといえますか、要するに通常の数値と変わらない、それ以下であるというような状況でございますので、特別今のところする必要はないのかなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） だから、国のいうことを信用するなど言ってるんですよ。こんなものは、国なんていうのは幾らでもそれを言いますよ、ごまかしますよ。できるだけパニックが起きないように、小さく小さく見せようとしているじゃないですか、現に。だから、町が独自に、やっぱり調べるべきであると思います。どう思いますか。町は独自に調べる気はないんですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 現時点では、予定はありません。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） あなたは町長失格だ、そういうことじゃ。だめだよ、それは。責任を持って、町長が責任をとって住民を守らなきゃ、だれが守りますか。そう思いませんか。そして、現に宮崎の早期米からもセシウムが見つかっています。

問いますが、国は500ベクレル以上は出荷停止と、今もうすぐ米の収穫が始まりますが、500ベクレル以上が出荷停止としてます。200ベクレル以上は警戒するということです。500ベクレル以上になったら、もう出荷停止と。その500ベクレルについて、あなたはどう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これについては、国が示した基準値でございますので、ですから、これが少ないほどいいわけですがけれども、ただやはり、この放射能を検出するということが、この食べ物に対して内部被曝の可能性もございますので、非常にやはり心配といえますか、そういうものはあるだろうというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 500ベクレルちゅうのを認めているわけですね。政府のいいなりですね。それじゃ言いますが、年間の一人の被曝量、何ミリシーベルトですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 国のほうで、以前学校関係がございました。そのときに、20ミリシーベルト云々というお話もありましたけども、しかし、それでは安全が守れないということで、やはり基準値である1ミリシーベルト以下というようなふうにあったというふうに思います。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 1ミリシーベルト以下ですよ。20ミリシーベルトちゅうのは、福島県知事が自分ところの産物を出荷するために、政府に対して20ミリシーベルトにしてくれと、盛んに言っていましたね。実際は、人間の限度が1ミリシーベルトである。そうした場合に、さっき申し上げた被曝、例えば、まず食糧。それから、空気による外部被曝、呼吸による被曝、水、その他です。それが、それぞれ0.2シーベルトとして、個々で簡単に。それぞれが0.2シーベルトだと、被曝するとして米も0.2ミリシーベルトであると。そしたら、ちょうど1ミリシーベルトになります。掛ける5で、ちょうど1ミリシーベルトに、人間の限界です。0.2シーベルトの場合に、日本人は大体1.64キロ米を食べると、1日。1.64キロです。そうした場合に、500シーベルトの場合は、 500×0.164 ——4キロですね——割る100、100で割ればベクレルが出ますから、100で割った場合に、0.82シーベルトになるんですよ。0.82、米だけで0.82です。0.2しかとらんとして。ということは、とても子供たちに食べさせる値ではない。それに、政府が言っている500シーベルトは、500ベクレルは、米だけの数値です。それぞれ0.82あるんだから、0.2の場合が、0.3あったらオーバーしてしまいます。だから、要するに縦割り行政の欠陥ですよ。政府が言っているのは、そういうことですよ。米だけで0.82ミリシーベルトになるということは、1ミリシーベルトあたり0.2しかないわけですよ。魚も食えば、野菜も食えば、いろいろなもの食べます。米だけじゃありません。だから、500シーベルトと政府が言っているからちゅうけど、それは全く信用できない、その数値は。そう思いませんか。500シーベルトはだめだということは。そう思いませんか。だから、やっぱりそれを、少なくとも100ミリシーベルト以下の基準でなくちゃいかん。あるいは50ミリシーベルトかもしれん。そう思います。どう思いますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今、米のほうを例にとってお話されましたけれども、福島県のほうでも、米については収穫前、そして収穫後、モニタリングしまして、その検出を、国じゃなくて県のほう、あるいは出荷団体のほうでやっているみたいですよ。その中で、一部検出されましたけれども、それ以外不検出ということでありました。

要するに、やはりこの検出とされるとなると、非常に風評被害含めて、やはり安全・安心の点からは、非常に食用にするというのは大変厳しいんじゃないかなと、やはり不検出というのが基本ではないかなと。ですから、福島県の中でもあれだけの汚染地域でございますけれども、しかし不検出というような結果も出ておりますし、この宮崎県含めて、そのあたりのところはやはり現状では大丈夫かなというふうに思いますが、今言われるように、米だけ食べているわけじゃなくて、野菜、いろんなものが集合して内部被曝というような形になりますので、要するに食品関係についても、県のほうでも、国ということじゃなくて、県のほうでもやはりこの調査をしていますので、やはりその安全・安心という面については配慮すべきかなというふうには考えています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 学校給食がありますね、学校給食。魚や肉やいろんなものを買って、子どもたちに食べさせます。保育園もあります。どうやって放射能の害を防ぐんですか。調理する、どうやって給食センターの放射能の害を防ぐんですか。あるいは保育園の給食の害を防ぐんですか。それを問います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 2番の関連ですので、現在の状況をお話を担当課長のほうからさせます。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（野元 祥一君） 学校給食センターの食材の購入方法、経路ということで説明をさせていただきます。

まず、肉・野菜、これについては、地元業者が基本です。

次に、加工食品ですが、加工食品については、宮崎県の学校給食課、ここを通じて購入しているという状況です。食材の安全確認ということについては、肉については個体識別番号により安全確認を行っているという状況です。

次に、野菜ですけれども、野菜については主に県内産を使用しているというところです。ただ、時期的に宮崎県産、県内産だけでは足りないということもございます。そういう場合は、全国のもが入ってくるということになりますけれども、国が出荷停止している地域以外、この野菜について、国が認めているという関係で、信用、それしかないというところでございます。

それから、加工食品の原材料については、基本的には原発事故以前の在庫で賄っているというところで聞いておりますけれども、県の学校給食会では、2,000種類以上の物資を取り扱っているということで、毎日入荷と出荷が繰り返される中で、検査、安全確認ということは困難な状況のようでございます。

食材の放射能検査の関係ですけれども、これについては、県の衛生環境研究所、こちらのほう

に数千万円の機械が現在1台あるというところですが、この機械では一般の検査は行ってないということで、現在の段階では簡易検査を行える機械の導入について検討しておる段階であるということです。宮崎県に限らず、全国的に一般の食材等の検査が行える体制が整っていないというのが現状だということでございます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 保育園の給食の対応についてなんですけれども、現在のところ、町内11の認可保育園がございまして、すべてが食材等の放射能検査は今のところ実施していないというところでありまして、今後状況を見ながら対応していくということでございます。

なお、食品の購入につきましては、11園のうち4園が県内産ということで対応しているということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。だけど、魚なんかも、三陸沖でとれたものを日南に水揚げしたりしていますね。だから、県内産ちゅうだけじゃ、これはどうしようもないわけです。だから、一番いいのは、給食センターにベクレル計を置くことです。そこで放射能を図る、そして、放射能が入ってくるのをオミットする。そこまで徹底してやる必要がある。3月11日をもって、日本は変わったんです。世界は変わったの。我々これからずっと放射能と付き合い合っていくのが得ないんですよ。それを、どうやって防ぐかということは、非常に重要な問題でありまして、ぜひ給食センターにベクレル計を買ったらどうですか。また、町内の各地区を放射能を測る測定機を買ったらどうですか。で、役場がちゃんとそういったデータをもつべきだと。そうしなくては、県なんかをあてにして、国をあてにしたって、県は広いですから、手が回りませんよ、とても。どう思いますか、町長。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど申し上げましたけど、今のところ予定はないということでしたけれども、ご提言ですので十分対応方、どういう方向が一番いいのか検討させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） これから北風が変わるわけです。今までも飛んで来てましたけど、もっと飛んできますよ、放射能は。だから、それをただ検討じゃなくて、実際に実行するというふうに行ってほしいと思います。

そして、少なくとも学校と保育園と公園の放射能検査ぐらいして、モニタリングしてほしいと思います。ホットプレートだってあるわけですから、そういう点はもう学校関係と子供たちを一番被曝するわけですから、それを守るという意味でも、そこを重点的にやってほしいと、検査を、

と思います。

それと、川内原発、川内原発が、あれがドンとやったら、もう都城は終わりです。我々はそういう上に生活をしているわけです。川内原発は80キロしかありません。そして、しかも西風です。日本は基本的に。風下です、ここは。だから、今まで自民党、公明党、政府、マスコミ、いろんな御用学者、原発を推進してきましたが、もうその時代じゃないと。これだけの大事故を起こして、とてつもない放射能を吐き出しながら、なおかつ推進団ちゅうのは狂気の沙汰であると思えません。そういった点で、川内原発をどのように認識しているのか、町長は。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまありましたように、本町と川内原発、これは88キロ離れておりまして、福島原発の緊急時避難準備区域が30キロという圏内であったことを考えますと、影響が直接的に及ぶというのは考えてみませんが、しかしながら、福島第一原発の事故の状況を見ますと、この影響と広範囲にわたる風評被害が起こりまして、また広範囲にわたる放射能汚染というのが危惧されるなど、住民生活に与える影響というのは、多大なものがあると、これは必至であるというふうに考えております。

現在、川内原発は定期検査のため、2基とも運転中止の状態でありますけれども、1号機については、新聞報道によりますと再稼働の前提となる安全評価の1次評価に入ったというふうに聞いております。

再稼働については、鹿児島県や地元自治体との同意が必要というふうになりますけれども、鹿児島県の伊藤知事は、「電力事情よりも安全性の確保が先だ」というふうに発言されておりました、他の立地自治体でも、安全性の懸念や、この前の九電のやらせ問題がございましたけれども、やらせメール問題が、の不信感もあり、原発再稼働へのハードルは非常に高いというふうに考えています。

しかし、この前の野田政権含めて、この原発に対する考え方が若干また、前の一般質問でもお話ししましたが、先祖がえりといいますか、やはりこの電力需要と経済状況を考えると、やはり再稼働すべきじゃないかと、そんなような発言も出ておりますので、これについてはやはり安全・安心の点から、そしてまたエネルギー政策の転換等を図る必要性も十分あるなというふうに考えておりました、脱原発、依存という方向にもっていくべきではないかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 脱原発、大いに結構だと思います。それで、川内原発ちゅうのは、ことしの9月10日でしたか、火災事故起こしましたね。昨年1月にはやはり火災事故を

起こして、死者が出てます。それで、配管の管が2つに割れたり、ボルトにひびが入ったり、重大事故につながる案件が13件発生しています。それは九電が認めています。そして、現在、海洋汚染で訴訟が起きてます。川内原発を相手どって。大量の温排水を海に流してますが、放射能を含んだ。そして、サメとかイルカとかどンドン打ち上げられていると、死んで。訴訟が起きてます。しかし、九電はもう安全だ、安全だとか言いません。もうそれしか言いようがないんですな。だから、こういう都城にとって何もならん、川内原発なんちゅうのは、廃止を求めるべきだと、廃炉を求めるべきである。そうせんと、一発何かあった時、我々はもうここには住めんだろうと、新燃岳の灰を見ても、黄砂を見ても。だから、町長が三股町を代表して脱原発宣言をするつもりはありませんか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これからの、やはり日本のエネルギー政策はどう変わっていくのか、そういう中で、この原子力の位置づけ、この即廃炉にすべきなのか、あるいはやはり段階的に廃炉していくべきなのか、そのとき立地はどうすべきなのか、いろいろなことがあろうかと思えます。そういう中で、トータル的に考えると、脱原発依存の方向に将来的に向かうのがいいのではないかというふうには思いますけれども、今、我が町で脱原発というような形での、私自身がこのメッセージを出すということは、今のところは考えていません。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 要するに穏便派ですな。穏便に行こうと。そういうことですね。全くだめだな、それじゃ。で、この川内原発のほかに、南大隅町、あそこに高レベルの核廃棄物処理場を今つくろうとしていますね。盛んに今やっています。だから、それについてはどう思いますか。高レベル廃棄物処理場。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この原発のこの廃炉の処理含めて、六ヶ所村というのが青森県にありますけれども、そちらのほうの稼働含めて、いろんなものが立地市町村にとってはメリットがあるかもしれませんけれども、今度の原発事故を見ますと、やはりその後、後を考えると、非常に大きな問題になっていくという意味合いで、そしてまたその周辺の市町村としては、非常に迷惑な施設だというふうに考えています。ですから、この大隅町を含めて、そしてまた福島原発もございましたけれども、やはりそれに対しては、この立地反対というふうな考えでいるところです。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。大体、私の趣旨はわかってくれると思います。放射能とは、それほど恐ろしいもんだと。そして、ドイツの放射能防護協会というのがあります。そこが出している年間人間の限度被曝量、8ベクレルです、大人は。子供は4ベクレルです。だ

から、政府の出した500ベクレルなんちゅうのが途方もない数字だと、とんでもないことだというふうに思います。そういう政府を信用しちゃいけません。それが、国民は命を守れないということになります。

では、次に移ります。

もうすぐだれがつくるか、行政が発表になるちゅうことで、もう既に決まってることですけども、ストーカ炉方式ちゅうの、私は反対です。ストーカ炉方式。これは2番目か。これは何番目だ。位置変えればいいか。——じゃあ救急センターです。果たして移転する必要があるんですか。救急センターが、つくって25年、それはまたばか銭をかけて移転する必要があるの。それを問います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 救急医療センターの移転についてということで、健康医療ゾーンの移転は不要だと思うが、それなぜ移転が必要かとお聞きですが、健康医療ゾーン整備に関するこれまでの経緯を申し上げますと、都城北諸県医師会は、平成16年に施設の老朽化、医師不足、そして三次救急医療機関への転送時間等の短縮等を理由に、都城医師会病院等の都城インター付近への移転構想を策定しまして、都城市に対し要請活動を行っております。このような情勢を踏まえ、平成20年8月の都城市三股町行政懇話会の議題として取り上げられ、地元県会議員、そして県への提言活動となったところです。

提言内容としましては、位置的な偏りに対する不安、施設の老朽化、狭隘化、医師不足などの課題に対し、県西の救急医療の拠点施設としての規模、機能を有する新たな健康医療ゾーンの整備に対し、県へ財政的な支援を求めるものであります。そして、21年11月、都城地域健康医療ゾーン基本構想・基本計画調整会議、これは、都城市、三股町、そして医師会、都城保健所、独立行政法人国立病院機構都城病院、薬剤師会で構成されておりますけれども、この都城地域健康医療ゾーン基本構想・基本計画調整会議で、基本構想が示され、その後数回の調整会議、そしてパブリックコメントを経て、22年9月に基本計画が作成されたところです。本町では、22年9月、昨年9月、そして12月、そしてことしの3月に議会の全員協議会を開いていただきまして、基本構想、基本計画、そして、都城市の覚書、負担金、事業の工程等について説明したところであります。

移転理由について、先ほど主なところを申し上げましたけれども、もっと詳細に担当課長のほうで説明をさせます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、都城救急医療センターの建物について、ちょっと具体的にお話したいと思います。

都城救急医療センター、市郡医師会病院なんですが、昭和60年に開設されております。鉄筋コンクリート造りの4階建ての施設ということで、ことしで27年の経過となっております。で、これまで24時間、365日、まったく休むことなく稼働してきた施設ということになっております。

で、医師会の事務局によりますと、建物自体の法的な耐用年数は39年となっております。しかし、昭和60年の開設当時の医療基準に合わせた施設であるということで、医療機器の進歩、医療機器の大型化、高度医療を提供する病院としては、1床当たりの面積も狭く、また重症患者を多く受け入れる病院として、ベッド搬送や車いす搬送などが多くなり、廊下幅も狭く、スペース的に問題があるということです。

こうしたことから、効率的な医療行為に支障があるばかりか、職員の業務上の安全確保の面からも問題があり、また、患者さんやそのご家族のプライバシーの確保も十分でなく、大変不便な施設になっているということでございます。

また、新しい臨床研修医制度により、深刻な医師不足が進んでおり、大学からの派遣医師により運営が維持されている現状からすると、移転に伴い都城インターからのアクセスが向上し、医師確保に期待ができると。

また、圏域の住民にとっても、現在の位置に比べると多くの住民にとって時間が短縮され、安心・安全が得られると聞いております。

また、近年大地震や台風などによる災害も多発しており、また新型インフルエンザなどの感染症の発生も考えると、この圏域の拠点医療施設または災害拠点医療施設として非常に重要な役割を担っております。

このようなことから、本町としましても、本町を含む圏域住民の安心・安全確保のためにも、この都城救急医療センターの整備については、都城市と市郡医師会と一緒に進んでいくものでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 移転するための理屈づけはどうでも言えますよね。もう、狭いの、やれ古いのどうだのというのは、移転するための理由づけですよ。1市4町が合併しましたが、その合併のときに、4町側から出たんです。医師会病院のインターとこへつくっくりちゅうのは。それがもともとの始まりであって、だから、しかし、よく考えてみると、五十市、鷹尾それから、牟田町からずっとこっちに来ますね。一万城、植木、樺山、梶山、長田と。そこに圧倒的な人口があるわけです。そうですね。そうすると、今の医師会病院のほうが、便利で近いんです。信号がありません。だから、例えば千町とか町の中央部は、市役所の南側の信号、10号線

と分かりますね。あれをひとつ越えると、もうまっすぐサーッと行きますよ。近いです。私も、去年心不全で家内に緊急に走らせたんですが、大体15分か20分で行きますね、今の医師会病院。

そうすると、太郎坊ですか、どっかつくるんでしょ、10号線は信号だらけですよ。こっちから行くも信号だけ、信号だらけで。もう一つ、インターのところが便利だっちゃんけども、高規格道路が進んでますね。今、今町を過ぎて五十市あたりまで完成しています。それで、これ今、狐塚辺りを工事してます、狐塚へ延びてます。あれを急ぐべきです。インターにつなぐ。そして、今の医師会病院のところにインターができています。医師会病院のところに。すると、高崎かいも山田どっからもくいがあそれよりはすぐ行くわけですよ。すぐ行きます。今の医師会病院に。だから、非常にそういった意味では、この移転については私は反対だと。意味がないと。そして、三股町は、メディカルシティー病院、旧海老原病院ですね。あそこが非常に充実してきてます。三股のほとんどの119番、救急車がメディカルに行くんじゃないですか。どうですか。メディカル病院を利用しているでしょう。ほとんど行きます。ただ、あそこがまだ外来の緊急治療をやっていませんから、医師会病院を利用していますが、そしてまた、ヘリポートもできましたね、メディカルに。そういった意味では、三股にとっては救急医療センターの移転ちゅうのは何のメリットもないと思います。これは、あなた方と私の意見の分かれ目ですから、それはもう平行線でしょうけど、これに銭もねえち6億借金して払うとやろうかいち思うと、腹がきやって、そう思うんですよ。医師会病院は今の医師会病院のところに建替えるとか、今のところ改造補修するとか、幾らでも手はあります。そういったことを、高規格道路で曾於市、志布志までずっとこっちに来ます。そういう点でいいんじゃないかなと思うんだ、今のままで。

それから、次に移ります。

ストーカ炉方式ですが、もともとはこれはガス溶融炉でいくちゅうことで、検討委員会でほとんど決まりかけて、みんな一致してた。それを、長峯誠がひっくり返したというのが事実らしいんですね。なぜひっくり返したのか。私はそこに利権の匂いがぷんぷんしてしょうがないんですよ。116億でしょう。大変な事業ですよ。しかも、うわさによれば、その処分を請け負う業者は、長峯と非常にいい仲らしいんだけど、20年契約で80億で委託すると聞いていますよ。本当ですか、これ。それを聞きたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この質問用紙に沿って回答してよろしいですか。

このクリーンセンターについて、なぜストーカ炉方式なのかというところを、まず説明したいと思います。

都城市山田町に建設予定のクリーンセンターの処理方式については、平成19年度から20年度にかけて策定されました、「クリーンセンター施設整備基本計画」の中で、ストーカ炉方式に

決定されました。その決定理由について説明いたします。

まず、1点目、安全・安定性の問題であります。2点目が環境保全性の問題であります。3点目が経済性の問題です。これらを総合的に検討した結果、ストーカ炉方式に決定されたというところでございますが、詳細については、担当課長のほうで説明いたします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで引き続き回答させていただきます。

燃焼方式が、全連続焼却ストーカ炉方式になった理由について説明を申し上げます。

まず、1点目の、安全・安定性の問題です。熔融施設の設備に関する事故が、判明した分だけでも平成13年から17年の5カ年間で80回も発生をしております。稼働実態においても、トラブルが多発し、運転停止の日数が多いということでございます。

建設された熔融施設において、事故がトラブルが多発したことから、国においても平成18年度から、それまでの国庫補助要件の必須事項でございました「熔融施設」を除外しておりますし、平成22年3月には承認に必要な条件が整えば、平成9年度から16年度の間に交付決定された、灰熔融固化設備を廃止しても、補助金の返還は必要でないとの通知も行っております。

次に、2点目でございますが、環境保全性の問題でございます。熔融施設では、熔融スラグが発生しますが、その有効利用が難しいことや、熔融熱源としてコークスや灯油等による追いだきを必要とすることなど、熔融処理に伴うエネルギーの消費量が増加するとともに、排ガス量の増加も見込まれるなど、環境負荷の面においても課題があるということでございます。

最後に、3点目でございますが、経済性の問題でございます。

熔融技術を導入するためには、多額の経費がかかり、ストーカ炉とのコストを比較すると、建設費で23億1,700万、運転維持管理費で47億300万、合計で70億2,000万、1年当たり2億3,400万、熔融施設の方が高くなると試算されております。しかし、ストーカ炉は焼却灰の処理が必要となりますので、新たな最終処分場の建設費と管理費を25億1,200万円見込み、試算し直してみても、年間約1億5,000万ほど熔融施設のコストが高くなるということでございます。

また、新聞においても、国のダイオキシン規制で設置が一時義務化された次世代焼却施設「ガス化熔融炉」の補修費が各地で増加し、運営する自治体の約6割が想定を超えるとして、今後の負担を懸念していることが、時事通信社の調べで分かったとの報道もありましたので、全国さまざまな情報を参考にして、ストーカ炉に変更したというものでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） はい、わかりました。この1件は、もう10月3日、もう発表の段階だということですので、深くは追求しませんけども、その出た残渣ですね、それを運搬し

たりなんだりする業者、それはもう決まってるんですか。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（岩松 健一君） まず、建設本体の業者のほうもまだ決まっておりませんし、それと組み合わせられる業者さんたちのことも、全然我々は理解をいたしておりません。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。今、その産廃処理、その運搬したり処理する業者委託するわけですが、どうもそこあたりが都城市政の一番暗い部分だというふうに思っています。

これは、20年契約で80億で契約するとか何とかちゅうのがとんでもますね。何かそれは、そういうことがないように、最高5年契約でいけど、20年なんてとんでもないと思っています。そういう点は、その段階になってまた質問したいと思います。

町長にくれぐれも言うておきますが、国や県のいいなりにならず、町民は町長が守る、町が守るという点で、その責任が取れるように、ベクレル計とかガイガーカウンター機とか揃えて、それで自ら調査すると、町内を、それをひとつお願いしておきます。終わります。

○議長（山中 則夫君） 発言順位8番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） 8番、福永、一般質問を行います。

まず、第五次総合計画において、基本計画の施策の中で、豊かな自然環境の保全と活用とあり、基本的方向に、第一に環境行政の総合的・計画的な推進とあり、情報提供・収集の体制の充実を図るとあるが、このたび島津茶園の農業生産法人豊栄ガーデン生産組合の売却については、事前に町としてそういう情報等はなかったかということ、まずお伺いしたいと思います。以後は質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） では、福永議員の質問事項について、回答させていただきます。

①でございます。第五次三股町総合計画では、豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくりを目指して、豊かな自然環境の保全と活用という項目がございます。これは、本町の豊かな自然を今後とも適切に保全するとともに、町民が豊かな自然に親しむ場や機会の充実を図ることが求められるという課題から、いろいろな活用施策を展開しようとするものでございます。

高才原の島津茶園の売買につきましては、農事組合法人豊栄ガーデン生産組合の経営母体でございます豊栄グループから、昨年8月に最初の相談を受けました。当初は、高齢者の入所施設等

の建設、グループ会社の農業生産法人を活用して、入所者の生きがいのための農業活動の土地として総合的に活用したいという相談でございました。町としましては、土地利用についてより具体的な全体計画、事業計画等を示していただかないと、農業振興地域整備計画からの除外は大変困難だというふうに回答したところでございます。その後、昨年10月から3月にかけて数回、そして本年度、23年度に入ってから数回の相談を受けておりますが、農振除外及び転用についての基本指針を説明するとき——町の考え方です——そして、この法律の考え方を説明するとともに、現状では農地としての利用以外には使用できないということを説明しているところでございます。

豊栄グループとしては、このようなことから豊栄ガーデン生産組合が島津茶園のほうから農地として購入するものということで、農業委員会のほうの土地売買について、3条申請が上がっているというふうに理解しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 昨年の8月ということでございますけども、土地の価格とかそういうことについて、以前にも島津茶園のほうは売却をする計画があったというようなことは伺っていらっしゃるんですか。その豊栄ガーデンが取得する相談がある前には、売却予定があるというような、島津茶園のほうの、そういう考えは全然事前にはなかったでしょうか、情報は。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これは、島津茶園の、あそこの土地の売買については、もう以前にも工場立地、あるいはこの太陽光発電関係の会社、あるいは飲料会社、そういうところからいろいろとアプローチがあったようには聞いています。そしてまた、町のほうでも島津さんのほうとも若干、いろいろとお話したこともございます。と言いますのは、どういう今後のこの島津茶園の経営の方針なのかということをお話したということは以前にございます。今回具体的にこのようなお話が来たの、具体的にテーブルに乗せたのは、今回が初めてでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） すでに山林も売却されておりますし、非常に島津さんが経営が厳しい状況があるかと思えますけれども、そういう状況があったのであれば、町で、開発公社で公園の予定地でも名目は何でもいいですけど、買収するというような考え方は、もう今からちょっと遅いんですけども、なかったものでしょうか。今、売却の値段とかいろいろなものを聞きますと、非常に町としては開発公社で買収していけば、何にでも活用できるすばらしいところだなというような気がするんですけども、どうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町が農地を取得するということではできません。要するに、事業計画がき

ちっとあって、それに基づいたところでの取得ということであれば、先行取得は可能だろうと思いますけれども、島津さんのあの土地につきましては、非常に魅力的な土地ではございますけれども、町が具体的にあそこを開発しようというところは、今のところ考えてません。

といいますのも、あそこは農振農用地なんです。ですから、そしてまた、その周囲はですね、畑地かんがい受益地でもあります。ですから、そういう計画との整合性を考えると、ちょっと矛盾していくのかなというように考えます。ですから、そういう計画はございませんでした。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 今回、豊栄ガーデンが買収する図面を見てみますと、旭ヶ丘運動公園の上のほうも、今ソフト場の駐車場がございすけども、あの下の方と、桜があるところのところは、除外されております。あの下の方を買収するということになっているようでございますので、あそのスペースはぜひとも将来的に町のいろんな駐車場でも何でも活用できるというような土地だと思いますので、ぜひ、もしそういう話があった場合は、何とか町のほうで買収しておくべき土地じゃないかなと思いますので、一つ提言をしておきます。

続きまして、堀内議員の中でも質問でもございましたけれども、森林の適切な保護管理、活用とありますが、総合計画の中です。現在、中国人とか経済が豊かなところの方々が、日本の森林を、水資源の源として買収するというようなことがあちこちで聞かれております。それについて、国内の自治体においては、そういう外国人に対する売却を禁止するような条例を定めているところがあるというような聞きましたけれども、実際そういうところあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） そういう条例を制定しているところ云々については、後でまた回答させていただきますが、まずこの森林の適切な保護管理と活用とあるが、現在中国人による水資源としての森林買収が各地で行われ、本町の現状について何うということ、本町の現状についてご説明をさせていただきたいと思います。

森林は、木材等を生産するだけではなく、水資源の涵養や山地災害の防止、保健休養の場の提供などの公益的機能を有し、町民の生活に深く結びついております。また、本町の東部に位置する鰐塚山系を主とする森林は、本町のみならず隣の都城市、また大淀川流域の市町に、おいしい豊かな水資源として供されております。ご質問にある、外国人による水資源としての云々でございすけれども、近年、マスコミ等でも取り上げられ、本町としても危惧しているところであります。本町の森林面積は7,879ヘクタールであり、三股町の全体面積1万1,001ヘクタールの71.6%となっております。

森林の所有区分を見てみますと、約35%、2,783ヘクタールが国有林であり、残り

65%、5,096ヘクタールが民有林となっております。民有林のうち、約2,234ヘクタールが民間会社1社で所有しているため、本町の森林は、国有林・民間会社・そして一般の民有林とおおむね3等分されていることとなります。

なお、民間会社で所有する森林の約95%は、保安林というふうになっているところです。保安林につきましては、公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことでありまして、特に本町におきましては、水源涵養保安林として指定されておりまして、公益上の理由がない限り解除されるものではなくて、民間企業が営利目的で解除を行うことは事実上不可能と言われております。

このように、本町の森林は水源涵養保安林が大部分を占め、用途の変更については制限されているということになります。外国人の森林買収という点につきましては、土地の売買は変則的に行われることもあり、近隣及び流域市町と組んだ取り組みも必要かと思われれます。その一つとして、国・県に対して、森林売買などの情報の的確な把握に向けた法制度整備を要望するほか、情報の相互交換も含め規則、条例等の策定など、対策を検討していくことが必要であろうというふうに考えています。

きのうの一般質問でもお答えしましたけれども、農地については農地法の制限がございます。しかし、この山林の売買については、森林法もございますけど、国土利用計画法とありますけれども、その売買についての一つのハードルというものはありません。外国人が用地を取得しても、別段問題はないということで、これはILOのそういう取引の自由化、その中にそこを制限すると触れるというようなことで、あるようでございます。それで、この外国人の土地取得については、特に中国関係のほうが多いというふうに聞いていますけれども、北海道、あるいはまた関東地域で散見されるというふうに聞いています。具体的な資料を持ってきておるんですが、そういうところで回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 少々補足をさせていただきたいと思えます。

北海道では、ニセコ町のほうでそういう事例があるということで、ニセコ町が買収計画を今持っているようでございます。

また、県のほうは、宮崎県のほうでは、特に法的には規制はしておりませんが、今、市町村に対して山林の売買があった場合に、4半期ごとに報告をしてもらうという形を県が取り、その把握に努めている状態です。

国におきましては、水循環基本法というのがございます。これにつきましては、今までは森とか川、海とか別々にあった基本法の部分を、水は、水はすべてを循環していくという考え方から、形をとった水循環基本法というのがございます。その細分化された目的が異なる森林、河川、海

岸等関連する法律ということになっております。

それと、特異的なものとして、県内で諸塚村のほうに、諸塚村ですが、条例ではございませんが、要綱が一つあります。土地の村外移動防止要綱というのがございます。これについては、条例ではございませんけれど、ただ村内で村外者へ農地売買を仲介する人の監視的な要綱と、いろんな青年連絡協議会だとか婦人連絡協議会とか、そういった方々を協力員に委嘱して、見守っていくという要綱でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどILOと申し上げましたが、訂正させていただきます。WTOで、世界貿易機関の間違いでございました。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 町長の答弁にございましたけれども、守っていくという立場で条例等の検討やら前向きに考えておられるようでございますので、そういう方向で行ってほしいと思います。

次に移ります。

○議長（山中 則夫君） それでは、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

町営住宅の運営についてでございます。

現在、年3回、広報による公募により入居者選定がなされると聞いております。以前は空き室がある場合、随時入居させていたということですが、公平性という見地から、現在の方法をとっておられるようではありますが、今までの空き室の状況やら、入居希望の状況をちょっと数字で示してもらいたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、数値的な内容でございますので、担当課長のほうで説明させます。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） それでは、町営住宅の現状等についてご説明いたします。

本町の町営住宅については、町営住宅設置条例及び町営住宅管理条例並びに入居者募集に関する取扱要領により、公募方式をとっております。これは、年3回、6月、10月、翌年の2月と

ということで3回の公募を行っております。前回は6月に、本年度も6月に行っております、その時が募集戸数14戸に対して申し込みが17名の申し込みがございました。で、オーバーしたということで、6月24日に抽選会を行っております。で、現在7戸の空き部屋がありますので、9月の15日から10月7日まで募集受付を行っております。その結果によりまして、応募者多数のときは、10月25日に抽選を行う予定になっております。

これは、一応年3回ということで行っておりますが、昨年、22年度は5回の公募を行っております。これは、空き室が多い時は、随時やるということで、22年は7月、8月に1回、それから、11月、12月に1回ということで、臨時で、空き室が多い時は臨時募集という形でも実際行っておりますので、空き状況を見ながら、今後も募集要綱に乗って行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 公募による募集以外と申しますか、随時入居希望の方は相談には見えると思いますけども、そういう数字というのはつかんでいらっしゃいませんか。公募以外。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 住宅の申し込み、入居についてご相談が見えますが、相談のあったときに6月、10月、2月に公募方式でやっているということで、その予定の大体日付を教えて、今、現在、随時受付というのを行っておりませんので、公募方式になっていますということで説明をして対応しております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 昨年度の決算の中でも公営住宅の空き室等の管理委託料というのが100万2,750円計上されておりますけども、単なる空き室だけの管理委託じゃないとは思いますが、1番の池邊議員からもいろいろ、町のいろんなことに関して民間企業のような感覚といいますか、例えば一般の賃貸住宅のことを考えますと、空き室をいかになくすか、入居率を何%にするかというのが、非常に経営の中ではウエイトを占めるんで、町営住宅のこの公募方式はいろいろな条例等が、今、申されましたけども、それにのっとってやっておられることはわかりますけども、何とかその空き室がある場合の随時希望をまずとって、それを、希望者を秘密にしておくというのは、非常にまずいかもしれませんが、例えばどこどこ住宅の入居希望とか、どこでもいいとかいろいろな希望をとって、空き次第その条件にかなった人を随時入居させるというの方法が、町の経営の面からもいいんじゃないかなという気がしますけども、町長、

そこあたりのところはどうでしょうか。条例等が現在あるから、即は難しいかもしれませんが、将来的に。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（下沖 常美君） 空き状況ということでお話があったわけですが、住宅のストック計画等で、簡易平屋、長屋については一応今後の整備的なもの、廃止の状況でありますので、そういう空家に対する管理に年間金額がかかっているわけですから、基本的にはその空家について、一応廃止のほうも含めておりますので、簡平については募集を行わないということで今行っております。行っているのは、中耐火、稗田等のああいう3階建てと、それから長田、それから宮村第2という1戸建ての団地について、公募式によって行っているという状況です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） やっぱり、公平性という考え方のあれですけども、早く希望した人から順次入居させるというのが、後から応募した人が抽選によって先に入ったりするのは、どちらが果たして公平という立場から考えたときに、どちらが公平だろうかという気がするんですよ。その年3回、一応4カ月に1回ということで行うということ自体について、その公平性という点から、町長はどのように考えていますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 昨年は5回やったと、ことしは一応3回予定だということでございますけども、その空き室の状況によっては、弾力性を持たせるということだと思います。

公平性と、そしてやはりこの空き室をいかに埋めて行って収入を挙げて行くか、そのあたりのバランスをどう取るかということでございますので、そういうご意見があるということで、これも、以前はやはりこの来た順番に入れてたのじゃないかなと思います。それじゃなくて、やっぱり1回締めて、そして抽選という形に切りかえてきたのか、そういういきさつもございますので、そのあたりのところ、どちらが一番住民にとっていいのか、また町にとっていいのか、そのあたりを検討させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） ぜひ、前向きに、町民が利用しやすいような形、また町の利益になるような形でひとつ検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

町道の整備ということで、現在餅原駅の道路について、駐輪場として建物がございすけども、その駐輪場の奥に自転車が入っておりまして、手前に普通乗用車が止めて、現在駐車されているような状況で、駐輪する自転車を入れるのにも、手前に車が止まっている状況がございすので、非常に不便と申しますか、いろいろ安全性の面からも駅の駐輪場がございすけども、その両サ

イドはずっと町有道路として、草が生えておりますけども、そこをちょっと草を刈って整備すれば、自転車の駐輪の利用される方にも、また車をあそこに駐車される方にとっても便利だと思うんで、ぜひともその検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいまの質問です。餅原駅のちょうど西側のほうに待合室、そしてまた草地になっている部分がございますけど、それについてでございますけれども、この餅原駅周辺の道路の舗装部分です。これについては、蓼池南2号線として町道認定がされているところがあります。

ご質問の草地となっている土地は、舗装されていない、町道とは別筆で、延長が約300メートル、幅員が3メートルから5メートル、面積が約1,260平米で、現状は公衆用道路の取り扱いとなっております。

経緯について申し上げますと、餅原駅は昭和40年に設置された無人駅であります。当時、駅を貨物取扱駅として予定されていた経緯があり、昭和45年ごろ荷物置き場として町がその土地を買収したものであり、買収時に地権者の土地から分筆したものであります。

また、餅原駅の利用状況を宮崎総合鉄道事業部に問い合わせたところ、平成22年度の餅原駅乗降人員は、年間約2万3,000人で、1日あたりの乗降人員に直しますと、約60人前後となります。当駅までの交通手段として、自転車や自動車を利用される方も多く、特に自動車については現状の駐車場では足りず、路肩に駐車している状況もあり、一部駐車スペースの確保について、具体的に検討していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） ありがとうございます。そういう方向でよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

.....

○議長（山中 則夫君） 発言順位9番、池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

○議員（10番 池田 克子君） 通告いたしました災害及び防災対策についてと、高齢者の見守り対策についてお尋ねいたします。

本年3月11日に発生した大地震と大津波、また原発事故等復興の兆しがまだ見えない中で、9月に入ると台風12号、15号が相次いで日本列島を襲いました。共に想定外の自然災害が起こっている現在、私たちも対岸の火事として捉えるわけにはまいりません。想定外はどこにも発生するというところであります。現に和歌山県的那智勝浦町の土石流氾濫は、過去1000年

間にもなかったといわれる地域でありました。今こそ最悪の被害を想定した対策が急がれます。

行政にとって一番の住民サービスは、安全であるといわれております。その安全を守るために、災害対策基本法が制定されております。そのほうに沿って当町も地域防災計画書が作成してありますが、それらに関連したことについてお尋ねいたします。

まず、①であります。平成23年7月に総務省の消防庁が、市区町村における災害時要援護者の避難支援対策の取り組み状況を公表いたしました。内容は、全体計画の策定状況、災害時要援護者名簿の整備状況、個別計画の策定状況についてであります。当町の報告は、策定年月日を平成23年3月30日と明記してありますが、名簿の整備状況、個別計画の策定状況がいずれも整備や策定の途中となっております。なぜその途中なのか、その理由についてお尋ねいたします。

今回より、私自身の従来の質問形式を変えまして、一問のみ登壇にて行います。後は順次質問席にてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 災害及び防災対策についてご質問でございます。

①、これについて回答させていただきます。消防庁がことし4月に実施した災害時要援護者の避難支援対策の取組状況調査では、調査項目として全体計画の策定状況、災害時要援護者名簿の整備状況、個別計画の策定状況についての3点でございました。本町では、1点目の全体計画の策定状況につきましては、3月30日策定済みと回答したところですが、2点目、3点目につきましては、今まさに調査中であり、それぞれ整備途中、策定途中と回答したところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この調査が行われる前に、政府は平成18年の3月に避難支援のガイドラインを作成しまして、促進を図っていたと思います。既に、ですからそれから考えますと、5年経過しているわけです。ですから、そのときのガイドライン、これについては何ら作成の必要性を、そのガイドラインを見ながら、何ら作成の必要性を感じられなかったのかどうか、担当課にお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 災害時の要援護者の避難支援対策ということで、このプランをことしの3月に策定したんですけれども、今、池田議員が言われるとおり、18年3月に国におきましては災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのを出してあります。で、あわせて県内でもそういう通知が来たと思われましても、うちのほうでよく理解をしてなかったという部分もあると思うんですけれども、まず県内の状況を申しますと、県内でも一番早く作ったのが国富

町は平成20年の6月でございまして、その後、今の状況でいきますと、県内の市町村の69.2%が今策定済みだというところでございます。ですから、あと3割のところ、今年度中に策定しますよということで、全体的な取り組みが、県を含めて今、遅れている状況でございまして、その経緯については、私もちょっと把握していないところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 今、データの話を言われましたが、確かに今、県下でも大体半分ぐらいがその策定について把握しているとか、あるいは名簿を作成しているとかいうような方向で報告されているようでございます。この18年以降、今度はその後に平成21年度をめどにして、具体的な行動に係る事例集を今度は作成して、そして促されたということもあるんです。ですから、实际的に言って、国からの指示がなくても、この災害弱者に対する対応は、当然町としても作成しとかなないといけなかったんじゃないかと思うわけですよ。ですから、このそういう、確かに半分ぐらいしか取り組んでないといえればそれまでなんですけれども、反対に取り組んでるところもあるちゅうことなんですよね。ですから、今、ことし、去年からずっとそうなんですけれども、いろんな災害が、予期せぬ災害、想定外の災害というのが頻繁に今、起こっているわけなんですけれども、その時になって、本当にああすればよかった、こうすればよかったでは遅いわけです。ですから、行政としては先手先手で手を打つことが、行政がする皆さんへの安心安全につながっていているんだと思うと、やはりこの名簿作成とかそういうものに対しては、積極的にして作っとかなきゃいけないかと思っているわけですよ。

で、この中身を見てみますと、やはり名簿の作成、そしてその名簿が、じゃあどういうふうにして援護していただく方に対して、どこまで提供していくか、というような中身が中身的にあるわけなんですけれども、個人情報保護法とかそういうものが確かにあつたりして、なかなか進まない面もあるかと思うんですけれども、やはり人の生命を預かっている以上は、保護の前に生命を守らなきゃいけない、保護と守るは一緒でしょうけれども、保護法という法があるわけですけど、その命を守る、災害に対してどうすぐ対処していくかということ、どちらを専決していくかというものを考えたときに、やはりすぐ手を打つべき問題じゃないかと思うわけですよ。

これが今、作成中という回答がありましたけれども、じゃあいつまで、これがそろろうのか。その計画をお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） きのう、ご質問があったところでお答えしたんですけれども、現時点で5地区、4地区、3地区の調査が終わっております。あと、特に災害時に支援を要する人たちが多く住んでらっしゃるところがこの3つの地区でありまして、現在今、6地区の調査を行っております。

調査の中で、やはり支援が必要だということであれば、地区の公民館長さんをはじめ、民生委員さんたちと協議をしながら、この対象者の方の支援方法について検討していきます。

長田地区におきまして、もう数回協議を行いまして、今後、それをもとに避難支援計画を、個別の計画を立てていくということで、終わった順から整備していきます。で、調査につきまして、若干全体的なところが遅れておりまして、今年度中に調査が終了する予定ですので、全体的に個別計画が出来上がるというのは、年度をまたがってしまうのかなというふうに予測しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にこれは、国から言われたからこれが作成の歩きだしたという意味合いを、ぜひ、その辺は切りかえていただきたいと思いますので、この状況をしっかりと皆さんに理解していただいて、しっかりと具体的に取り組みをお願いしたいと思います。

次に、2問目に入ります。

ちょっと今までと違う形式だもんですから戸惑いますが、第2問目は、1問目の支援対策についての関連内容になります。

まず、防災への具体的な取り組みとして、地域コミュニティとどう連携していくのかというお尋ねであります。

高齢者や障害者などの災害避難対策は、あらかじめ行政と地域のコミュニティが一体となって支援体制を確立しておくことが大変重要であるということは言うまでもありません。①で申し上げた避難支援対策の中に、災害時要支援援護者名簿を作成し、避難支援や安否確認を行う際に活用できるようにすることとあります。ダブる面もあって申し訳ないですが、名簿が作成してあれば、支援もスムーズにいくわけです。それで、地域のコミュニティの力とどう連携して災害に対処していくかということですが、このコミュニティというのが、先ほど公民館長さんとか民生委員さんとかという方が対応ということになるかと思うんですが、この地域のコミュニティの力、これをどういうふうにして行政としては協力をお願いしていくのか、そういうところをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災への具体的な対応と具体的な取り組みについてということですが、地域コミュニティとの連携ですけれども、三股町では30の自治公民館を自主防災組織というふうに位置づけておりまして、防災計画を作成する委員への委嘱、合同避難訓練の実施、自主防災組織リーダー研修会の開催などを通じて連携を図っているところです。

合同避難訓練については、年次的に実施しておりまして、平成18年度は長田地区、平成

20年度は勝岡地区、平成21年度は寺柱地区、平成22年度は口蹄疫の関係でできませんでしたが、23年度は梶山地区で実施してまいりました。

また、自主防災組織リーダー研修については、現在、「防災士研修会」に名称が変更しておりますが、これについても年次的に各自治公民館長さんに受講していただくことによって、自主防災組織の重要性を認識していただき、各地域での意識の高揚を図っているところでございます。

そして、災害時に高齢者、障害者だけの世帯を地域や関係機関がどうコミュニティとしてまた連携協力していくかということですが、ことし3月に町防災時要援護者支援プランというのを先ほどお話ししましたが、策定したところであり、今後はこの訪問調査の結果に基づきまして、支援を必要としている方々の個別避難支援計画を策定するというにしております。この計画には、避難支援方法、避難場所、かかりつけの医療機関等が記載されており、避難支援者については地域の方や民生委員、児童委員と複数の方が支援していくことになっているところです。今後、計画通り実行されるよう地域との連携、確認等十分重ねていく計画でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私、通告してたとおりをいただきましたが、ごめんなさい。ちょっと私も不慣れで申し訳ない。ここに通告としてはしてありましたんで、答えとしては当然いただいたということ、当然ですが、この中で、やはり自主防災組織という言葉も言われているわけですけども、実際的なこの自主防災組織としての自覚、これが、公民館長さんそれぞれがどこまで自覚されているのか。そしてまた、その自主防災組織が本当に稼働しているかと言ったら、多々疑問のある地区もあるわけなんです。ですから、ここに実践の、要するに防災訓練が必要だということ、私もここで申し上げているわけですけども、1回も防災訓練をしてない地域が結構あると思います。ですから、そういうところは特に、じゃあ自分たちは自主防災組織の中の一員なんだというのを、果たして自覚されているのかなと思いますし、その大変重要な組織でありますけれども、その辺の育成というか、意識づけというか、これは行政としてはどういう形でされているんでしょうか。ちょっと、これは質問とは少しずれるんですけども、その辺のちょっと心配をしているところでありますんで、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（渡邊 知昌君） 確かに、自主防災組織、これ自治公民館を位置づけをしているところでございますが、なかなか個別にこれがその組織としてできてる状況ではないというのは、議員がおっしゃるとおりでございます。

ただ、一つ一つやはりそういった合同訓練等を重ねながらそういった意識を高めて行くということが一つあると思います。ですから、今、町長が申し上げましたように、各地区において合同

訓練等を実施しているところもございます。

それから、自治公民館長さんに、防災組織のそのリーダーとしての研修会、こういったのにも参加をしていただいているということで、今の防災の状況であるとか、いろんなものを研修の中で認識していただくということも、全員の方がこれに参加できればいいんですけども、なかなか人数的には年数人というような形でやっていますので、18年度から実施しながら、まだそんなに数多くの公民館長さんに参加をしていただけていないという状況もございます。

ただ、今、今回の東北の地震等を受けまして、非常に地域においてもそういう防災的な高まりといえますか、そういう考え方が芽生えてきておまして、今回、後で回答しようかと思っただんですが、ある地域においては、自主的に避難訓練をしたいというようなことで上がってきております。で、その中身を確認をしますと、やはり自治公民館長さんだけではなかなか難しいということもございまして、その中では自衛隊のOBの方とか、そういう方が計画的なもののある程度づくりながら、地域の中で今後もやっていきたいということもございまして、そういった方を育てて行くということも、一つの大きな行政としての役割かなというふうに思っていますので、今後そういった方向で、各地域にそういった方々の防災に明るい方です、そういった方の発掘をしていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にこの防災組織のあり方が、今後また大変重要になってきますので、その辺をぜひご指導のほどをよろしく願いしておきます。

で、この中、要するにこの取り組み状況の中で、先ほどちょっと申し上げたんですけども、要するに要援護者の方々を、例えば避難所にご案内する、連れて行く、そうした場合には、やはりその情報というのがないと、まず誰も動けないというのが当然まず一番先にあるわけです。で、そうしたときに、さっき言ったこの個人情報保護法というのがあるわけですけども、やはりどういう方向で、そういう人たちを援護していく体制づくりするかといたら、それぞれいろんな各自治体でもって取り組み方を検討しているわけです。で、その中では、個人が申請する方法とか、あるいは、ちょっとこの中にあるんですけども、共通の関係機関の共有方式だとか、あるいは同意方式とか、そういう方法でもってこの名簿を作成しているというのがあるわけです。で、ある民生委員さんでした。自分たちでさえもなかなか情報がいただけないんだと、で、自分たち民生委員としては、65歳以上の方を掌握しなさいというふうな指導があるんだけども、実際的にはその情報が乏しいと。で、また、社協でさえもそういう情報がいただけてない、という部分があるんだというようなことをちょっと言われて、もっとそのへんは情報のあり方、それを行政としてはみんなが共有できるような体制、そういうものをしていただきたいと思います。それ

が申し上げたのが、名簿作成の整備方法としては、関係機関の共有方式とか、あるいは同意方式とか、これはもう回答されている中で入っていたと思うんで、ご存じだと思うんですけども、そういう方法等があるわけですけど、そのへんをどうでしょうか。みんながもっと共有できるような体制づくりというのは、まずしていただかなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今の個人情報保護法のもとでは、大変情報の取り扱いというのが非常に厳しくなっているということでございますが、それを受けて、本町でも個人情報の保護条例をつくっているわけなんですけれども、いろいろとお話を聞いてみると、条例は国に準じてつくっているわけなんです、その取扱い方について、その自治体の中で必要なものについては、裁量というか、ある程度条例改正もあってもいいんじゃないかなというお話も聞いたことございます。ですから、例えばこの要援護者について、要支援援護者については、例外とか云々とか、ただそれ条例改正が必要ですので、その中身を十分詰めていかないと、やはりこれは情報を漏えいしたということで裁判の対象というか、訴えの対象となっていくしますので、そういう個人の情報の保護と、行政的な公益的な目的、命にかかわるものには、どう調整していくかという部分ですけども、このへんをちょっと勉強させていただきたいなと思っています。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） ぜひそのへんも重要なことですので、早急にそのへんを検討していただければと思います。

次行きます。

次が、防災無線のあり方であります。防災無線といえ、場所によっては何を言っているか聞きにくいとか、あるいはあまり近くにあり過ぎて騒がしいとか、あるいは、なければならぬ災害への対処ができないとか、言い分は様々あるわけですけども、防災への備えとするならば、これは全地域には絶対必要であるんじゃないかと思っています。

で、以前、平成15年に私質問したときの答弁の中で、57基あるという答弁があったわけですが、現在も57基あるのかどうかわかりませんが、他町から比べたらしっかりと整備されているということで、大変住みやすい当町であるということは、私も誇りに思っているところでございますが、やはりもし整備されていない地域、いや、実際的にあるわけですけども、そういう整備されていない地域は、調査していただいて、対処をしていただきたいと思います。

そしてまた、この防災無線そのもののあり方、今、当町ではパンザマストそれが設置されているわけですけども、この防災無線のこの方式、これが今見直されて、各自治体が、そういう自治体が多くなりましたと。そして、また本年はアナログ放送が終了したわけで、そのアナログ放送

が終了したことにおいて、空いた周波数帯を利用したデジタル無線とか、あるいはほかの方法で住民の安全につなげていっているんだということを聞いております。ですから、この当町においても、広報等のパンザマストも老朽化しているところもあると思いますので、見直しの時期が来ているのではないかと思います。これらについて、改善をどう考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災無線の現況と今後の取り組みについてということで、ご質問でございますけれども、防災無線の配備につきましては、本町は県内でいち早く取り組んできており、昭和55年より運用開始し、その後、地域住民の強い要望により広報塔の増設を図ったり、基地局の機器更新を進めてきたところでございます。

また、老朽化による機器更新や、無線のデジタル化への対応、国が進める「全国瞬時警報システム」への対応を図るため、平成21年により検討部会を設置し、調査を行ってきました。しかしながら、現在と同じ使用形態でデジタル化した場合は、数億円の設置費用がかかる半面、その効果は薄く、新たな効果を生むためにはさらに高額な費用が必要なことが判明いたしました。

そこで、今年度に再度検討部会を設置し、現在の方式にこだわらず、幅広い方式について検討を進めているところです。

特に、先ほどお話ございましたけれども、ことし7月に終了しましたアナログ放送が使用していた電波域を活用した新たな防災無線システムの実験が、今から進められようとしている状況であり、その動向を見極めながら、より安価で導入効果の高い防災無線を整備する方向で進めていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にことしからそういう改善に向けたチャンスが出てきたんだということで、ぜひそれは早急に検討していただいて、皆さんがより安全、安心な中で、そういう情報がいち早く届けられるような体制をとっていただきたいと思います。さっきちょっと地域ごとにやっぱりない地域があるというのをちょっと申し上げたわけですが、これは実は植木地区にないわけなんです。これが、なぜなくなったかといういきさつが、防災、改善に対してのこの要望を、そのとき、15年の9月だったんですけど、提出したんですけど、それがいらんとやらもう撤去しますよって、パッパッと撤去されたんですよ。あのときも、私も予算化しましたという答弁をいただきながら、取られた行動は撤去だったんですよ。啞然とした面がありました。だけど、住民からもその後何ら不平不満もなく、大過なく過ぎたということがありまして、私も実はすっかり忘れていたわけですが、今回またしっかりと公民館長さんあたりから、

やはりこの防災に対する情報を素早くキャッチしたいという思いで、植木地区にも早急なこの対応をしていただきたいというような要望がございますので、ぜひそのへんも含めて、この改善がまだまだちょっとかかるようであれば、そっちのパンザマストでもできれば、早目に植木地区のほうには設置していただければありがたいなと思っております。

次行きます。

次は、高齢者の見守り対策についてであります。

この1、2、3については、関連していますので、一括でお尋ねいたします。

総務省が発表した2010年の国税調査によりますと、ひとり暮らし世帯が最も多い家族形態となっているとありました。今まで最も多かった夫婦と子供世帯を上回って、今後もさらに増え続けるんじゃないと言われております。当町も例外なく、ひとり暮らしの世帯が増加傾向にあって、ひとり暮らしの方々の生活が危惧されているところであります。

この質問に対して、前日、7番議員より①については質問をされて、答弁も受けていらっしやったので、この①については割愛いたします。

次の、見守り強化についてであります。先ほどもちょっと触れてきたんですけれども、この民生委員さんがどっちかっていうと見守りについては往々にして、ずっとしていただいているかなと思うんですが、やはり民生委員さん自身も手薄なところもあるのかなど。知らなかった、あの人がいらっしやるのが知らなかったと、確かに言われたこともあったもんですから、やはりこれを、例えば郵便局とか、あるいは新聞、飲料関係の会社、こういう方々の地域でのネットワークづくり、これはどうでしょうか。呼びかけとしてはできないもんなんでしょうかね。これを行政指導で、住民の安心につなげるために、ネットワークづくりができないのかどうか、お尋ねします。

それと、続いて申し上げますが、③の医療情報キットの配付事業の推進であります。これもきのうちょっと答弁されましたんですけれども、もう少し詳しく答弁をいただきたいと思えます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） では、この高齢者の見守り対策についてということで、②について回答させていただきます。

現在、地域の民生委員、児童委員の方々に定期的に見守り訪問を実施していただいているところですが、対象者の増加と多様化する福祉ニーズになかなか対処できない状況が見受けられるところです。そのような中、町内の16の自治公民館では、公民館事業としまして、高齢者のいきいきサロンの運営や見守り訪問に取り組んでおり、その活動は徐々にではありますけれども広がりとつあるところでございます。

また、町におきましても、認知症サポーターや足もと元気教室のリーダー及び地域のボランテ

ィアグループ等と連携を図りながら、支援を必要としている高齢者等の見守り体制の整備を検討しているところでございます。

先ほどご提案ありました郵便局とか、そのほかの広報、これについても今後検討が必要かなというふうには考えています。

それから、医療情報キットの配付事業を推進できないかというご質問ですが、今年度、国は、地域の見守り体制や日常的な支えあい活動の体制づくりの推進を図ることを目的に、「地域支え合い体制づくり事業」を創設したところであり、当初、本町では、この事業を活用し、質問にあります救急医療情報キットの配付に取り組む計画をしていたところでございます。しかしながら、この配付事業につきましては、実施時期等詳細は未定ですが、県が県下一斉に取り組むと情報もあったところであり、現在では連絡待ちの状況です。このため、先ほど説明しました、今年度本町では、災害時要援護者の支援のためのシステム構築に、この事業費を活用しようということで考えているところでございます。

以上です。

○議員（10番 池田 克子君） 情報キットについて、もう少し。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） 情報キットにつきましては、きのうもちよつと説明しましたけれども、支援を必要ひとり暮らしのご家庭に、冷蔵庫とよく言われているんですけど、冷蔵庫にその人のかかりつけの病院とか、それから既往症とか、それから連絡先とか、そういうものを入れておくことによって、もしもの時があったときに、救急車が駆けつけたとき等に対応するための事業でありまして、先ほども町長から説明ありましたが、今年度この事業に取り組む予定でございました。県のほうに確認したところ、県のほうが県社協を通じて、市町村社協に呼びかけを今行っているところだそうです。で、時期等は不明ですけども、今年度事業ということで県のほうもとらえておりまして、県社協に言わせると、7つの理事的な社協があるんですけども、県内に、そちらのほうには既に呼びかけていると。で、本町の社協のほうには、まだそういう連絡は来ていないということですので、今後それを待って対応していこうかなと。ただ、県が言われるには、社協だけ、民生委員さんだけとか、そういう方々だけをお願いするには無理があるだろうということで、実際のところは町の地域包括支援センター、こちらと連携をとりながら、配付事業については取り組んでいくというようなことでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 本当にこれは、全国の自治体で既に成果を収めているという現状であります。ペットボトルサイズの筒の中に、いろんな情報を書いて、それを冷蔵庫に入れ

て、緊急のときにそれをもとにして対応していくという、医療の、救急医療情報キットであります。県がじゃあ各自自治体に対して予算化もしてくれるわけですかね。それ、県の指示を待つというようなことをおっしゃいましたんですけれども。

○議長（山中 則夫君） 答弁をちょっとお待ちください。このチャイムまで、ちょっと聞きとれませんのでちょっとお待ちください。

○議員（10番 池田 克子君） これ終わってから。

○議長（山中 則夫君） 少々お待ちください。——福祉課長。

○福祉課長（大脇 哲朗君） もともと県の事業として位置づけられておりますので、県社協へは委託方式という形で、三股町からの支出はないということで考えております。

○議長（山中 則夫君） 池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 県の事業であるけども、実施としてはやはりこちら、当町の社協とか包括支援センター、そういうところが実際に動かないといけないわけでしょう。だから、その予算措置としては県のほうから来るということであるわけですね。で、その実施日は、まだはっきりしてないということですか。確認です。ぜひこれは、やはり実施していただいて、皆さんに安心・安全をぜひ与えていただきたいと思いますので、再度の確認をさせていただきました。

今回は、ちょっと私も一問一答形式ということで戸惑いがありまして、不手際もありましたけれども、次回からはそのようなことがないようにしていきたいと思えます。最初申し上げたこの災害時の避難支援の対策等について、先ほど申しましたように、この事例集等があると思えますので、その事例集を本当に参考にしていただいて、これの具体的な実施をぜひしていただきたいと思いますので、最後をお願いしておきまして、終わりいたします。

○議長（山中 則夫君） 一般質問はこれにて終了します。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後0時03分散会

議事日程(第5号)

平成23年9月28日 午前10時00分開議

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第62号から議案第82号、陳情第1号及び請願第1号から第2号)

追加日程第1 意見書(案)第7号から第8号上程

日程第4 議会運営委員会の視察研修報告

日程第5 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員長報告

日程第2 質疑

日程第3 討論・採決(議案第62号から議案第82号、陳情第1号及び請願第1号から請願第2号)

追加日程第1 意見書(案)第7号から第8号上程

日程第4 議会運営委員会の視察研修報告

日程第5 常任委員会の閉会中の審査事項について

日程第6 議員派遣の件について

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君

2番 佐澤 靖彦君

3番 堀内 義郎君

4番 内村 立吉君

5番 福永 廣文君

6番 指宿 秋廣君

7番 上西 祐子君

8番 大久保義直君

9番 重久 邦仁君

10番 池田 克子君

11番 山中 則夫君

12番 桑畑 浩三君

概要について案件ごとに申し上げます。

まず、議案63号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

歳入合計29億3,013万5,997円、歳出合計26億2,871万6,845円で、歳入歳出差引額3億141万9,152円であり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支は6,832万6,469円であります。

歳入の特徴として、一般被保険者医療費分の現年度課税分は90.2%で、平成21年度より1.04%収納率が上昇しています。歳出では、国保税に一番関係の深い、一般被保険者の療養給付費と療養費及び高額療養費の合計は16億109万2,718円で、1人当たり支払い額は25万4,789円で、平成21年度より5,894円支払い額が上昇しています。

審査の過程で、平成22年度決算意見書にも積極的な滞納整理の努力は見られるが、善良なる納税者との関係も考慮され、時効にならないよう、また給付との関係など相互扶助のあり方を指導するなど、保険制度の趣旨を理解させ、未納の回収に特段の努力を望むとの記載があるように、今の保険制度は医療機関等に支払う原資を被保険者全体で確保しなければならず、そのために善良な納税者から1割増しの保険税を徴収しているなど矛盾が多く含まれています。被保険者への啓発も大変重要であるし、国に対しても制度の被保険者側に立った改正の要望も行ってほしいということであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきもの決しました。

次に、議案64号「平成22年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計202万3,184円で、歳出合計157万1,118円であります。歳入歳出差引額45万2,066円であります。歳入の主なものは、繰越金の153万7,249円です。歳出の主なものは、繰出金で、一般会計繰出金143万691円であります。本会計は平成22年度で廃止となる特別会計であります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号「平成22年三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

歳入合計1億9,153万522円で、歳出合計1億8,933万1,055円で、歳入歳出差引額219万9,467円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億501万7,900円、一般会計繰入金7,943万3,897円及び後期高齢者広域連合受託事業収入446万3,689円です。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億6,117万4,794円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案66号「平成22年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご報告をいたします。

歳入合計17億3,027万160円で、歳出合計17億1,730万1,267円で、歳入歳出差引額1,269万8,893円であります。

歳入の主なものは、1号被保険者保険料2億6,351万3,200円、収入に占める割合は15.23%、国庫負担金は2億7,195万837円、国庫補助金1億3,002万750円で、合計の国庫支出金は23.23%、支払基金交付金4億7,048万6,949円で27.19%、県負担金2億2,962万8,000円、県補助金647万1,375円で、県支出金の合計額2億3,609万9,375円で13.65%です。

歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費5億1,637万5,249円、地域密着型サービス給付費1億857万6,720円、施設介護サービス等給付費6億3,344万6,115円、居宅介護サービス計画給付費5,440万177円で、介護サービス等諸費の合計は13億2,171万2,028円で、前年度比3.30%の伸びを示しています。なお、介護予防サービス等諸費は1億1,449万3,913円であります。

審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案67号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

歳入合計1,373万3,296円、歳出合計1,333万657円で、歳入歳出差引額40万2,639円であります。

本特別会計は、介護保険特別会計の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目7介護予防サービス計画給付費1,142万8,080円に基づく特別会計です。

歳出の主なものは、委託料913万7,542円です。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「三股町暴力団排除条例」について報告いたします。

宮崎県が、平成23年8月1日から施行したのを受けて、本町でも条例を制定しようとするもので、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案76号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額29億5,260万1,000円に歳入歳出それぞれ1,477万

8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,737万9,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、療養給付費等交付金3,679万6,000円を増額、準備基金繰入金からの繰り入れを全額減額し、前年度からの繰越金1億1,813万円を増額しようとするものです。歳出の主なものは、疾病予防費398万円、償還金300万3,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額1億9,867万9,000円に歳入歳出それぞれ232万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億99万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、平成22年度決算に伴う繰越金190万3,000円です。歳出の主なものは、平成22年度決算に伴う他会計繰出金190万4,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額17億6,616万6,000円に歳入歳出それぞれ2,104万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,721万円とするものです。

歳入の主なものは、平成22年度決算に伴う繰越金1,296万7,000円です。歳出の主なものは、平成22年度決算に伴う他会計繰出金1,484万円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額2,085万円に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,126万2,000円としようとするものです。

歳入の主なものは、平成22年度決算に伴う繰越金40万1,000円です。歳出の主なものは、平成22年度決算に伴う他会計繰出金の40万2,000円です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願2件についてご報告をいたします。

請願第1号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町大字宮村192番地大峰愿氏よりの請願であります。本案は、平成19年10月に郵政民営化法に基づき、郵政、貯金、保険の三事業一体が崩れ、分社化による非効率性

が現出し、国民サービスの面でも「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が多く寄せられている現状にあるため、郵便、貯金、保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便性に支障がないよう、一刻も早く郵便改正法案を成立するよう望む請願で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政改革担当大臣に意見書を提出しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書」について説明申し上げます。

本案は、宮崎市旭1丁目8番28号宮崎県弁護士会近藤日出夫会長よりの請願であります。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するため、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要であり、現状では、非常勤の立場で安定的に勤務できる任用制度がありません。職種の専門性に着目した専門任用制度を新たに整備を行うために、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長に意見書を提出しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長、福永君。

〔建設文教常任委員長 福永 廣文君 登壇〕

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） それでは、建設文教委員会の審査についてご報告申し上げます。建設文教委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議案68号ほか8件、請願1件の計10件でございます。以下、案件ごとにご説明申し上げます。（「陳情、請願じゃなくて」と呼ぶ者あり）すいません。陳情1号の10件でございます。申し訳ありません。

議案第68号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入合計4,197万19円、歳出合計4,155万720円、歳入歳出差引残額41万9,299円を実質収支額とする。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の1,063万7,620円、繰入金2,810万円。歳出の主なものは、施設管理費の1,006万7,582円、公債費の2,611万2,106円となっております。

審査の経過、現在の集落排水加入率が該当351戸中307戸の87%であります。さらなる加入率のアップのための加入促進を望むということでございます。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案69号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入合計3,547万3,524円、歳出合計3,473万194円、歳入歳出差引額74万3,330円を実質収支額とする。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の982万761円、繰入金2,308万円。歳出の主なものは施設管理費の917万9,000円、公債費の2,516万9,000円となっております。

宮村南部地区におきましても、加入率が現在360戸中261戸で75%であります。今後、さらなる加入率のアップのために加入促進をお願いいたします。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第70号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入合計2億9,004万9,126円、歳出合計2億8,803万7,813円、歳入歳出差引額が201万1,313円を実質収支額とします。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の2,952万299円、国庫支出金の6,300万2,000円、繰入金1億1,637万1,000円、町債6,917万2,000円となっております。

歳出の事業費の中で主なものは、委託料の合計5,218万2,236円、公債費9,063万198円となっております。支出の中で多額を占める委託料について、いま一度見直すべき点はないか、それぞれの委託業務の中身についてもさらに無駄がないかなど検討すべきであろうという意見が出ております。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第71号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入合計274万8,328円、歳出合計250万1,647円、歳入歳出差し引き額24万6,680円を実質収支額とします。

歳入の主なものは、使用料及び手数料の272万7,700円。歳出の主なものは、管理委託料の100万6,019円、積立金113万9,000円となっております。

なお、本特別会計は22年度までとすとなっております。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第72号「平成22年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」。

収益的収支の収入額は3億7,907万4,240円で、前年度に比べ95万6,445円、

0.3%の減収となり、支出額は3億2,851万7,506円で、前年度に比べ345万8,287円、1.0%の減となりました。その結果、当年度の純利益は5,055万6,730円で、前年度に比べ250万1,842円、5.2%の増収となりました。

また、資本的収支については収入1,425万4,000円に対し、支出2億1,455万3,183円で、差し引き2億29万9,183円不足であります。減債積立金2,025万428円、建設改良積立金4,000万円、当年度分損益勘定留保金1億3,517万8,578円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額487万177円で補てんいたしました。

審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第74号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」。（「委員長」と呼ぶ者あり）はい。（「剰余金処分計算書は可決したの。今、報告になかったけど」と呼ぶ者あり）

剰余金の処分については可決いたしました。すいません。

議案第74号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」。

三股町水道事業設置等に関する条例、昭和43年三股町条例第6号の一部を次のように改正する。

第2条第3項中の「2万4,850人」を「2万6,200人」に改め、同条第4項中「1万4,783立方メートル」を「1万1,000立方メートル」に改める。

附帯意見として、災害時等の緊急事態に消火栓による吸収される水量について、この条件で問題はないかというような意見もありましたけども、問題ないということでございました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

第1条、歳入歳出予算の総額4,334万円に歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,336万5,000円とする。

歳入においては、繰越金を41万8,000円増額し、一般会計繰入金を39万7,000円減額する。歳出においては、農業費2万5,000円を増額する。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

第1条、歳入歳出予算の総額3,444万6,000円に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,534万6,000円とする。

歳入においては、一般会計繰入金を15万8,000円、繰越金を74万2,000円増額する。歳出においては、農業費を90万円増額する。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」。

第1条、歳入歳出予算の総額3億4,113万7,000円に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,143万9,000円とする。

歳入においては、繰越金を201万増額し、一般会計繰入金を170万8,000円減額する。歳出においては、公共下水道事業費を59万9,000円増額し、公債費を29万7,000円減額する。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第1号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい」という案件でございます。

平成18年オープン以来、年平均1万600人が利用しているが、コースが2コース、18ホールしかないため、大きな大会または利用者が多いときには、待ち時間が多く不便を感じている。町民のスポーツレクリエーションとして、またふれあい健康づくりの場として、より多くの方々が利用できるよう増設していただきたいという概要でございます。

審査の結果、当パークゴルフ場はオープン以来まだ5年しか経過しておりません。また、3年前にも同様の陳情がなされておりますが、不採択となっております。

本年、弓道場の建設など財政状況が厳しいという点、また現地調査もいたしました。増設場所の問題等、現在のパークゴルフ場に隣接して増設するか、また別な場所を考えるべきか慎重に検討するべきであるという結果であります。

審査の結果、全会一致で継続審議するものと決しました。

以上、報告終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長、上西さん。

〔一般会計予算・決算常任委員長 上西 祐子君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（上西 祐子君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査の報告をいたします。

常任委員会に付託された案件は、議案第62号と議案第75号です。

それでは、62号から報告してまいります。

議案第62号「平成22年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご報告いたします。

本案は、歳入決算97億1,584万2,548円、歳出決算93億7,862万8,329円、差し引き額3億3,721万4,219円で、23年度に繰り越す繰越明許費5,499万4,400円を差し引きますと、実質収支は2億8,221万9,819円となっております。詳

細については、一般会計決算資料及び決算審査意見書に述べてありますので省略いたします。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第75号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご報告いたします。

本案は、国、県の補助内示決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費などや入札残などの補正措置を行うものです。

歳入歳出予算の総額90億5,219万2,000円に歳入歳出それぞれ2億8,412万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億3,631万4,000円とするものです。

歳入についての主なものを説明いたします。

地方交付税は交付決定により増額補正し、国庫支出金は国庫補助金から県補助金に組み替えするとともに、安心、安全な学校づくり交付金ほか、採択されなかった事業補助金を減額するものです。

県支出金は、老人福祉費補助金を交付決定により増額補正し、安心こども基金特別対策事業補助金及び森林整備加速化・林業再生事業補助金などを追加補正するものです。

財産収入については、町有地売払収入を増額補正し、繰入金は平成22年度特別会計決算に伴う精算返還金及び基金繰入金をそれぞれ増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を補正し、諸収入については清掃費関係の都城精算分などを増額補正するものです。

町債については、弓道場建設に伴う補助金の増額により町債を減額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費については、災害備蓄倉庫整備事業を増額補正し、庁舎の空調機器購入の入札残ほか、県議会議員等選挙費用を減額補正するものであります。

民生費については、災害時の要援護者台帳の整備ほか、地域子育て創生事業の電算システム開発や児童館の備品購入費の増額補正であります。

衛生費については、新型インフルエンザワクチン接種国庫助成事業の廃止に伴う季節性インフルエンザ事業への移行経費ほか、平成22年度衛生センター負担金の精算分などを増額補正するものであります。

農林水産業費は、畜産業費において口蹄疫等予防対策経費の増額補正ほか、農道整備事業などの増額補正であります。

土木費は、道路維持補修費等を増額補正するほか、公園管理費を増額補正するものであります。

教育費は、三股小放課後児童クラブ室改修事業のほか、給食センター蒸気ボイラー購入事業の

入札残などの減額補正であります。

諸支出金については、前年度繰越金の2分の1ほか、土地売却収入などを基金積み立てするものであります。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第2. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。

質疑ありませんか。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 陳情第1号についてお尋ねします。

このパークゴルフ場ですが、これを最初つくるとき、当時溝口課長だったと思いますが、2コースじゃだめだと、5コースつくれと主張したんですよ。1コースは芝生の養生に使い、4コースを使用すると、そして順繰り回せばいいじゃないかということで主張したんですが、なかなかあいつも頑固で2コースでやるって聞かんかったわけですが、こういう中途半端なものをつくっちゃだめだと。2コースだったら、もうすぐあんどして、あんどするわけです。一気ならこりゃだめだと言ったんですが、結果的に2コースになってしまいました。しかし、この2コースをつくる、今度拡張するというのもっともな意見だと思います。今の2コースじゃ使用に耐えないだろうと。どうしてもあと2コースは必要だと思います。それで、今の場所に拡張する2コースをつくるということは実際に可能なかどうか。ちょっと谷やらいろいろあって、その造成費が非常にかかるんじゃないかなというような気がしますが、その点は調べてどうだったんですか。

○議長（山中 則夫君） 委員長、これはそちらでいいです。自席でいいです。

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） 建設文教常任委員で、パークゴルフ場の会長の別納さんをお交えて、現場を、雨の中でございましたけれども、向かって右側の池のところをずっと上がって行って、視察して現場でいろんな話した経緯がございます。

現場は谷になっておって、やっぱり相当谷のままでは、景観とかやっぱりパークゴルフ場にあったアーケードのところがいいだろうというそういうことを考えると、造成とか、2コースつくるにはちょっとやっぱりスペース的にはあそこだけでは無理じゃないかなというような考えも出たところでございます。さらに、今は現在パーク場での左手の斜面の幾らか削ってというような

考えも出されましたけども、相当経費の件なんかは話に出ていませんでしたので、現状の状態ではそういう財政状況等もかんがみて、慎重に検討すべきであるということが出たところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 今の場所に拡張するには造成費が相当要ると、そしたら新しい場所に4コースつくると、いずれにしてもどっちがいいか、どっちがいいかですよ。いずれにしても、この請願の趣旨は4コースが欲しいわけですから、その4コースをつくってくれというのは今の場所につくるか、新しい場所につくるかは別として、ここで継続審議にせずに私は採択すべきだと、4コースは必要だと思います。採択すべきだと。継続にしてみたって、その問題がやっぱり引こずるわけです。とにかく4コースはつくるということにして、今の場所にするか新しくつくるか、それはまた執行部に考えてもらってやればいいことかなと思います。議会認識としては4コースつくるべしということです。私はそう思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、議題になっております陳情第1号について、委員長にご質問いたしますが、金額の話もありましたけれども、継続の趣旨がちょっとわかりづらかったですね。そこがだめだから継続にしようとしてるのか、ほかのところのためにもお金が要るかわからんから継続にしようとしてるのか、その継続の理由がわからないんで、どういう趣旨で継続にされたのかももう少しわかりやすく。でないと、例えば、今駐車場がありますね、駐車場をつぶしてほかに駐車場を移すっていうもう一つありますね。だから、いろんなものがあるとは思いますが、継続にするために私がここで今聞いて可決せにゃいかんわけで。どういう趣旨で継続なのかいま一度お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） 現在、パークゴルフまたはグランドゴルフをされてる町内の人口の方々も多数いらっしゃいます。同じように健康増進とかそういう目的で、同じ目的だろうと思います。そういう関係で、現在パークゴルフの会員の方160何名、そしてまた現在グランドゴルフされてる町民の方は恐らくそれに倍するか、それ以上の方々がおられてます。そういうスポーツ人口と申しますか、160何名の方々、それ以外の方々も利用されますけれども、さらにまた、町内外の数字もちょっといただきましたけども、やっぱり半々ぐらいと思っておりますけども、そういう費用対効果と申したらあれですけども、そういう点をもうちょっと検討すべきじゃないかというようなことも話しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 例えば、山田のパークゴルフ場があるんですが、あそこは何コースあるんかわかりませんが、相当広いパークゴルフ場です。私もいろんな会があって呼ばれると、ほとんどパークゴルフちゅうたら山田でお呼びがかかります。ということは、三股の人たちも相当行っているのではないのかなと逆に思うんです。山田が近い、遅いということも一つあるんですけども、今度焼却場があっちできるからより近く感じるのかもしれませんが、三股町とすれば、議会とすれば趣旨採択みたいな形のほうがよかったのではないのかなと私は思います。そういう話があったのかなかったのかだけ教えてください。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○建設文教常任委員長（福永 廣文君） 報告いたしましたとおり、全会一致で継続審議するということに決しまして、この場で採択云々という話はございませんでした。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第3. 討論・採決（議案第62号から議案第82号、陳情第1号及び請願第1号から第2号）

○議長（山中 則夫君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第62号「平成22年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この62号について反対討論いたします。

平成22年度は口蹄疫、新燃岳噴火と、町民にとって思ってもいかなかった災害が起こりました。景気もよくなるどころか悪くなる一方で税収も落ち込みました。本町のこの決算は評価する面はたくさんありますが、このような情勢の中で相変わらず今までと同じように、先延ばしても町民にとっては困らないような畑かん事業整備事業とか、道路新設工事などの公共工事が行われました。そのために大幅に町債も増えております。災害が起こった場合などはそのための経費が大きく膨らむのはわかり切っていますので、過去の慣例や発想を払拭し、特別に急がないような公共工事などは先延ばししてもよかったのではないかと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第62号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。異議があるようですので、起立により採決します。

それでは、議案第62号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 賛成多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第63号「平成22年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第63号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第64号「平成22年度三股町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第64号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第65号「平成22年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第65号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決を行います。議案第65号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第66号「平成22年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決を行います。議案第66号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第67号「平成22年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第67号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第68号「平成22年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第69号「平成22年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第70号「平成22年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第71号「平成22年度三股町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり認定することに決定しました。

議案第72号「平成22年度三股町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり認定及び可決されました。

議案第73号「三股町暴力団排除条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「三股町水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり決定しました。

議案第75号「平成23年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この一般会計補正予算についてですが、この予算書の中には1,000万円の地方債の補正が含まれております。これはすなわち1,000万円がクリーンセンター建設事業に使われます。この地方債は、結局三股町が都城市に出す13億円につながるものです、そうですね。だから、私はどう考えても、もうすぐ10月3日に落札業者の発表があるということですが、ストーカ炉方式よりガス溶融のほうがよっぽどすぐれてると思っております。それで、なぜガス溶融じゃなくてストーカ炉方式になったのかと。あの検討委員会ではほとんどガス溶融炉で決まりかけてたわけです。それを長峯誠市長がひっくり返したと、ガス溶融炉は危険だ、危ないだ、何だと理由を述べてひっくり返す。私は、このひっくり返す進撃の裏には非常

な利権絡みのおいがるんですよ。それで、延岡市はストーカ炉方式ですが、大体同じ規模ですが70億円でつくってますね。余りにも高過ぎると、都城は。それで廃棄物処理業者に委託するわけですが、延岡とか全国的にはトン当たり3,000円でいくと。どうも都城はトン当たり5,000円でやるということらしいです。こういったガス溶融炉の場合もほとんど処理場が要らんぐらいに少ないわけですよ、残渣が。それで医療廃棄物とかダイオキシンとかいろんな問題も解決される。だから、こういったあの不透明な決定に対しては私は反対すると。反対します。もう決まっているわけですが、決まってるわけですけど、一応私は反対を貫きたいと思ってます。以上です。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから起立により採決します。議案第75号は一般会計予算・決算委員長報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「平成23年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第76号は総務厚生委員長報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号「平成23年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第77号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「平成23年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成23年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第79号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号「平成23年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第80号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号「平成23年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第81号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号「平成23年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第82号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号「上米公園パークゴルフ場のコースを増設して頂きたい」を議題として討論・採決を行います。

陳情第1号は建設文教委員長から委員会について審査中の事件につき、会議規則第74号の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。陳情第1号は建設文教委員長の報告のように閉会中の継続審査をすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、陳情第1号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

建設文教委員長におかれましては、閉会中の審査方よろしくお願いいたします。

請願第1号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について」を議題として討論・採決を行います。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） この案件については、現在国会に提出されておりました、民主党、国民新党による提出であります。その法案はまだ審議する必要があると思われまます。ですから、改革について審議そのものを拒否するわけではありませんが、ただ今回のこの意見書案の提出については見送りたいと思いますので、以上、反対の立場から意見を申し上げました。

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 小泉改革によって、自民党、公明党が郵政民営化を図って、それで郵便局の民営化を図って、郵貯350兆円をアメリカ側に差し出そうというようなことですよ。結局それらのことによって外資が手を突っ込めると、我々の財産に。そういうことをやったわけですが、まさに、今、国民新党の亀井静香を中心とした人たちこそ、私は愛国者だと、彼らのほうが正しいと思っております。だから私はこの請願には賛成します。

○議長（山中 則夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立によって採決します。請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第1号は原案のとおり採択されました。

請願第2号「地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願書」を議題として討論・採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第2号は総務厚生委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は原案のとおり採択されました。

ただいまの請願第1号、請願第2号の採択に伴う意見書（案）の取り扱いについてお諮りします。意見書（案）第7号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）」、意見書（案）第8号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）」を日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。それでは、議事日程表の日程第3の次に、追加日程第1、意見書案第7号から第8号上程を記入お願いいたします。

これより意見書（案）作成及び配付のため、10分間本会議を休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時24分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

追加日程第1. 意見書（案）第7号から第8号上程

○議長（山中 則夫君） 次に追加日程第1、意見書（案）第7号から8号を一括して上程いたします。

意見書（案）第7号「郵政改革法案の早期成立を求める意見書（案）」について提出者の説明を求めます。大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは、意見書（案）第7号についての説明を申し上げます。

郵政改革法案の早期成立に関する意見書について趣旨説明をいたします。

郵便局は、地域社会において、「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に、山間地域においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献してるところであります。

19年10月に郵政民営化法案により分社化され、国民サービスの面で「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行するさまざまなサービスダウンが生じ、地域住民からの不安の声が大きく寄せられています。このため郵政事業の経営形態を見直し、利用者本位の簡便な方法により、郵政局で具体的に利用できるようにするとともに、将来にわたり、全国において公平に利用できることを確保するため、国は、昨年4月に郵政法案を閣議決定し、通常国会に提出をしましたが、依然、秋の臨時国会、23年第177号通常国会も去る8月31日会期を終えて、衆院で本会議で郵政改革法案を継続審議と決め、未だ成立していない状況が続いています。

このことは、長年にわたり国民共有の財産として築き上げられた郵便局ネットワークの維持困難となることが予想されます。よって、国において郵便、貯金、保険のサービスが将来ともに郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう強く望むものであります。

以上、趣旨説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認をいただき、意見書を関係大臣に対し提出いただくよう意見書を提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第7号を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。意見書（案）第7号は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、意見書（案）第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第8号「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）」について提出者の説明を求めます。大久保君。

〔8番 大久保義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） それでは意見書（案）第8号について説明をいたします。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の趣旨説明をいたします。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、地方で自主主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割、責任が不明確となることが懸念されております。もとより地方自治体もこれまでに工夫、努力によって消費者行政を充実させることは当然であり、本町にしてもより一層の工夫、努力によって消費者行政を充実させることが、住民に対する責務であると考えられる。これまで、消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、地方自治体の意識や体制は、地方自治体間において格差も見られることから、現在、国から支援として地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員による人的体制強化など、継続的かつ実効的な財政支援をお願いするものであります。

以上、趣旨説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認をいただき、意見書を関係大臣に対して提出するものであります。よろしくお願ひいたします。

なお、ちなみに三股町福祉消費者相談センターの利用状況についてを説明を申し上げます。

まず、22年の5月から3月までの利用状況でございますが、相談件数が227件でございます。月ごとには申し上げませんが、23年度の現状を申し上げますと、4月から8月までの現在の状況が67件でございます。まず、主な相談についてははいはい学校の問題でございます。それから多重債務の問題、それから未公開株の問題でございます。そういうことが、いろいろと相談があつてあるようでございます。

そういうことで、私の趣旨説明を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第8号を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書（案）第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第8号は原案のとおり可決されました。

意見書は速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第4. 議会運営委員会の視察研修報告

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議会運営委員会の視察研修報告を議題とします。

議会運営委員長、報告をお願いします。桑畑君。

〔議会運営委員長 桑畑 浩三君 登壇〕

○議会運営委員長（桑畑 浩三君） 議会運営委員会の視察研修の報告をします。

議会運営委員会は、7月20日福岡県川崎町議会で正副議長2名、議会運営委員会委員5名、事務局2名の9名で研修してまいりました。

まず、川崎町の概要ですが、福岡県の筑豊地方にあり、人口2万人弱、面積36.1平方キロメートルの町で、平成23年度の一般会計の予算規模は88億円、うち議会費1億5,000万円、構成比は1.7%であります。議会の特徴としては議員定数17名、改革目標として、議会基本条例の制定、休日議会の実施、模擬議会の実施、議会主催の住民懇談会、議会報告会の実施を行っております。

研修のほうは、川崎町議会と一問一答方式で進められました。

1つ、住民懇談会、議会報告会の運営状況。2つ、議決事件の議決までの審議方法、策定段階からの関与の有無。3、一般質問の通告書のあり方。4、通年議会の実施状況の4項目であります。

まず、川崎町議会基本条例の制定と議会改革の取り組みについてですが、この川崎町議会の基本的事項を議会みずから規定し、議会の会期を1年とする通年議会の実施、加えて議員の質問に執行部のほうから質問ができるという、反問権を与えるなどを基本条例に定め、この条例を駆使して、住民の負託にこたえることが、議会に課せられた使命と位置づけられております。

また、議会改革の目的を、制定と合わせて柱として4つ掲げております。それは、「開かれた議会」「住民参加の議会」「存在感のある議会」「信頼される議会」となっています。その4つの柱を進める方策として、先行して実施したことが、議会報告会の実施、議会住民団体懇談会の実施、議員の資質、政策能力向上のための現議員研修会の実施、その他議会改革に関する事項でありました。

その他の議会改革では、議員定数の削減、昭和22年9月から本会議の様子が見られるようにインターネットを通じて放映を開始しております。

あと、依頼した研修項目、住民懇談会、議会報告会の運営状況についてほか、合計4項目に対する説明・回答、それに対する一問一答の質疑については、一緒に研修参加した事務局のほうで研修記録としてまとめておりますので、議会改革の協議資料として活用していただきたいと思っております。

終わります。

日程第5. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第5、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

総務厚生及び建設文教常任委員長より議長あてに、閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請がきておりますので、その概要を説明いたします。

まず、総務厚生常任委員会ですが、11月14日から2泊3日の日程で石川県珠洲市及び近隣市町において、次に建設文教常任委員会ですが、11月1日から1泊2日の日程で鹿児島県日置市、薩摩川内市及び熊本県熊本市において、それぞれの所管事務の調査を実施したいとのことでもあります。

お諮りします。ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中も活動ができることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま説明しました調査については、それぞれの常任委員会の閉会中の審査事項とし、各常任委員会は閉会中にも活動できることに決しました。

日程第6. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。お配りしております日程第6の資料のとおり、県町村議会主催議員大会ほか研修にそれぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上ですべての案件を議了しましたが、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時42分休憩

〔全員協議会〕

午後0時04分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成23年第7回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 桑畑 浩三

